

1998年3月

女性並びに子どもに対する
国際的人身売買及び商業的性的搾取に関する
マニラ会議報告書

1997年11月6-7日
フィリピン・マニラ市

共催 フィリピン政府子どもの人権特別委員会
財団法人女性のためのアジア平和国民基金
協力 ESCAP, ILO, UNICEF, ECPAT

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

目次

背景・目的	1
目標	2
提言	3
開会挨拶	
有馬真喜子 アジア女性基金副理事長	5
プレスピテロ・J・ベラスコ フィリピン法務省事務次官	6
清水澄子 参議院議員	8
ベリンダ・C・マナハン フィリピン社会福祉開発省事務次官	9
基調講演	
サイスリー・チュティクル タイ上院議員・首相秘書官室顧問	11
阿部浩己 神奈川大学法学部	21
シンポジウムⅠ：子どもの商業的性的搾取：法的見地	
ヴチット・ムンタボーン タイ チュラロンコーン大学法学部	27
シンポジウムⅡ：女性と子どもの売買及び商業的性的搾取：NGO 戦略	
アミハーン・アブエバ ECPAT国際執行委員会	32
オーロラ・デ・ディオス アジア太平洋における女性の売買反対連合	42
スダラット・シリーウット FACE	52
ペン・スワナラット メコン地域法律センター	57
宇佐美 昌伸 清水澄子事務所	59

国際機関からの報告

テルマ・ケイ ESCAP・都市及び農村開発部	62
ギイ・シーチ 国際労働機関(ILO)東南アジア地区	64
パーセベナンダ・ソウ ユニセフ・フィリピン事務所.....	70
トニー・ニューマン 世界移住機関(IOM)	72

各国報告

イム・ポー (カンボジア).....	79
タルンネサ・アブドゥラ(バングラデシュ)	85
ベルナデット・マクメナミン (オーストラリア)	89
ウルミラ・B・シュレスタ(ネパール)	94
プラバ・バスネット (ネパール)	96
ラリタ・S・A (インド)	98
ラリタ・ディサナヤケ(スリランカ)	104
スレイ・チャンバララ (カンボジア)	109
パム・フォアイ・ジアング (ベトナム)	113
グエン・コン・ホン(ベトナム)	116
インタリシ・トコロスウォンド(インドネシア)	120
ビジェイ・バスカル(インド)	125
クルシート・E・アーメッド(バングラデシュ)	131
参加者名簿	138

背景

1996年8月、スエーデンのストックホルムで開催された世界会議において採択された“子供の商業的性的搾取に反対する行動計画”は、国、全ての社会機構、並びに国内、地域、国際機関に対し、子供に対する商業的性的搾取の禁止と行動を呼びかけている。その行動計画は“連絡と協力” “予防” “保護” “回復と再起” 並びに“子どもの参加”をカバーしている。

1995年、北京で開催された第4回世界女性会議で採択された行動綱領も、同じように政府に対して、性的搾取、子ども買春、並びに子どもポルノ等を含むあらゆる暴力から少女を護るために法的整備と強化を、戦略目的L7で要求している。

複雑に入り組んだ政治的、社会的、経済的原因で、アジアにおける女性及び子どもの多くがその人権と尊厳を傷つけられ、言葉に尽くせない悲惨な状況に置かれている。

肥大化する観光産業や構造的貧困の中での生活を強いられる人々の増加により、アジアの女性と子どもが、国際的人身売買や商業的性的搾取の被害者となる可能性は増え続けている。HIV感染者やエイズ患者の増加により、これら被害者の状況が、さらに悪化していることをうかがわせている。

目的

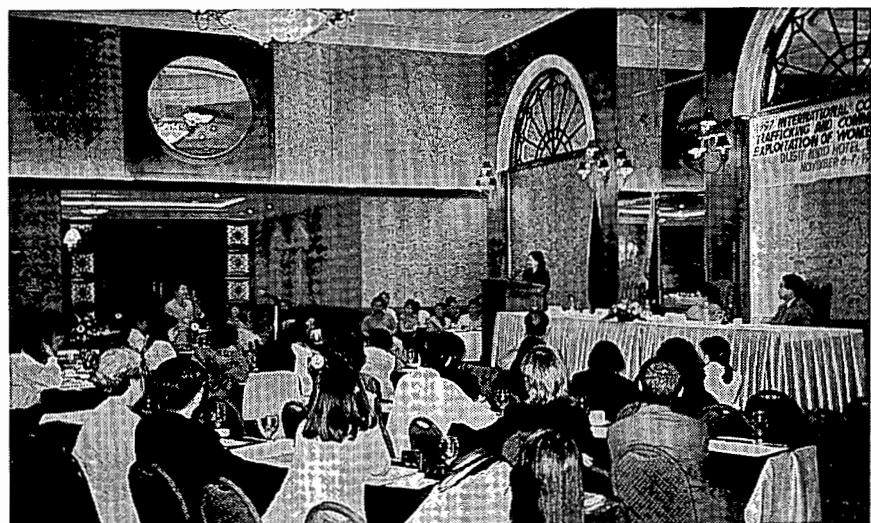
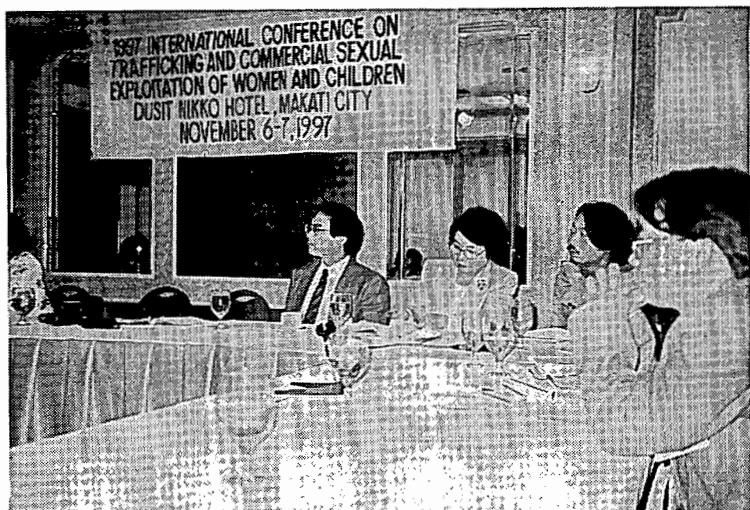
本会議の目的は次の二点である。

1. 女性と子どもの人身売買や商業的性的搾取を予防し根絶するよう政府間、専門家及び民間団体の間で情報交換を活発に行う。
2. 子どもに対する性的搾取に反対する行動計画並びに北京の行動綱領を早急に実現するための具体的計画を提案する。

目 標

本会議の最終目標は次のことに寄与貢献することである。

1. 子どもの保護について国内及びアジア地域の具体的な行動計画を作り、法的な枠組みを構築あるいは強化し、女性や子どもを人身売買や性的搾取から護り、保護する。
2. ナショナルフォーカルポイントを設立、又はすでに設立されてあれば強化することにより、女性や子どもを人身売買や性的搾取から護り、保護するための各国のキャパシティを強化する。
3. 女性と子どもを、人身売買や商業的性的搾取から護り保護するために、アジア地域の関係政府機関、研究機関あるいは関係N G Oがネット・ワークを構築したり、既存の情報網の強化を促進する。



女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関するマニラ会議

提言

女性と子どもの売買と商業的性的搾取は、国際的意味をもつ現象であり、世界的に増加している。この現象は、世界のあらゆる地域において、犠牲者の権利と生命をひどく脅かしており、国内及び国際レベルでの協力を通じた早急な対抗行動が求められている。

女性と子どもの売買と商業的性的搾取に対する行動を導くために、すでに様々な国際的文書が存在しており、それらの批准、効果的な実施、監視が必要である。この中には、国連人身売買禁止条約（1949年）、国連人権委員会「子ども売買、子ども買春及び子どもボルノ防止行動計画」（1992年）、国連人権委員会「人身売買防止行動計画」（1996年）、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、第4回世界女性会議行動綱領、ストックホルム世界会議行動計画などが含まれる。これらの文書は、この問題に対する施策に関して包括的な枠組みを提供するものである。

我々「女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関するマニラ会議」参加者は、女性と子どもの売買と商業的性的搾取の根絶にNGOが果たしている重要な貢献を認識し、上記の文書に基づく提案を行う。なお、多様な社会経済的、文化的及び歴史的背景、また各国間の発展段階の違いによって、国ごとの優先順位が異なり得ることを認識する。

女性と子どもの国境を越えた売買と商業的性的搾取に対しては、様々な機関、団体、活動が広く存在しており、これは、国内、国際双方でのコミットメントと関心が高まっていることを反映していることは疑いがない。しかしながら、限られた資源が効果的に利用されることを保証することが不可欠であり、そのためには取り組みの重複を避ける必要がある。

I 国内レベル

A)全般

国内計画の策定／政府・NGOによる状況分析（最低2年毎、1998年末に最初の報告）

B)予防

産業界、メディアへの教育、動員／法律の周知、情報キャンペーン（子どもにわかりやすい形態を含む）／重点職業グループへの訓練／重点地域での社会経済的介入策／すべての子どもに対する無償の義務教育

C)保護

被害者の再被害を防ぐためのジェンダー・子どもに敏感な司法過程、職員の訓練／既存法の下での被害者的人間的取扱い／犯罪者のフォローアップ

D)加害者に対する法的その他の制裁及び医療的・心理的介入

資産の没収、被害者への補償／労働法改正による債務奴隸、セクハラ対策／証人保護／政府、自治体、N G O 等の間での捜査協力／被害者の非犯罪化、刑罰の強化

E)社会復帰

社会復帰過程の向上／法改正、保護戦略策定に当たっての被害者や被害者団体との協議の推進／被害者の居住地、出身国への安全な帰還の促進／被害者への社会的支援における地方政府の役割強化／被害者の癒しの問題に取り組む学際的チーム／被害者の社会復帰のための政府機関の設置／家族とコミュニティーに基づいたプログラム

F)情報・監視メカニズム

主要な国際法的文書の国内法、政策、プログラムへの統合／情報交換、教育のためのマルチメディア技術の活用／インターネット上を含む、子どもポルノの監視／人身売買の供給地、経路、受け入れ地の特定とマッピング、信頼性のあるデータベースの構築／包括的で、行動志向で、文化的に敏感な被害状況分析／事件のシステムティックな記録

G)参加

国内計画のフォローアップへの若者の参加の促進（1999年には国際青年会議が提案されている。）／対策の計画、実施、監視に対するコミュニティーレベルでの啓発と参加の促進

II サブ地域／地域／多国間レベル

メコン地域での協定締結／アセアン行動計画の実施／捜査・司法共助の促進／国際的監視機関（国連女子差別撤廃委員会、国連人権委員会、国連子どもの権利委員会、インターポールなど）との連携／地域、サブ地域拠点の設定／団体、機関、職種別協会の間のネットワーキングとコーディネーション／北京会議及びストックホルム会議に関する情報交換、調整、協力、フォローアップのための年次フォーラム／北京会議及びストックホルム会議の機関横断フォローアップ・メカニズムの強化

開会挨拶

有馬真喜子

アジア女性基金副理事長

大臣閣下、来賓の皆様そして参加者各位に対し、アジア女性基金を代表して、本会議への歓迎のご挨拶を申し上げます。

アジア女性基金は、第二次世界対戦中に苦しみを受けた、言わゆる従軍慰安婦の方々に対する日本の道義的責任を果たすために、1995年に設立されました。同時に、我が国の戦争責任を忘れないために、女性に対する人権侵害や暴力などの現代の女性問題に取り組んでおります。本会議では、昨年のストックホルムにおける世界会議のフォローアップを地域レベルで、女性と子どもに関する今日の問題に焦点をあててまいります。

本会議は、フィリピン政府子どもの人権特別委員会の協力を得て、実現したものであり、合同組織委員会のご努力に心から感謝申し上げます。また、ESCAP、ILO、UNICEF等の関係国連機関や、ECPAT、女性の売買反対連合、FACE、メコン川流域法律センターPREDA他多数の国際NGOのご協力とご助言に対し、謝意を表したいと存じます。

当地マニラで、二日間にわたる討論が十分に活用されて、アジア地域の具体的行動計画の枠組を作り、そして各国の関係機関において実行可能な点を明らかにすることができる事を希望しております。

最後に重ねて、皆様のご参加を歓迎すると共に、“女性と子どもの売買及び商業的性的搾取”という緊急課題に対する効果的な解決方法が見出されることを願っております。

ありがとうございました。



プレスピテロ・J・ペラスコ
フィリピン法務省
事務次官



ご臨席の皆様、おはようございます。法務大臣であり、子どもの人権特別委員会議長のテオフィスト・T・グウィンゴナ・ジュニアの代理としてご挨拶申し上げます。我が国の人権特別委員会の協力で、アジア女性基金の主催により開催されました“女性と子どもの売買及び商業的性的搾取”に関するこの国際会議への歓迎の辞を述べることは私の喜びでもあります。名前でもあります。外国からご参加の皆様、ようこそフィリピンにおいて下さいました。短期間ですが、皆様のご滞在が楽しく、実りある、想い出に残るものとなることを希望いたします。

まず最初に、アジア女性基金並びに子どもの人権特別委員会のスタッフの方々のイニシアティブにより、本会議の準備が進められ、このように実現されたことをお祝い申し上げます。このような努力により、本会議が、生産的な大きな成果を得るものと確信しております。

私ども、法務省は、“女性と子どもの売買及び商業的性的搾取”というグローバルな問題とより効果的に取り組むために、各国政府、専門家、NGOの間で情報交換を緊急に行なう必要があると認識しております。犯罪組織やその活動が進歩したコンピュータ技術を利用して、組織のネットワークを強化しているという不穏な動きがあり、政府の人的・財的資源を超えないまでも、それに匹敵する力を持ってきています。

従って、刑法の抜け道を行く狡猾な方法や最新技術を結集した通信ネットワークによる情報の伝達が工夫されており、犯罪捜査の裏をかいています。

この様な状況は脅威的ですが、矯正できないものではありません。

本会議は、女性や子どもを保護するために、協調し、それぞれのプログラムの増強に向けて画期的な方法を開発するための良い機会です。

女性と子どもの売買は、常にグローバルな関心事であります。世界のすべての国がこの社会悪を根絶するという高い目標を精力的かつ容赦なく追及していくべきであります。

海外で働く我が国の女性たちの中に、搾取と虐待にさらされている者がいます。そのような女性の幸福と利益を守り、促進していくために政府は準備機関を設け、予備的プログラムを作成しました。また、非合法の雇用に反対するキャンペーンを開始しました。現地における支援活動もNGOの協力のもとに行なっています。移民局では、外国で犯罪の犠牲者になりやすい女性労働者が不法に海外に出ることを防ぐ努力をしています。検察当局

は、海外雇用のために不法にフィリピン人を雇用した者を取調べ告訴しています。

これらの対策に加えて、一般のフィリピン人契約労働者の権利、幸福、健康を守るために、法の見直しと新たな法案の可決、規則の明確化が行なわれます。

地方レベルで、女性の売買問題が、政府やNGOにより、取り組まれており、とりわけ、女性の犠牲者に技能訓練や生計の糧を与え、意識の向上に努めます。

立法の立場からみると、フィリピンは、女性や子どもの性的虐待、商業上の搾取、暴力に対するより厳重な法律を制定してきています。

最新のものでは、“1997年のレイプ取締り法”として知られるRA 8353があります。この法規はレイプ罪の定義を拡大し、状況の認定を広げ、罪を重くしています。それにより、死刑の宣告もされますし、また、訴訟や有罪判決を容易にするよう“人に反する罪”として分類し直しています。

もう1つの画期的な立法は、1992年のRA 7910法の可決で、“虐待、搾取、差別からの子どもの特別保護法”として知られています。この法律は、あらゆる形態の虐待、怠慢、残虐、その他子どもの発達を損う諸状況を作り出す行為を有罪としています。多くの子どもの虐待事件が既に裁判になっており、有罪者は刑務所に送られています。

この法律はまた、子どもの売買に従事した者と同様に、健康、保護、安全、モラルの確保のための適切な措置を執ることなく、子どもを雇用した者も有罪としています。RA 7958法の下では（1993年11月9日制定）、法により特別に例外規定がない限り、15才以下の子どもを公私共に雇用することを禁じています。

共和国法6955（1990年6月13日制定）は、フィリピンにおいてメイル・オーダーによる花嫁斡旋事業を営むことを違法としています。通信や郵送等、メイル・オーダーによる外国人にフィリピン女性を斡旋する事業の宣伝をしたり、出版物を出したり、勧誘することは、この法律で禁じられています。

最近のフィリピン刑法制度の発展により、これらの法の執行が容易になり、強化されることが期待されています。また、特別家庭裁判所を設定し、子どもと家族の事例のみを扱います。1997年10月28日に承認されたばかりのRA 8369法は、すべての都市や地方に家庭裁判所を設置し、子どもと家族の事例の取扱いについて特別訓練を受け、精通した判事が任に着くことを命じています。

私が取り上げたのは、女性と子どもの保護に向けて、近年フィリピンで制定された主要な法律の一部にすぎません。それぞれの司法制度の中で、女性と子どもに向けた犯罪と暴力に反対する活動を通して、貴重な情報を交換し、それぞれの体験を共有し合うことを希望しています。

ありがとうございました。

清水澄子
参議院議員

今日、こうしてフィリピン政府と子どもの人権特別委員会の全面的なご協力のもとに、会議が立派に成立しましたことを心より感謝いたします。また、アジア各地で、子どもの商業的性的搾取の根絶に向けて献身的に活動しておられる皆様方にお会いし、今後の行動について話し合いのできることが大変嬉しく思います。とりわけ日本が今回初めて主催国の方を担い、皆さんと責任ある行動への仲間入りができましたことを何よりの喜びとするものでございます。

ご承知のように、日本はアジア諸国から若い女性を性産業に送り込み、あるいは最大の買春客を送り出している国のひとつであり、ポルノグラフィーの世界最大の供給基地であります。そのために、タイやフィリピンなどアジアの多くの子どもたちを犠牲にしてきました。一方、形態は違いますが、日本の国内の女子中高生の売買春問題が広がり、深刻な状況にあります。

日本は 1994 年に「子どもの権利条約」を批准しました。しかし、批准に当たって、私ども女性議員や N G O が強く要求した第 34 条を具体化する国内法の改正については、日本政府は「現行法で十分」という態度を貫き、法的整備は何ひとつ行われず現在に至っています。

しかし、事態は変わりつつあります。1996 年 8 月に開催されたストックホルム世界会議開催を前に、東京で開かれたエクパット代表会議に出席した私は、ロン・オグレディさんより、「日本政府は地域準備会議にも参加しないし、世界会議への案内を出しても何の返事もない」という厳しい指摘を受け、政治家の一員としての責任を痛感しました。私は何人かの女性議員に呼びかけ、ストックホルム会議に政府が出席するよう様々なプレッシャーをかけ、ようやく 7 人の政府代表団を送り込むことが閣議で決定されました。そして、私が政府代表の任命を受けました。

ストックホルム世界会議に参加した政府代表のメンバーは、その討論や内容に触れ、日本がいかに立ち遅れているかを実感したのですが、政府内部の壁を破る行動に出ようとはいたしません。しかし、世界会議で採択した「宣言」と「行動計画」を各国の政府は実行する責任があります。

私は、議会を動かすことが先決だと決意し、子どもの権利条約 34 条を具体化する法律に着手し、今年の 5 月、駐日スウェーデン大使館と日本ユニセフ協会の努力で、シルビア王妃を迎えて開かれたストックホルム会議フォローアップ会合をきっかけに、最大与党である自民党の政策責任者に法制化の必要性を説き、6 月に「与党子ども買春プロジェクト

チーム」を発足させることができました。

今、積極的に議論を重ねておますが、この法律は子ども買春、子どもポルノ、人身売買、性的虐待を禁止し、加害者処罰を規定した刑法の特別立法にすることで合意しました。

今月中には法案が作成され、議会提出は現在開会中の臨時国会を目指しておりますが、遅くとも来年1月から開催される通常国会での成立は間違ひありません。この場ではつきりご報告いたします。

日本をようやくここまで導いた力、それはエクパットの優れた戦略と戦術に助けられたことであり、今ここにご参加の皆さんたちの熱心な取り組みのおかげであります。私は皆さんに感謝するとともに、私たちの仕事は法律づくりに止まることではないということをお約束いたします。

いずれにせよ、私たちは人間としての尊厳の危機に晒されている全ての子どもたちを救済しなければなりません。貧困の撲滅と奴隸的強制労働から子どもを解放し、あらゆる形態の性的搾取と性的虐待から完全に保護される権利を各国において確立し、同時に国際的な人権規範を作り出す運動を盛り上げたいと思います。日本はその責任をアジアの中でどこよりも多く負っていることを自覚し、さらなる活動に取り組むことをお約束し、私のあいさつとさせていただきます。

ベリンダ・C・マナハン
フィリピン社会福祉開発省
事務次官

アジア女性基金、ESCAP、ECPAT、UNICEF等協力機関の代表の方々、ご来賓の皆様、参加者各位、おはようございます。心から歓迎申し上げます。

フィリピンは、女性と子どもの売買及び商業的性的搾取に関する二日間にわたっての会議の主催国になり、光栄に存じますと同時に心が奮い立つ思いです。

この会議は、売春、ポルノグラフィー、性の売買等いかなる形態であれ、子どもの商業的性的搾取を撲滅するためにどうすべきか、という共通の目的に向かって、長々とした作業、批判精神、共同作業そして意志表明の結果、実現したものです。

1996年、スウェーデンのストックホルムで開催された“子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議”において、フィリピンは、性的搾取に反対する“宣言”と“行動計画”を採択し、その実施と共に、防止、保護、回復、社会復帰、子どもの参加を奨励しました。条項を具体化するために、私共の省が中心となって、目下作業を進めています。その一つには、現状の調査分析があり、この10月に完了いたしました。また、商業的性的搾取に反対するための活動計画“マスター・プラン”を作成しました。

フィリピンはアジアの売春中心地の一つとして国のイメージが作られており、観光産業にマイナスの影響が見られます。もう一つの問題は、フィリピン女性と子どもの買春を進めるために、サイバースペースやインターネットを利用していることです。目下のところ、このテクノロジーの使用を統制したり、規制する制度はありません。ですから、我々の国際ネットワークを拡大して、この問題の解決に他の国々と協力し合う必要があります。

今日、私共は、この難問を課題として、また世界の子ども達への約束としてとらえています。観光産業により更に悪化している性的搾取から子どもや女性を守るためにいくつかの措置が講じられています。観光施設での未成年の雇用は禁止されています。売春法に違反していることが明らかになった認定観光施設は、営業免許が取り消されます。

もう一つの措置として、大統領により、子どもの人権特別委員会が設置され、共和国法7610（虐待、搾取、差別に対する子どものための特別保護法）の実施状況を監視しています。一つの重要な仕事は、警察官、ソーシャル・ワーカー、現場担当者に女性と子どもの保護コースの訓練を行うために、英国とフィリピン両国政府間の取りきめの覚え書に署名したことです。もう一つは、子どもの虐待と闘うためにオーストラリア政府と交わされた取りきめです。

本会議の目的を達成すべく努めるように、私共はまた、大人として子ども達に対する義務を履行する努力をしています。しかし、目標の達成にはほど遠いという現実を受け入れなければなりません。しかしながら、“沈黙の文化”を打ち破り、このグローバルな脅威を根絶するための世界的な努力の一翼を担うために、この会議が実りあるものになることを確信しています。

会議の目的に向けて我々の努力と資源を結集して、はしごを一步一歩登るように進めていきましょう。“今、ここで”より他に、行動に出るよりよい時期も場所もないということを常に心に止めておきましょう。

皆様の前途に、実りある会議となりますよう願っております。
ありがとうございました。

この重要な会議に私を招待して下さった主催者の方々そしてアジア女性基金にお礼を申し上げます。ストックホルム会議のフォローアップは大変必要とされており、この機会に私達がやってきたこと、遭遇した問題点そして解決すべき諸問題などを分かち合うことができるよう希望しております。

アジア女性基金の松田瑞穂氏から、タイにおける子どもの商業的性的搾取の防止に対する国家政策と行動計画の内容とその実施について話すよう依頼がございました。

このテーマの詳細に入る前に、確認しておきたいことは、子どもの売買及び商業的性的搾取の現状のみならず、この問題の生じた諸要素、原因も、この地域の国々において非常に似かよっているということです。この搾取は今世紀の人間奴隸であると非難されてきました。犠牲者が子どもであり、自らその苦しみを声を上げて訴えたり、助けを求めたり、権利を主張したりすることが出来ないことで、状況は増え悪化しております。

子どもの売買及び商業的性的搾取の原因となっている要素は多々あります。その中には、経済、政治、法律、社会、文化等の要素が含まれています。貧困自体がこの問題の重要な前提条件ではありますが、必ずしも根本的原因ではありません。しかしながら、他の諸要素がけん引となって、問題は増え厳しく、複雑になっており、対応が一層難しくなっています。

子どもの性産業の急増に関係した要素の中には、次のことが考えられます。

- ・若い少女との性交渉が回春になり、精力を増進し、長寿につながるということが、アジアの男性の間で一般的に信じられていること。
- ・若い少女はエイズに感染していないから、性交渉が安全であるという誤った理解をしていること。
- ・子どもは大人の所有物であるという文化的通念、“服従”がキーワードであり、それにより、子どもは大人に要求されるがままにあらゆる形態の性行為に応じてしまうこと。
- ・少女がレイプによりあるいは男友達の虐待によって一度処女を失うと、客との性交渉を通じてお金を儲けてもよいと信じている少女や女性が、“良い子”にも“悪い子”にもいること。

- ・消費主義や物質主義の影響を受けている“欲の深い”親達が、自分のめんどうをみてもらい、現代の便利さや娯楽を与えてくれることを、我が子に欲していること。
- ・親に対する感謝の気持が、育ててもらった恩に報いなければならないと子供に感じさせること。
- ・男性が売春婦のところへ通ったり、愛人や幼な妻を囲むことが文化的に受け入れられていること。
- ・女性は無力で、へつらい、男性を喜ばせる性の対象であるという社会・文化的価値観があること。
- ・賃金の前払いにより、少女を奴隸のごとく拘束する慣習。
- ・“良い仕事”、“良い給料”と偽りの約束をしたり、強制的あるいは暴力など様々な手段により、売春行為に引き込んでいくこと。
- ・借金をしている家族がお金のために我が子を利用しなければならないこと。
- ・親の無責任による家族の崩壊。
- ・売春媒介人、売春宿のオーナー、売春宿のおかみ、ポン引、腐敗した役人、国内あるいは国際的な犯罪組織に、総額何十億ドルという巨額な収入をもたらしていること。
- ・法制の不備と実効性の弱い法の執行。

国家政策と行動計画

子供の売買と売春に関する諸問題を軽減し、根絶するためには、多面的にそして他律的に戦略をたて、対策を実行する必要があります。一面だけに集中しては、目標に到達できません。

タイ政府は、婦人問題国家委員会事務局を通じて、“子どもの売買と商業的性的搾取”に対応するための国家政策と計画を作成するために特別対策本部を設置しました。対策本部は、ソーシャル・プランナー、学者、研究者、政府やNGOからの代表、判事、弁護士、警察や移民局からの代表、その他の関係者で構成されています。公式協議の前に、性産業にいる少女や女性に話をする機会がありました。彼女達のこのような形での参加は、私達の作業において大変貴重なものでした。

対策本部に課せられたことは、政策、計画、具体的な措置を立案することでした。婦人問題国家委員会並びに閣僚会議に最終文書を上程する前に、これらの作業の過程で、国内レベルで、テーマ別グループ、ワークショップ、セミナー、政策会合を持ちました。この国家政策と行動計画は公式に承認され、ストックホルム会議の開催期間中に発効しました。

国家政策の内容

- 1) 18歳以下の少年、少女の性産業への関与は全面的に根絶しなければならない。
- 2) 性産業の営業において、そそのかし、脅し、搾取、暴力行為を禁止する。
- 3) 子供の売買に関するすべての人を罰する。適切な政策、法律、法規に従って執行する義務を怠ったり、無視した公務員を罰する。

1997年から2006年までの主要プログラム

- 1) 防止プログラム
- 2) 抑制と撲滅プログラム
- 3) 援助と保護プログラム
- 4) 回復と社会復帰プログラム
- 5) プログラム実施の管理、統制、監視、フォローアップ、促進のための組織、機構、制度の設置

I 防止

防止プログラムには、いくつかの重要な戦略があります。特別な努力がなされてきていく分野の一部をご紹介いたします。

1) 教育

a) 公教育

タイ国は、教育が売買や売春に巻き込まれる恐れのある若い少女を危険から防ぐための主要な介入手段であると、心から信じています。私共の国家計画の範囲内で、上質の基本的義務教育が6年から少くとも9年間に延長するよう提案されました。すべての人に基本教育を行うべきという国の意志は、先月、1997年10月11日に発効した新憲法の中に明示されています。

憲法第42条:

人は12年間の基本教育を受ける権利を等しく有し、国は十分かつ満足のいく教育を提供する義務を負う。

これは義務教育が6年から12年に引き上げなければならないことを意味しています。

憲法第54条:

子ども及び若年者は、虐待されることから国によって守られる権利を有する。保護者のいない子ども及び若年者は法規に従って国により養育され、教育の機会を与えられるものとする。

国の行動計画には、困窮にある、あるいは不利な条件下にある子ども、特に 12 歳から 15 歳までの危険におかれやすい少女で、今後教育を受ける機会のない者は、教育の機会または職業訓練が与えられるべきであると述べてあります。

法律上の表明あるいは国の意志表明に加えて、更に進んだ責任は、子どもが実際に学んでおり売買や売春行為に入ることを防いでいるという意味において、実際的かつ実効性のある政策の実施と活動に向けての明確な態度になります。

そのような活動の例は多数あります。まず第一に、タイ政府による“セマ・パタナ・チュウイット”と呼ばれる奨学金制度があり、また文部省で実施されている“生活向上のプロジェクト”があります。今日までに、このプロジェクトによりおよそ 18,000 人の少女が第 7 学年から第 9 学年まで（12 歳から 14 歳まで）教育を続けることができました。

売春をしている多くの子ども達の出身地である村、主にタイの北部ですが、それは“危険な村”として特定され、対策の対象にされています。このような村の小学校教師は、第 6 学年を終了しようとする少女が村を離れて、売春に関わる恐れがあるので、秘かに観察するよう依頼されました。

地区委員会は、このような少女を選択し、危険度に応じて 2 つのグループに分けました。年間 500 人の“非常に危険のある”少女に奨学金が与えられ、国王陛下の地方保護政策の下で、19 の特別寄宿学校に入りました。三年間の全ての費用が支払われました。“比較的危険の少ない”グループの少女は、年間約 300 米ドル相当の奨学金を受けて、普通の学校に通いました。

この奨学金制度は、今年には、国全体に適用されるでしょう。ある北部出身の女性下院議員は、人々からの寄付をもとにある奨学金制度を設立しました。NCWA（婦人問題国家委員会）もまた、テレビキャンペーンを通じて、タイの一般市民からの寄付による奨学金を提供しました。更に、NCWA は、デンマーク政府、駐タイユニセフ事務所、ILO 等から D A N I D A を通しての拠出により、危険のある少女が、教育を受けられるように“婦女子の教育プログラム”など、いくつかのNGO を通して、援助を差しのべました。このような形で助けられた少女の総数は、およそ 5,000 人で、やはり北部が中心です。

子どもが就学するのを妨げるような法律や規定が今もなおあるならば、奨学金や子どものための特別基金、それだけでは不十分です。一見、法律上の枠組は、適切ではないかも知れませんが、実際、それは危険にある子どもが就学することを支援します。

私が閣僚であった時に、子どもが学校に行けるように、ある法律とある規定の修正案を提案しました。一つは国籍法で、それによると、かつては、タイ人の母親と外国人の父親の間に生まれた子どもは、タイ市民になることが出来ませんでした。従って、市民としてのあらゆる特典、権利が奪われていました。多くの困難の末、その法律は変えられ、最終的に、国家安全保障会議、内務省、防衛省、外務省が、このような子どもにも、タイの市

民権を与えるべきであるという提案に同意しました。従って、このような子どもは、今では教育や他の恩恵を受けています。

二番目の省令では、誕生証明書あるいは住居届番号を持たない子どもは、学校に入学できない旨、明記されてありました。私共の提案は、そのような省令を破棄することでした。これら二つの法規を変えることで、貧しい家庭の子ども、山岳部族の子ども、孤児、危険な仕事から救われた子どもを含めて、何千もの子ども達が学校に行けるようになりました。

通常の学校教育だけでは、売春に対する少女達の態度や考えを変えるのに十分ではないことが解りました。ある地域では、家が学校から遠く離れている多くの山岳部族の少女のために、臨時の避難所が用意されました。多くの場合、教師のみならず宗教指導者や地域のリーダーも、少女に、経済的、精神的、道徳的支援をするのを助けるために必要とされています。自尊心や自信の育成、売春にはどのような事が起こり得るのかの理解、エイズの現状とその原因、公平なジュンダーと人権の原則に含まれている意味合い、社会的文化的価値への理解等これらは少女に与えられた経験の一部です。種々のテーマについて教師と討論する助けになるように、10本のビデオが少女や親達のために入念に作成されました。売春に対抗し、幼い妹達が売春に入っていくのを断つ助けとなるよう、新たな役割を強化するために、指導者の訓練も行なわれました。

政府やNGOによる活発なキャンペーン、法改正、社会の動員、奨学金や基金の設立などを経て、更に多くの子どもが小学校終了後も教育を続けることが出来ました。例えば、中学校（第7学年～第9学年）の在籍者は、1994年にはこの年齢層（12歳から14歳）の63%であったのが、1997年には77%に増加し、来年度には84%に達する見込みです。

b) 非通常教育

多くの子どもにとって、通常の学校に通うことはあまり魅力あるものではありません。職業訓練、特に短期間の訓練コースの方がより適切のように思えます。文部省は、若い少女のために、多くの病院や看護学校による看護婦養成コースが受けられるよう準備しました。企業や個人もまた、プログラムの支援に参加しました。例えば、チアングレイにあるドゥーシット・アイランド・リゾート・ホテル、パタヤにあるドゥーシット・リゾート・ホテル、プーケットにあるドゥーシット・ラグナ・モーテル、パン・パシフィック・ホテル等多数が、家事手伝いから料理やレストラン業務など様々な分野で、少女に訓練されることを援助しました。繊維会社は被服関係や会計事務のコースを申し出ました。私立の施設は、幼児や老人の世話、家事手伝い、コンピューター等のコースを提供しました。

公教育と密接に結びついた別の形の非通常教育は、カリキュラムが学校の通常カリキュラムに沿って合理化されて組まれている短期間コースです。このコースは、通常の学校に通学する最初の機会を失った子ども、青年男女そして大人に対しても開かれています。必

須課程を終了した者には、二、四、六、九、十二の学年に担当する終了証書がそれぞれ与えられます。危険のある多くの少女というのは、通常のクラスに入るには、年齢が行きすぎていたり、また、山岳部族の少女のように通常の学校に通学するゆとりのなかった少女達で、このようなコースを取ってうまくいきました。そして、これは、少女が売春に入っていくのを防ぐのに役立っています。チェンマイやチャングライにある“新生活センター”は、山岳部族の少女のために職業訓練と共にこの種の非通常教育を用意しました。

先週開催された子どもの労働に関するオスロ会議で、すべての子どもは教育を受ける権利がある、ということが再確認されました。子どもの教育を妨げるいかなる活動も受け入れてはなりません。もっとはっきり言えば、子どもを性産業に巻き込むことは最も耐え難い形の搾取であると考えられます。我々はたった1人の子どもでさえも、性産業におくことは許されません。教育は、子どもが売春に入ることを防ぐ重要な役割を果さなければなりません。

2) 家族のかかわり

家族は子どもの人生で大事な役割を果しています。家族は子どもを守ることもできますし、また、売春に追いやることも実際にできるのです。

家族の経済を守ること、子どもを売春に送ることで起こりうる危険や生命への脅威に関する知識と理解、売春媒介人が狡猾な手段を使ったり、雇い主が偽りの約束をすることを知っておくこと、教育や就職のために学校教育に代わる方法についての理解、親自身の教育など、これらは親と共に考慮されるべきことです。

タイでは次の行動がとられました。

家族を介入させるために、緊急の長期にわたる政策と計画が婦人問題国家委員会によって提案され、昨年閣僚会議で承認されました。特に子どもの商業的性的搾取に関連して、教師は、この問題について話し合うために親達のグループを作りました。前に述べたように、10本のビデオがこの目的のために、地方の状況を取り入れ、地方の方言も使って、念入りに作成されました。売春問題について3分ほどの記事がいくつか読まれ、カセットテープに録音され、親や地域社会に向けて村の放送局により使われることになりました。

ある有名な小説家によって書かれた“真夜中”という題名の小説が出版されたばかりです。この本は親達のグループに活用されるように、また、子どもにも学校の内外で読まれるように企まれています。

不徳な人間により売春に入ることをそそのかされたり、子どもが訴えたい場合に助けてくれる政府機関やNGOに、家族や子どもが連絡をとったり接触するようにパンフレットや小冊子が作られています。

どの地域にも家族のかかわりのための基金が創設されており、この問題の地域向けのハ

ンドブックを発行し、領布したり、家族の係わりを支援するために村のボランティアを訓練しています。家族や地域社会が困っている家族を特定することが望まれています。このプロジェクトの評価がN C W A（婦人問題国家委員会）によって行なわれています。

3)カウンセリング・サービス

教育、職業、心理面そして個人的なカウンセリングとガイダンスのサービスが、学校や地域において家族、子ども、若者に提供されるべきです。カウンセリングを通して多くの問題が次第にうまくいき、解決されるでしょう。都市部では電話相談サービスもまた、N G Oによって行なわれています。

タイでは、カウンセリングに関して利用できるサービスと訓練のニーズの調査が行なわれています。国内セミナーがバンコックで 1998 年 2 月に、計画されています。ファミリー・カウンセリングのトレーナーの訓練もまた U N I C E F と WHO からの支援が見込まれており、1998 年の半ばに予定されています。

4)社会の動員とキャンペーン

積極的な社会の動員と公けのキャンペーンは、売買や売春により犯罪やエイズに巻き込まれる可能性があることを認識させます。そのようなキャンペーンは性に対する態度や価値観に一定レベルの変化をもたらしますし、家庭や学校において適切な社会化現象を育んでいくでしょう。

企画されている活動の一部は次のとおりです。

- 1 新聞社やテレビ局と接触するために電話番号を知らせることで市民よりの報告を受けること。
- 2 売買と商業上の性的搾取の問題をテレビのトーク番組で取り上げるよう要請すること。
- 3 警察の手入れを受けたことのある性産業の売春宿や風俗店を、経営者の氏名と共に公表し、非難すること。
- 4 有名な漫画家に依頼して、適切なキャンペーン・メッセージ付の漫画を描いてもらうこと。漫画入りポスターを戸外やバス内に掲示し、テレビにもスポットとして放映されます。このポスターには“お父さん、家に帰って下さい。子どもを売春にやらないで下さい。あなたの娘ですよ”、のようなメッセージを載せています。
- 5 専門家による 30 秒のビデオを作成し、プライムタイムにテレビで放映して、子どもの売買及び商業的性的搾取に関するメッセージを伝え、買春への子どもの需要を減少させるよう特別に訴えます。

II 抑制と撲滅

防止は抑制と撲滅などへの措置が伴なわなければうまくいきません。

1) 法律

この 12 ヶ月間で、タイは 2 つの法を発布しました。1 つは、売春の防止と抑制に関する法で 1996 年 12 月 21 日に発効しました。もう 1 つは、女性と子どもの売買の防止と抑制に関する法で、先月上院を通過し、国王の署名の手続を行っているところで、まもなく発効します。

後者の法の制定に伴って、売買にかかる刑法の改正があります。

売春法、短縮してこのように呼ばれていますが、これは似たような名称の 1960 年の法規を改正したものでした。この法はあらゆる形態の売春を違法とすることを意図していました。売春婦への刑罰も、売春媒介に対する以上に厳しいものでした。

今後の法は、売春を犯罪とせずに、売春婦を貧困、社会問題、組織犯罪の犠牲者として扱っています。より重い刑罰は、媒介人、売春宿の所有者、ポン引き、支配人、売春宿のおかみ、客、そして子どもを買春に送った親達さえにも向けられています。

更に 18 歳以下の未成年の性を買った客は 1 年から 6 年の禁固刑に服します。未成年の親達は 4 年から 20 年の禁固刑に処せられ、保護者としての資格を取り上げられることもあります。

売春にいる少女は助け出され、様々な教育や訓練を受けます。NGO の役割もまた増えました。ここで申し添えなければならないのは、この現行法を通過させるまでに 13 年間も要したことです。

女性と子どもの売買の防止と抑制に関する法は、女性と子どもの売買の違反行為に対する陰謀は、犯罪であり、罰せられる、と明記しています。売買取引人に対する罰則は 1 年から 20 年の禁固刑です。担当検査官は、検査や査察においてより広範囲の権限を有します。犠牲者は救出されるべきであり、法規定は、法的手続を容易にするよう作られています。

2) 法の執行

法律自体は、抑制と撲滅の全過程のほんの出発点にすぎません。法執行への強い意志がないければ、法律は無意味になります。事実、自分自身の利益のために法を利用する腐敗した役人もいるかもしれませんし、その場合、犠牲者は二重に裏切られるのです。

NCWA は、法執行のための監視制度を設置しました。二人の監視担当者のうち一人は、FACE (子どもの搾取と闘う連合) と呼ばれる NGO からきており、犠牲者や違反者がタイ人であろうとも、外国人であろうとも、警察の注意を受けているすべてのケースをフ

オローすることを委任されています。このプロジェクトは駐タイユニセフ事務所の支援を受けています。

すべてのケースのフォローアップは、その現状を照会、調査をしたり、法務大臣室や法務省を通して違反者を保釈しないように進めています。

警察の活動も緊密に監視されています。困難な問題が生じたり、更なる行動が必要な徵候がある時はいつでもNCWAに報告されます。これは法の執行への全手続が常に監視され、何か疑わしい変則があれば報告することになっています。

国境を越えた売買に対しては、NCWAは、世界移住機関（IOM）や女性の売買に反対する世界同盟（GAATW）と共に取り組んできております。GAATWによる小規模の調査やIOMからの情報に基づいて、会合やセミナーが開催され、協力し合う方法を検討しました。アジアネットも売買に関する会合を組織しました。

この11月に行なわれるもう一つの活動は、NCWAとメコン川流域法律センターの主催で、CIDA（カナダ）、ユニセフ、アウステッドの支援の下でバンコックで開催される、女性と子どもの売買に関する準地域会議です。会議の目的はこのテーマに関して経験を共有し、この問題を軽減し、撲滅するために何ができるかを決定することです。防止策、移住、法の執行、国境を越えた国際売買などが議論の中心となるでしょう。関係6ヶ国（ミャンマー、中国、ラオス、カンボジア、ベトナム、タイ）それぞれが、この問題に責任をもつ国内作業部会や国家委員会を設置するよう提案されます。後に、6ヶ国の中で、手続の詳細、例えば、防止、抑制、撲滅、回復、社会復帰などに関連した手続についてそれぞれ二国間交渉が行なわれることになっています。

その手続きに適切な法や法規、もし改善が必要であればどのような改正が誰によってなされるべきであるか、これら6ヶ国間で定期的に情報やデータを交換することができるか、などについての議論が行なわれる予定です。意見の一致が得られ、その結果、手続きが実行されるでしょう。そうすることで、女性や子どもも助けられ、忌まわしい犯罪の犠牲者にならないで済みます。そして売春媒介人は逮捕され、罰せられます。

私共の行動計画とその他のプログラムの詳細やそれに関連した法規定についてお話しする時間がありません。ともかくも、私が申し上げたいことは、どんな方策が用意されようとも、それらは同時に実施されなければなりません。それぞれの方策にはそれ自身の問題を抱えており、また実施には多くの障害があります。奨学金制度さえも、持続性の問題、また受給者の選択が目的にかなっているかなどの問題があります。

法の執行にあたり、我々は、警察の怠慢や腐敗そして女性の犠牲者に対する消極的な姿勢に直面しています。オーストラリアとユニセフの援助を受けて、男女の警察官のための訓練期間を設ける準備をしました。警察が敢えて介入しない、いわゆる“黒い勢力”と呼ばれる存在があります。もう一つの障害は、法の手続きが長期間にわたり、効率が悪いの

です。例えば、裁判所が決定を待たされている子どもに、どのような対処ができるのでしょうか。

数多くの会議や会合に出席して感じることは、何をすべきか、また、何が可能なのかについては、私達皆、よく承知しているのです。問題となるのは常に、誰が、どのようにしてやるか、どのようにして効率よく、効果的な結果を得るか、そしていかにしてその活動を持続するか、ということなのです。今、こうして私達が会議をしている間も、不徳な悪人達も又、私達を凌ぐために会合を持っているのです。これは一種の戦争であり、私達は決して勝つことはないだろうと言う人もいます。

人々の喫煙に対する姿勢を変えるのにキャンペーンを始めて 40 年かかりました。麻薬中毒と同様に、子どもの売買及び性的搾取に取り組むことは、更に複雑な課題です。これは、巨額の資金に基づく不法組織を扱うことにもなります。これは、忍耐と根気のいる長期間にわたる戦いです。子どもを思いやる気持の中に、私達の努力を続けていくモラルの力を見出ででしょう。子どもの権利を大切にする心が、お互いに支えあって、問題解決へと進めていくのでしょう。例え時間がかかるとしても、私達が始めたことを断固として達成する決意です。



阿部浩己

神奈川大学法学部

ご来賓の方々、皆様、この機会にタイの光栄あるサイスリー・チュティクル上院議員と同席し、講演させていただくことが出来まして、大変感謝しております。私が日本語で準備したものを、アジア女性基金の有能なスタッフの方が英語に翻訳して、皆様のお手元に届いていると存じます。そこに盛り込まれている内容は、今年の3月ないし4月現在のものです。その後、展開が少しございました。本日のテーマに関連して、現在、私の国で進行中の立法上の現状をお伝えでき嬉しく思います。このことは、先程、清水議員より、歓迎の挨拶の中でも簡単に述べられたことです。

本会議の主催者より、私に、基調講演として、最も憎むべき人権侵害の一つである商業的性的搾取の撲滅のために、法律の分野で何が行なわれているかについて話すようにとの要請がありました。

近年、世界中の国々は子どもの性的搾取の問題を取り組むために新たな努力を始めました。この問題の現象は新しいものではありませんが、最近発展途上国を中心に性産業の規制が巨大になり、それに伴って関与している子どもの数も上昇しています。

この問題が深刻であることを認識し、立法上の見直しが国際政治の協議の中で重きを置かれました。新しい国際協定が国際連合で作成され、それと同時に、あるいは場合によつては、それよりももっと早くに、いくつかの国では新たな国内法を制定すべくイニシアティブをとりました。

女性と子どもの人権を促進することを基本とした法改正は、現在の男性中心的社会価値観を変えること、あるいは改めることを我々に求めるものです。性的搾取の問題が生じると、性にまつわる様々の根深い価値感や昔からの“性の神話”に対する挑戦が当然起こってきます。この様な価値観や“性の神話”は長い間に築かれたものです。これをくずすのは確かに時間と努力を要します。しかしながら、新しい法律の条文が、既製のものを改め、女性や子どもを含めた社会資源のより平等な再分配を確かなものにすることへの望みを表わしているのは、明らかです。「法とは、どんな利益を守り、いかなる行動が黙認できないかという政府当局の判断の一つの表われを規定したものにすぎません。」(1)

法の改正は、子どもの利益を守り、性的搾取を受け入れないことを最優先におくという国の政策の表われとして見なされるでしょう。多くの国において、この種の政策が生み出されてきました。しかし、現実の実施状況はまだ満足からはほど遠いものです。

1980年代の終りから、子どもの性的搾取の問題は国際社会の注目を集めてきました。北

欧のリーダーシップ、N G O の推進力特にE C P A T の努力で、この問題の撲滅を助ける動きは世界中に広まっています。国連人権委員会の小委員会の下部機関である“現代的形態の奴隸制に関する作業部会”の提案に応えて、人権委員会は、子どもの売買、買春、ポルノに関する特別報告者を任命しました。同委員会はまた、“子どもの売買、買春、ポルノの防止のための行動計画”を採択しました。特別報告者として任命された、タイのビティット・ムンターポーン氏は熱心にデータを収集し、毎年報告書を提出しました。1995年に、オフェリア・カルセタス=サントスさんが後任に選ばされました。更に現代奴隸制作業部会は行動計画のフォローアップを行っております。

地域レベルでは、1991年にヨーロッパ審議会の閣僚委員会は、44項目から成る“子ども及び若年成人の性的搾取、ポルノ、買春及び売買に関する勧告”を採択しました。1997年2月に、E U (ヨーロッパ連合)は、人身売買と子どもの性的搾取を撲滅する共同行動計画を採択しました。I N T E R P O L (国際刑事警察機構)も積極的にこの問題を取り扱っています。

国際的取り組みは、1996年にストックホルムで開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する第一回世界会議」において、頂点に達しました。国際機関、各國政府、N G O 等がこの会議に参加しました。主な目的の1つは、「この忌むべき子どもの権利侵害を終息させるための決定的な行動を国内的に国際的に発議すること」です。会議で「宣言」と「行動計画」が採択されました。

1989年に採択された「子どもの権利条約」は、子どもの性的搾取の撲滅のための重要な基礎をなしています。特に、第34条では、子どもはあらゆる形態の性的搾取から守られるべきである、と規定しており、条約の中核をなしています。しかし、第34条は、子どもの性的搾取の問題を効果的に対処するための強力な対策として機能していません。そのため、オーストラリアやラテンアメリカ諸国から、子どもの売買、買春、ポルノを撲滅するための新たな法制度の構築を求める提案がなされました。その提案は、子どもの権利条約・選択議定書案として、現在、人権委員会の検討に付されています。当初、多くの欧米諸国やN G O は選択議定書構想に反対の意向を示しました。しかし、ベルギーにおけるペドファイルの蛮行が明るみに出たことが契機になって、それ以後、ほとんどの国がこの構想を支持しています。ただ、起草作業の早期完了は、議定書の適用範囲に関する各国の見解の相違もあって難しい状況です。

こうした国際的流れに沿って、各國では法制度の改編が進められています。ヨーロッパでは、多数の国が国外で性犯罪を犯した者を自国で処罰することを可能にする法規定を導入しています。また、オーストラリアやアメリカのように、子どもの性的搾取を目的とし

た海外旅行を取締り始めている国もあります。十分ではありませんが、オーストラリアでは、外国で被害を受けた子どもの証言を確保するための法的措置も執られています。子どもの買春の“供給地”になってきた国々も、国内法の改革に積極的になっています。フィリピンで1992年に成立した「子どもの性的虐待、搾取及び差別からの子どもの特別保護法」や1995年の台湾による「子どもの買春防止法」、1996年のタイの「売春の防止及び制圧法」などがそのような努力の成果です。

1990年代に入って、子どものポルノの取締りも一層顕著になってきました。子どもポルノの製作及び頒布は、東欧を除いてヨーロッパの大部分の国で禁止されるようになりました。オーストリア、ベルギー、デンマーク、イギリス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、カナダ、米国、オーストラリアでは、単に子どもポルノを所持することも禁止されています。この間、子どもポルノが表現の自由の範囲外にあるという認識も広く定着しました。その一方で、アジアや東欧の大部分では、ポルノ規制の十分な法の整備が進んでいません。こうした法の不備が、貧困などとあいまって、この地域を子どもポルノの大供給地にしています。

最近新たに制定された法規定に基づいて処罰例もいくらか見られます。その先駆けは、1990年にノルウェーで見られましたが、1995年から1997年にかけて、国外犯の処罰が、スウェーデン、ドイツ、オーストラリア、オランダでも行なわれました。フィリピンでも、現地のNGOの強力な支援を得て、子どもの性的搾取への取締りが本格化しています。

子どもの性的搾取は、性の問題というよりも、むしろ権力濫用の問題で、子どもの人権侵害として認知されています。ジェンダー（性差）や貧富の差による差別もまた関連してきます。現行法制度の見通しは、大人・男性中心の社会制度の中で、ないがしろにされてきた女性や子どもの利益を保護するという政治的意志の現われです。こうした政治的意志は多くの国ではっきり現われています。

日本も子どもの性的搾取の問題に決して無関心ではありません。多くの日本人が東・東南アジアで子どもの買春に“加わっていた”ことは周知のとおりです。日本人ペドファイ儿が性犯罪容疑で逮捕され、訴追される数も増大しています。

子どものポルノの製作頒布、所持が公然と容認されているのも、わが国の重大な特徴です。1994年に、遅ればせながら子どもの権利条約を批准した時、現行の国内法改正に着手しました。改正の必要はないという判断でした。確かに、日本の法制度も政府も子どもの最善の利益を実現するために必要な資源を今だに投入していません。わが国は、あらゆる形態の性的搾取から子どもを守るために十分な法体制を整えてきたとは言えません。

だからといって、日本がこの問題に関する国際社会の進展から全く遅れているわけではありません。1990年代に入って、ヨーロッパ各国が、子どもの買春への法的対応として、国外犯処罰規定の導入を始めましたが、そのような規定はすでに日本の刑法に含まれてお

り、特徴をなしていました。ヨーロッパ諸国の中には、国外犯処罰を制約する可能性のある「双方可罰性の原則」や「外国刑事判決の効力の承認」を法定している国もあります。逆に、日本の刑法は、すべての日本国籍を有する者に「無制限の積極的属人主義」を採用しています。ですから、日本の法制はヨーロッパ各国の法より遅れているのではなく、むしろヨーロッパが日本の法に追いついてきているのです。しかしながらおも、日本政府は、この問題の撲滅に向けて何ら対策を執っていないという印象が国の内外の関係機関でもたれています。日本の法の進んだ面があるにもかかわらず、このような批判も当然です。このような現状の下で、我が国の現行法制度の更なる見直しが必要とされます。

子どもの性的搾取の問題が社会的に認知されるには、おおむね4段階のプロセスを経ると言われています。第一段階は、「否認または軽視」の段階で、問題の所在が認識されず、従って必要な情報も収集されません。第二段階は、「逸脱者への責任転嫁」で、問題が表面化しても、それを一部の変質者のしわざに転嫁してしまいます。第三段階では、「被害者の非難」が行なわれ、被害者が性的虐待を呼び込む原因をつくったと非難されます。こうした三つの段階を経た後、ようやく社会は、この問題を適切に認識するようになります。NGO、市民運動による問題の告発が正当に評価され、立法府、行政府の行動が導かれることがあります。(2)

ストックホルム会議及び駐日ユニセフ事務所と駐日スウェーデン大使館の共催による東京でのフォローアップ会合から受けた影響が広まって、日本も次第に第四段階に到達しつつあります。清水澄子参議院議員がメンバーになっている特別作業部会が、この問題に効果的に取り組むための法案作りを目的として、連合政権のもとに新たに設置されました。度重なる会合が開かれ、真剣に議論されました。この作業部会が始動する直前に、私は関係議員にこの問題に関する国際進展状況及び日本の現行法制度で検討されるべき問題点について要約するよう依頼されました。一つの問題点は、この問題に対処していくための統一された法がないことです。いくつかの法から関連するすべての規定を取り出して、一つの法としてまとめる必要があります。とりわけ日本の現行法は、世界の、特にアジアにおけるしり込みしてしまうようなこの現実に真正面から取り組む準備ができていません。要約の折りに、私が指摘しました現行法の検討すべき問題点は次のとおりです。

まず、日本の刑法関係について。

1. 現行刑法は性的自己決定年齢を13歳に設定しています。改正刑法草案は14歳とされていますが、それでもなお低いという見方が多いのです。この点、更に議論が望まれます。
2. 強姦、強制わいせつなどの性犯罪は、親告罪とされています。現行法では、告訴期間

が6ヶ月に制限されていますが、被害者のこうむる精神的外傷などを考慮すると、これは短かすぎるように思えます。特に被害者が外国にいる場合はなおさらです。また、性犯罪を親告罪と位置づけること自体適切かどうか問題が残ります。

3. 国外犯を処罰するための法執行体制は、十分に整えられているのかどうか検討を要します。関係国機関との捜査共助の実施、あるいは在外公館への熟練した法執行官の適正配置などは、人権委員会の“行動計画”やストックホルム会議の“宣言”の中で繰り返し述べられています。この方面での措置は早急に講じられる必要があります。また国外犯を適正に処罰するには、証拠調べの面でも手続が相応に整備されなくてはなりません。被害者である子どものケア、証人の安全確保、などについて注意が払われるべきです。
4. 現行刑法は、日本への人身売買を取り締まる規定がないので、改編される必要があります。
5. 刑法は、わいせつな文書・図画その他の物の頒布、販売、公然陳列などを禁止していますが、多くの場合、子どものポルノが取締りからはずされています。

この刑法規定は公共良俗を守るためであり、女性や子どもの人権を保護するものではありません。両者は重なり合うことがあるにしても、本質的には別物です。子どものポルノの多くは、子どもの人権の観点から問題はあっても、必ずしも“わいせつ物”とは見なされません。大人・男性中心の支配的価値感を反映した“わいせつ”概念を見直し、女性や子どもの視点を“わいせつ”概念の中に織り込むことができれば、子どものポルノの取締まりを現行刑法の下で行うことも出来るでしょう。また、固定された“物”ではなく一時的にインターネットに現われるサイバースペース・子どもポルノを規制するために再検討が求められます。この種のポルノ映像を規制することは大変難しいでしょう。インターネット上の子どもポルノを規制するには、ポルノが固定された“物”であるという概念から、脱却することが必要でしょう。刑法の第175条は、“有体物”に対する規制を意図したものであることから、サイバーポルノにこれを適用することは難しいのです。本条の論理構造は、わいせつなフィルムや映画の放映は、わいせつ物陳列にあたるが、陳列されているのは映像ではなく、フィルムそれ自体とされます。映像や画像がフィルムなどに固定されると、そこではじめて、そのフィルムがわいせつ物になります。このように規制の対象は“物”に限られています。

売春防止法は、買春者を取締まりの対象からはずしています。買春者はなぜ処罰されないのかという疑問と取り組むべきです。売春への勧誘行為のみを処罰の対象にしている現行の“廃止主義”について、改めて検討される必要があります。もとよりこの法律は売春を違法と位置づけていますが、我が国では、別の法律により、売春が実質的に公認されて

いるという実態があります。この矛盾した実態も議論されるべきです。

児童福祉法も、“淫行”を子どもに勧誘した者を処罰する規定をもつ一方で、売春防止法と同じように、買春者の処罰については規定していません。また児童福祉法は、“児童の心身に有害な影響を与える行為”を規制することによって子どもポルノをある程度抑制できています。ただ、これは親や雇用者の意志を凌駕するものではなく、そこに重大な限界があります。

励みになりますのは、この問題に関するわが政府の作業部会が、なおも最終的な調整が必要とされているにしても、まもなく法案を国会に上程する運びになると報告されていることです。国際的な圧力は、強力な政治的意志を緊急に具体化する必要があることを立法府に認識させる上で、大きな助けになっています。

女性と子どもの売買及び商業的性的搾取の撲滅のために関係者が絶え間なく努力を続けていることを高く評価いたします。ストックホルムで生まれた政治的推進力は国際的レベルで持続されなければなりません。そのためにこの会議はまちがいなく貢献しているものです。本会議は、すべての関係者、特に政策決定者にもう一度、ストックホルムの行動計画の比類なき重要性を思い出していただき、国連の特別報告者のオフェリア・カルセタス＝サントスさんの勧告に沿って、各国が包括的かつ地域を越えて統合された戦略及び措置の強化を緊急にはかるようにというストックホルム会議の要請を支持すべきあります。それによって2000年までに、商業的性的搾取の撲滅に向けて実施のための時間的・内容的目標設定を含む各国内の行動計画及び履行状況の指針が作られることになります。

(1) 第14会期 現代奴隸制作業部会報告

(国連文書番号 E/CN.4/Sub.2/1989/para46)

(2) ヨーロッパ各国法 17~18頁



シンポジウム | 子どもの商業的性的搾取 法的見地

ヴチット・ムンタボーン

タイ チュラロンコーン大学法学部

演説の要約

問題の性質

- ・構造上の貧困、家父長主義
- ・世界・地域レベル
- ・供給・需要
- ・不透明さ
- ・犯罪・堕落
- ・文化背景
- ・テクノロジー
- ・差別
- ・搾取
- ・世代

人身売買・性的搾取に対する国際的手段

- ・1949年 - 人身売買と性的搾取の抑圧に関する会議
- ・1979年 - 女性差別の排除に関する会議（CEDAW）
- ・1969年 - 子どもの人権に関する会議（CRC）

行動計画

- ・1995年 - 北京（世界女性会議）
- ・1996年 - ストックホルム（子どもの商業的性的搾取に関する会議）
国連（子どもの売買、人身売買の禁止に関する声明）
- ・1996年 - ストックホルム 子どもの商業的性的搾取（CSEC）

CSEC の定義

「現金などの報酬による子どもや他者への性的虐待」

1994年－国連総会

人身売買の定義

「リクルーターや売買人、犯罪シンジゲートへ利益を供与するために、発展途上国出身の女性や少女を中心に、性的・経済的に過酷で搾取的な状況に追いやり、国内や国家間を不正で残酷な方法で移動させること。」

この定義は、売春、奉公人、偽結婚、秘密雇用、偽養子縁組（少年を含む）といった人身売買にも該当する。

法的挑戦

- ・過剰な法の制定
- ・人身売買や性的搾取の被害者保護に対する不適格な法－見直し・改革の必要性
- ・法強化の困難や法の頽廃
- ・法は独立したものではなく、他の判断基準や干渉も必要とするもの
- ・法に対する無知と理解の不足

人身売買・性的搾取に対する法の類型論

人身売買・性的搾取に影響する法（「反人身売買法」という名称ではない）

- ・例) 犯罪規定
- ・反売春条例、子ども保護条例
- ・（負債などに対する）労働法、家族・養子縁組法

反人身売買法・条例

- ・例) 商業的性的搾取に関する法・条例という題目の、女性・少女の人身売買に関する条例
- ・治外法権法
- ・本国送還法
- ・他の法律・協定 例) 相互扶助法

法・政策を必要とする領域（ストックホルム計画に準ず）

- ・防止
- ・保護
- ・再生・再統合
- ・参加
- ・情報
- ・協力

1. 防止

- ・教育参加に関する法・政策
- ・差別に関する法・政策（憲法？）
- ・社会保障に関する法・政策（家族・子どもの世話）
- ・地域の結集に関する法・政策（地方分権）
- ・子どもの保護に関する法・政策
- ・外国人の国籍と人道的待遇に関する法・政策

2. 保護

- ・性的搾取（犯罪規定、反子ども売春・ポルノ売買など）に対する法・政策
- ・性的搾取を行った人を罰するための法・政策
- ・治外法権法
- ・他の法の設置
- ・人身売買の被害者を罰しない移民法
- ・被害者を虐待しない刑事訴訟法
- ・訴訟のために人身売買先の国に被害者を滞在させるための（暫定的）居住法
- ・H IV 感染者に対する人道的保護のための法・政策
- ・人身売買の被害者を罰しない反売春法・政策 — 売春婦よりもむしろ仲介人を罰するもの — 子ども買春の禁止
- ・負債に対する労働法・政策
- ・移民労働者の権利に対する労働法・政策（移民法のもと不法労働者とされる者も含む）

3. 再生・再統合

- ・被害者を虐待しない犯罪規定・訴訟規定
- ・法的援助・支援・通訳に対する法・政策
- ・人身売買に対する収益の没収と犠牲者への援助
- ・反証の逆転（人身売買者が有罪を否定すること）
- ・被害者（家族を含む）への社会保障・医療援助に対する法・政策
- ・被害者を母国へ安全に帰還させるための法・政策
- ・移民法
- ・人身売買の被害者を罰しない法
- ・子どもの被害者の心理的援助をするための法・政策
- ・過失に対する和解と行動上の変革を推進するための法・政策（搾取を行った者への心理的介入）

4. 参加

- ・地域・家族・男女・子どもの民主社会への参加を促進するための法・政策
- ・N G Oに実施の援助に介入してもらうための法・政策
- ・正式な法の強化機関（警察、判事、検察官）と非慣習的な法の強化機関（村長、女性・青年指導者 - N G O）に関する法・政策

5. 情報

- ・情報法の自由、すなわち、情報の収集・分析・普及を促進するための法・政策

6. 協力

- ・N G Oなどの民間の機関が自由に活動し、ネットワークを築けるようにするための法・政策（関連法の自由）
- ・国家間の協力を推進するための法・政策
 - 例）相互援助条約、本国送還条約、治外法権法、反人身売買法、連絡のやりとり（警官・国際刑事警察機構の役割）
- ・収入、僻地の開発、家族のための職業訓練を促進するための法・政策
- ・地域に根ざした小規模産業に法・条例の認可を可能にする法・政策
- ・女性や青少年の機関を強化するための法・政策

7. 法下の問題

- ・本質 — 犯罪の種類、子ども保護の対象年齢、罰則、二重犯罪？
- ・手続き — 証拠（ビデオ）入手の方法、子どもや女性の立場にたっているか？
- ・仕組み・人材 — 被害者の立場にたっているか？ 例）社会単位を強化する
- ・警察・裁判所・社会の役割
- ・協力 — 国家間の相互扶助、警察の連携、地域の監視役

法に対する疑問

- ・人身売買・性的搾取に対する政策は的確であるか。
- ・法は送り出し国、受け入れ国、通過国にどのように適用されるか。
- ・法は被害者に対して、虐待からの解放、医療援助、法的支援や人身売買を告訴する際の通訳を保証できるか。

問題

- ・被害者の国籍（生涯の大半を過ごした国）
- ・人身売買者を告訴するための、受け入れ国での短期滞在、その他の住宅、教育の機会、仕事、経済的支援
- ・大使館への連絡
- ・偽書類を使用した場合の告訴の無効性

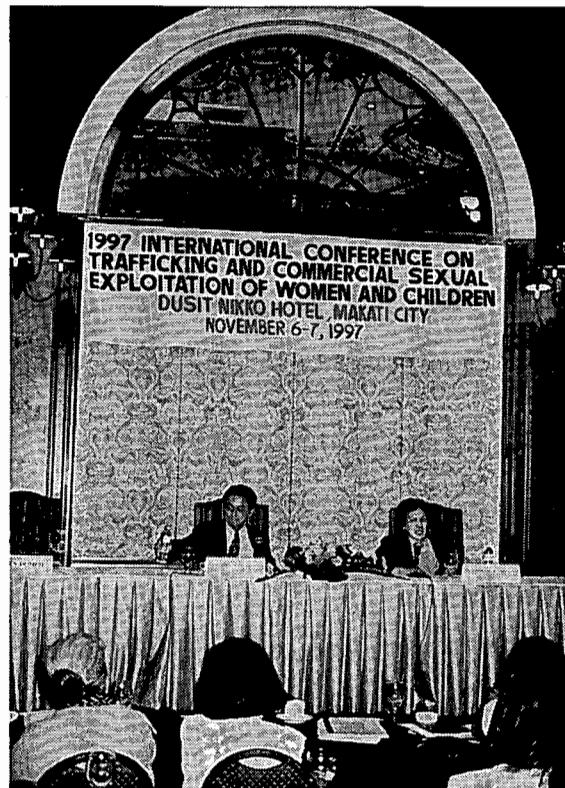
- ・反証の逆転（人身売買者が有罪を否定すること）
- ・償いのために没収された人身売買者の資産
- ・送り出し国への安全な帰還

法の不十分な部分を補足する鍵となるのは、以下の項目を実施すること

- ・政策
- ・プログラム
- ・情報
- ・構造・仕組み
- ・人材
- ・財源（予算・テクノロジーなど）と質の高い実践

以下の基準により法と政策を評価する必要性

- ・効率性
- ・実用性
- ・経済的な利用の可能性
- ・被害者への有効性
- ・文化的関連性



アミハーン・アブエバ

ECPAT国際執行委員会 アジア地区代表

ECPAT・インターナショナルを代表して、“女性と子どもの売買及び商業的性的搾取”に関するこの国際会議にかかわることができまして大変嬉しく思います。フィリピンの子どもの人権特別委員会の支援を受けて、ILO、UNICEFの協力の下に本会議を主催したアジア女性基金に感謝申し上げます。

ECPATは世界会議の結果、世界的な規模で子どもの商業的性的搾取の広範囲の問題を調査する任務を受けて誕生しました。私共の仕事をあまりご存知のない方々のために、私共の組織の頭文字の新しい意味をお伝えいたします。ECPATとは、“End Child Prostitution, Child Pornography and the Trafficking of Children for Sexual Purposes”つまり“子どもの売春、子どもポルノそして性的目的での子どもの売買を終焉せよ。”ということです。ECPATは1990年にアジアにおける子どもの買春を終わらせるために人々の活動の一環として設立され、スウェーデン政府、子どもの権利に関するNGO、そしてユニセフと協力し、1996年の子どもの商業的性的搾取に反対する第一回世界会議の準備を始めました。

私達一同スウェーデンに会し、子どもの商業的性的搾取に反対する「宣言」並びに「行動計画」を採択してから14ヶ月が経過しました。この度私達がこうして会合をもつている状況に注目することは大切です。私達は大変複雑で、根の深い社会問題に直面しています。現在、この地域の状況は昨年と比べて確かに厳しくなっているようです。私達が闘わなければならぬ要素の中に、通貨価値の激しい変動に見られる経済危機があります。また、インドネシアの森林火災、太平洋のエルニーニョ現象がもたらす干ばつや洪水などで示された深刻な生態危機があります。来年予定されている選挙に続く政界の大変動の可能性、そして少くとも、政府再編成などがあります。

この2、3ヶ月間に、政府やN G Oの多数が一堂に会して、子どもの商業的性的搾取をテーマに、相互に密接に関連しているいくつかの課題を検討しました。その中には、「アジア太平洋エイズ会議」、ノルウェーで先週開催された「子どもの労働に関する国際会議」、そして今月これからマニラで私共が主催する「子どもの家内労働者に関する第一回アジア協議会」などがあります。

恐らく私達がやらなければならないことは、様々な行動計画がどのように互いに補足し合っているか、どの分野がかけ離れているか、そして最も重要なことは、計画を実現させるために、誰が、何を、いつ、どこでするのかということです。従ってこの会議は、私達が互いに経験を交換し、協力と調整を容易にする関係を発展させる絶好の機会です。これにより子どもをもっと効果的に保護できるようになるでしょう。私はまた、各国政府、政府間機関、N G O、そして私的機関が素晴らしい協同作業でフォローアップし、過去の進捗状況を検討し続けてることに心から喜んで注目しています。私達が既に活動してきたことを今後も継続していくために、そしてまだこれからやるべき分野を確認するために、どのような形でより効果的に協力し、調整することができるか、この会議で検討することを希望しております。

I ストックホルム会議以降のフォローアップ活動

1996年8月、ストックホルムで開催された子どもの商業的性的搾取に反対する第一回世界会議以降、多数の政府代表が、それぞれの国に戻って、この問題に取組むための国の行動計画を展開する措置を直ちに執ることを決定しました。

E C P A Tは行動計画の実施状況に絶えず注意を払っています。情報を収集し、月刊“世界の現状”（"Global Update"）を発行しています。それは主に、政府、政府間、N G Oなどの各機関の活動の展開について短い論評などを掲載しています。

行政計画の採択から一年目に、E C P A Tインターナショナルは第一回年次報告を出しました。この報告では次の6つの主要な分野に関する情報収集を優先しました。

1. 国の行動計画の設定

2. 法的措置

3. 情報プログラム

4. 教育プログラム

5. 子どもの保護

6. 若者の参加

この報告書を準備している間に、いくつかの重大な問題が表面化しました。

1. 各政府の重要人物に関する最新情報の必要性。

- ・会議に出席した者が任務を継続していく担当者ではない。
- ・選挙や政界再編成により政府内部の変化が起きている。

2. 意志決定の過程で遅延による時間の制約。

3. 様々な見解を受入れるための制度を作る必要性：例えば、公式の政府の立場とN G O等の見解の対比。

この中間報告には、計画に賛成した 122 ケ国の中うちわずか 59 ケ国から情報が寄せられただにすぎません。また国際機関やいくつかの主要団体の活動が報告されています。報告書にある情報のほとんどは、N G O、報道機関そして政府からのものです。この報告書では、N G Oから寄せられた情報と政府からのものと区別されていません。しかし、限られてはいるものの、この中間報告は、世界会議以降この問題の展開について最も包括的なまとめになっています。

E C P A T は今年の初めに、次の 8 つの分野での活動を強化することに合意しました。
一方、情報提供と組織の基盤を発展させる重要な任務は継続しています。

1. データベースの開発

商業的性的搾取の分野における政府及び他の機関の活動に関する情報を含むデータベースが E C P A T によって確立されます。これにより、一般に情報を提供し、国連の子どもの人権委員会及び子どもの売買取引に関する国連の特別報告者が、犠牲となった子どもの現状を調査する際の助けになります。データベースは行動計画の実施状況の調査や定期報告の準備に欠かせません。また行動計画の実施のための情報を提供し、資源（人的・財政的）センターを設置します。

データベースが目下出来上がりつつありますが、“世界の現状”（Global Update）というタイトルの月刊紙が各国政府のイニシアティブが結集した形で出版されます。

2. 地域社会の教育

地域社会の教育は、E C P A T が関与している国における基本的な E C P A T 事業の一つです。今後 2～3 年間、E C P A T はアジアの一部の地域、特に北部タイにおける一般大衆の教育のための集中プログラムを計画しています。これらの国で地域社会教育プログラムの目ざすところは、この問題の脅威にさらされている子どものいる地域社会にまでネットワークを展開させること、地域教育サービスの協力システムを進めていくと、子どもの権利に関する適切な学習教材を準備し、配布すること、地域社会を動員する機会を作ること、子どもに対する指導力養成の機会を提供することなどがあります。

E C P A T はまた、地域社会教育における N G O の活動経験をケース・スタディに取り入れる準備を始めました。

3. 子どものための基金

性的虐待や搾取から子どもを守る私共の活動を通じて気づいた重要なことの一つは、子どもの世話をするスタッフの質の問題です。特に、性的虐待や搾取の犠牲となった子どもと直接に接触し、必要サービスに携わっている人の質の問題です。多くの場合、特に発展途上国において子どもを直接世話するスタッフがこの種の仕事に専門的訓練を受けていず、

しばしばオーバーワークになったり、負担が重すぎるケースを担当したり、また十分に給料が支払われていなかったり、トレーニングや専門家の管理を受ける機会がありません。

この基金は、性的搾取を受けた子どもを立ち直らせ、社会復帰させる活動をしているスタッフの訓練プログラムを促進することに活用されるでしょう。過去3年間にわたって、この取り組みが進められ、その実績を検討し、評価をし、これがいかにして広い地域に適用できるか提案しています。

4. 法改正と法の執行の実体調査プログラム

国レベルで活動しているE C P A Tのグループは、商業的性的搾取から子どもを守るために国内法を改正することに集中的に取り組んでいます。国際ネットワークにより法の執行における実体験や情報をタイムリーに共有できる恩恵を受けます。地域社会に根ざしたプログラムはいくつかの国で企画され、子どもの性的虐待者の活動の様子や子どもの被害者の現状を監視しています。このプログラムでは、子どもの性的虐待のケースを捜査する法執行官の訓練プロジェクトの開発を支援し、また確実に子どもの犠牲者を保護し、虐待を繰り返し行っている者を起訴するために、子どもの性的虐待のケースをNGOが効果的にモニター（監視）できるよう支援しています。

E C P A Tの法律顧問は、子どもの性的搾取のケースを扱う上で、容易な点と邪魔になる点を特定するために国外犯処罰規定の採用の実体を点検しています。

5. 若者の参加

行動計画は、子どもの商業的性的搾取に反対する討論会やプログラムの作成に子どもが十分に参加できる権利をより実質的に認識することを要請しています。

E C P A Tは数ヶ国において、若年者がこの問題に関して活動し、世界中の他の若年者と経験や見識を共有する運動を展開することを促進する計画を立てています。

行動計画採択の三年目にあたる1999年8月に、若年者による国際会議が開催されます。会議では、各国における計画の実施状況の評価をし、そのために積極的に活動している若

者達の体験を共有することも目ざしています。

6. ECPATの世界ネットワークの拡大

ストックホルム会議以降、ラテン・アメリカ、アフリカ、東欧などの地域でも活動するために、ECPATネットワークの拡大への根強い要請があります。オーストラリアやニュージーランドのECPATのグループは、他の太平洋諸島とも積極的に接触を展開しています。

今年度ラテン・アメリカへの公式視察訪問が始まり、ドミニカ共和国、ヴェネズエラ、ブラジル、チリ、コロンビア、グアテマラ、エル・サルヴァドルの7ヶ国においてグループや個人との関係を発展させています。その結果、これらの国で行なわれた子どもの性的搾取に関する調査や性的搾取と闘うNGOや政府のイニシアティブに関する情報が集まっています。これはまたこの分野においてECPATの活動体験を共有する素晴らしい機会でもありました。

7. 子どものポルノ

ECPATは子どものポルノの問題に関して、ストックホルム世界会議の決議を継続して実施する責任を負っています。この問題に関してECPATが強調したいのは、ポルノの製作と頒布にコンピューター技術が使用されていることです。1998年に予定されている初期の活動の一つは、専門家会議を開催することです。その会議で、重要課題を明確にし、この問題に取り組むために政府が法制度を見直ししたり、他の措置を執ることを支援するシステムを提案します。

8. セックス・ツアーリ反对する観光部門の活動

この分野におけるECPATの活動の中心は国レベルの行動を展開することです。ECPATは、観光関連国際機関のイニシアティブを支援し続けていきます。ECPATは国際レベルで観光産業との協力を展開していくために二人の渉外スタッフを任命しました。

II 子どもと女性の売買及び商業的性的搾取に関する情報

東南アジア及び南アジア両地域における主要売買ルートを表わしている二枚の地図をご覧いただきたいと思います。これは、1994年にECPATから出版されたロン・オグレイディ氏による“罪なき者への性暴力”に掲載されているものです。これに加えて、現地調査及びマスコミ報道に基づく情報は次のとおりです。

東南アジアにあるフィリピンからヨーロッパやカナダへフィリピン人が売られていく時に途中経由点として香港が利用されていることに私共は注目しています。太平洋のパプアニューギニアやナイジェリアなどのアフリカ諸国にフィリピン人が売られているとの報告もあります。またロシアや東欧諸国の女性がフィリピンやバンコックなどのアジア諸国の首都に売られているという報告もあります。コロンビアの女性もフィリピンに売られています。新たな報告では、台湾女性が売春のためにフィリピンに売られています。

もう一つの主要取引は、ベトナムとカンボジア、そして大メコン川流域準地域の他の国々の間で行われています。

等しく重大な点は、恐らくより多くの子どもが商業的性的搾取のために国内で売買されていることです。地方から都市へ、都市から都市へ売買されている多くの報告があります。これは、よそから連れてきた子どもは“自分の地域の子どもではない”ということで、性的搾取されている子どもをその地域社会が支援することを一層困難にしています。

III 課題に取り組むNGOの諸問題

この分野でNGOが直面している最大の課題の1つは、活動の行き過ぎと不足が同時に存在していることです。例えば、売買をテーマとした会合や会議が多数あり、多くの専門家や重要な政府担当者を次から次へと会議に引っぱり出していることです。

目下、私共が最も必要としていることは、政治指導者の声明、「行動計画」や「宣言」を国の政策やプログラムに変えていくことあります。これは、様々な政府機関、NGO、

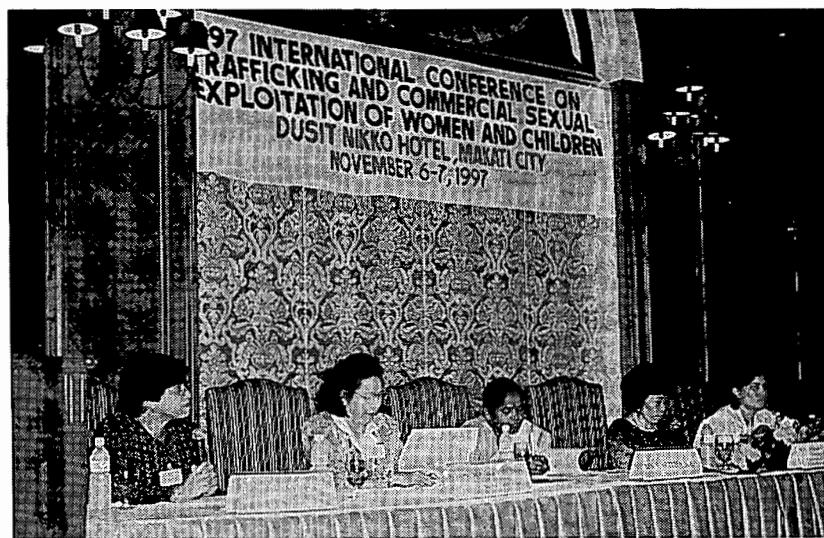
若者のグループといった関係団体の間の調整と協力を確かなものにする適切なシステムを伴った、十分に財源の裏づけのある、責任ある行政担当官に実施を委ねるものです。

政府措置を継続し、最終的には国レベルから地方レベルに至るまで主要な政府機関の任務という形で制度化することが肝要でしょう。

一方、既に性的搾取を受けている若年者あるいはその恐れのある若年者のニーズに取り組むことができるよう、村、都市、地方などで活動している指導者を含めて、この分野に従事するスタッフの数を増加することが緊急に必要です。

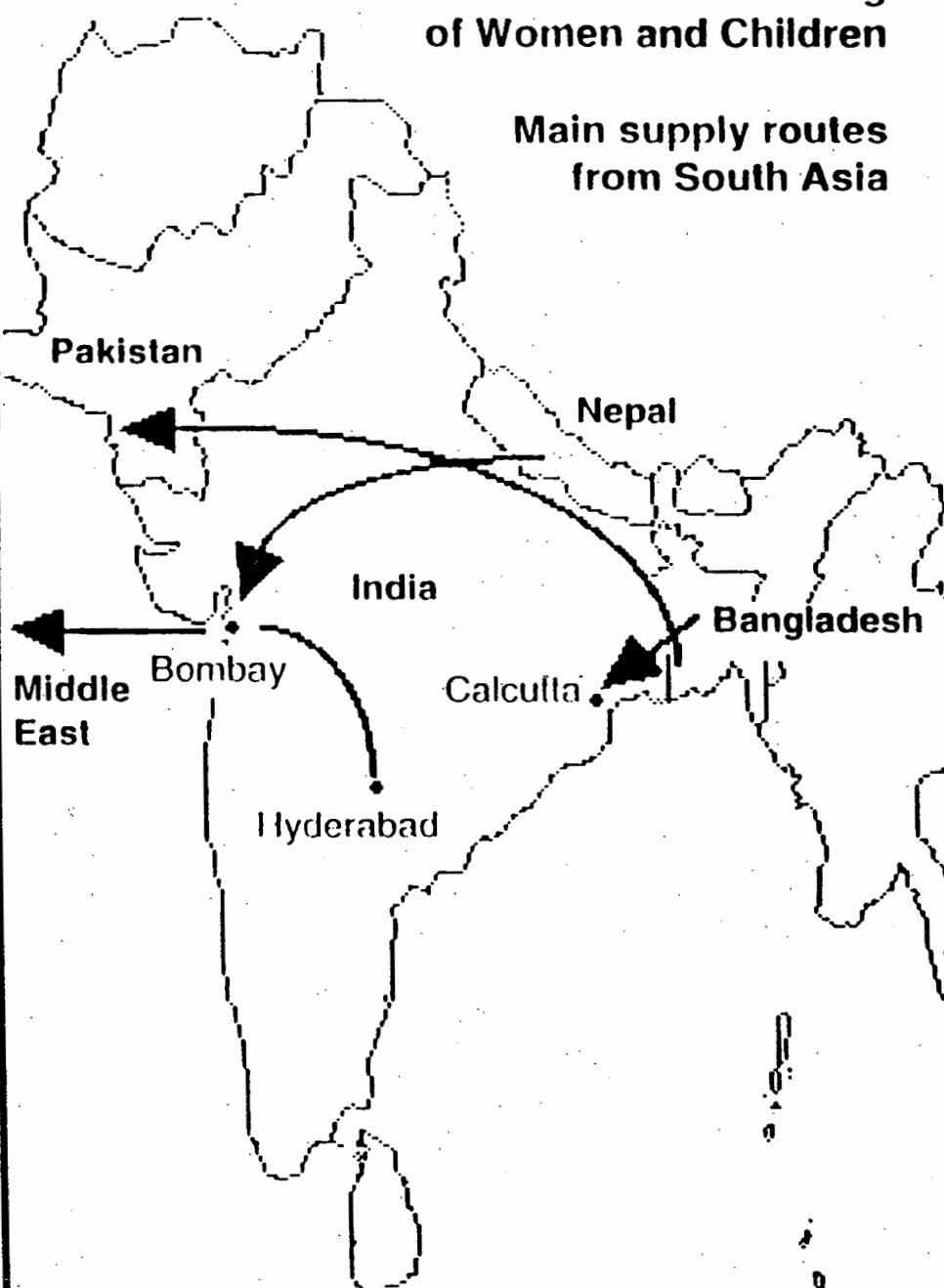
最後に、私共の活動の進捗状況の評価において、またプログラムの企画と実施に関心を寄せている若者の存在と貢献なくしては、この任務を完遂することは不可能でしょう。

子どもを苦しめているこの世界的な悪を撲滅するために、4年のうちに大きな進歩をあげるという約束を子ども達にするには、大きなエネルギー、公約、人的・財的資源、熟考そして率直であることが必要でありましょう。ここに参加しているすべての者にとって楽しく、かつ実りある会議となることを希望いたします。



International Trafficking of Women and Children

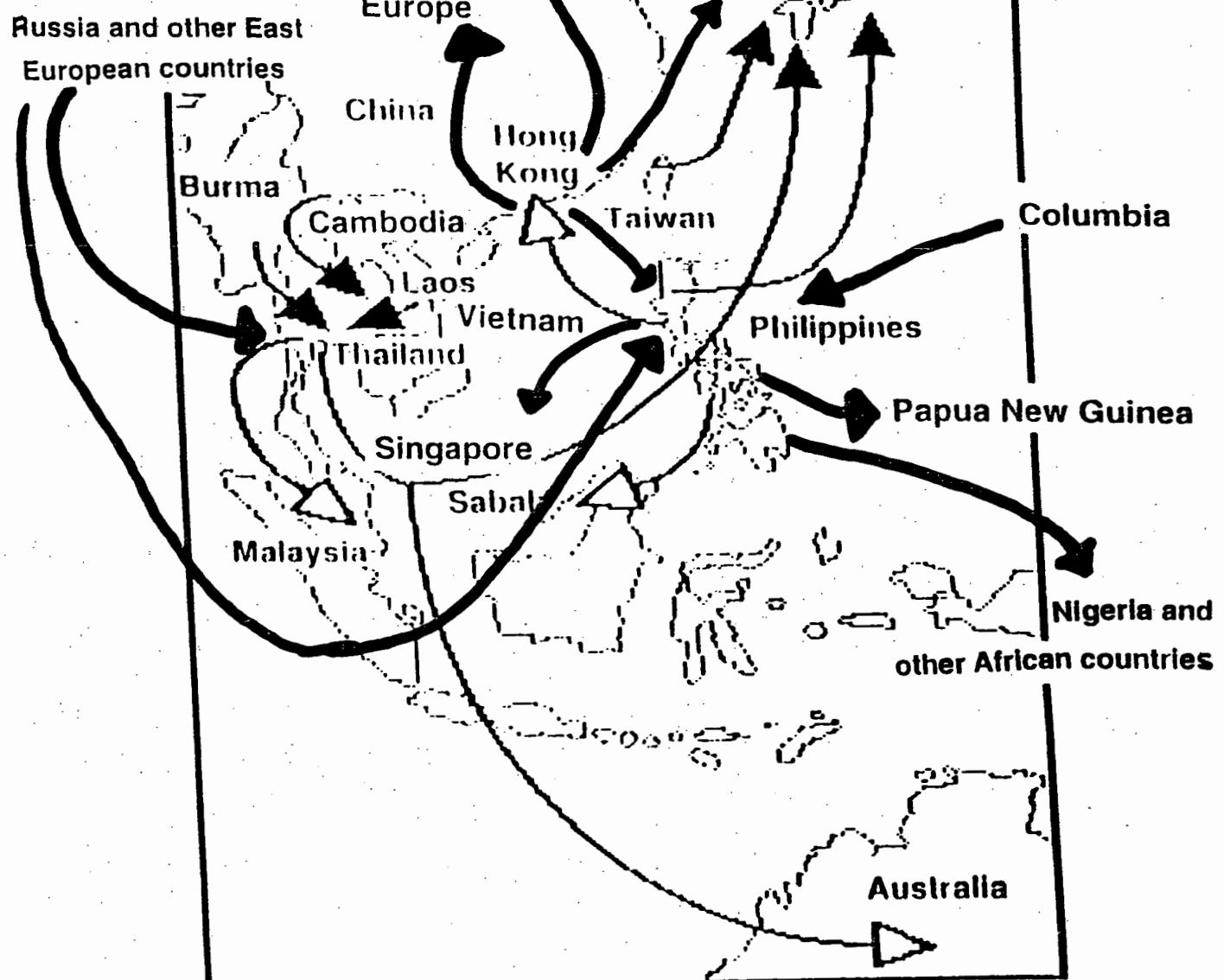
Main supply routes from South Asia



from The Rape of the Innocent by Ron O'Grady, p. 138

International Trafficking of Women and Children

Showing main and
secondary
supply routes
in South-East
Asia



Revised Version November 1997

Original version from The Rape of the Innocent by Ron O'Grady, p. 139

太平洋における女性の売買への反対連合 一生存の問題、人間の尊厳の問題—

オーロラ・デ・ディオス

I 前置き

本日、ここフィリピンにおきまして、皆様とご一緒して、“女性の性的搾取”の問題に関する私共の展望と体験を分かち合うことができまして、大変喜んでおります。私の同僚の多くが子どもの問題を話しますので、私は女性の状況に限定してお話し申し上げます。これは子ども性的搾取の問題と切り離すことはできませんし、またすべきではないと考えます。私は、N G O、活動家組織、学者、研究者そしてかつて売春を経験した女性や子どもから成るある国際団体を代表してまいりました。この団体は10年ほど前に女性の売買と性的搾取に反対する運動を開始しました。ヨーロッパ、アジア、ラテンアメリカ、アフリカに支部があり、国連経済社会理事会の諮問的地位のカテゴリーⅡに入っています。フィリピンにおいて私共の組織は、オロンガボとアンジェスで売春をしていた女性や子どものために、生計の代わりになるものや協同プログラムを運営しています。女性が路上売春から抜け出るのを助けたり、また移住家庭、都市の貧困家庭、女性労働者をはじめ広く、売春防止教育を行っています。一部の者は私のように国内及び国際的に私共の方針を訴える活動を行っています。プログラムを通して、経験者から人身売買や売春の現実と害悪について多くの情報が私共に寄せられています。

過去10年にわたる様々の世界会議、特に北京の“世界女性会議”や“子どもの商業的性的搾取に関するストックホルム会議”以降達成されてきた内容をみますと、本当に前進してきたと言えます。この二つの世界会議では、貧困の女性化や経済の国際化に議論の中心を置くことができました。そしてこれが、女性と子どもの生活、女性への暴力、売買と性的搾取などに複雑に影響を及ぼしてきています。

更に大事なことは、これらの世界会議で性的搾取の問題に十分対応するために政策方針

を打ち出し、措置を講ずる国家・政府の責任に焦点をあてました。更に意味あることは、多くの政府が北京やストックホルムで明らかにした態度を政府レベルの作業部会や委員会を設置してフォローアップ措置を監督するという明確な決意です。もちろん、NGOは、北京行動綱領のモニター制度を設置しました。その中には、WEDO、APDC北京モニターそしてフィリピンにある私共の北京スコア・ボードなどのモニター組織があります。一方、会議の結果、性的搾取と売春の問題をめぐる将来の見通しについての緊張や意見の違いも表面化しました。意見の違いがあろうとも、売買や売春のワナにかかった女性や子どものみならずあらゆる女性、そして次の世代を担う子どもの利益と幸福が、この問題と闘うためのいかなる行動においても優先されなければなりません。

女性や子どもの売買は大分昔から行なわれてきています。国家は、女性の権利を検討するずっと以前から、女性や少女の売買問題にすでに取り組んでいました。ある国連外交官は、50年前に設立されてから色々進歩があったにも拘らず、総会でこの4年間続けて女性や少女の売買に関する決議案を通過させなければならなかった状況に驚いている、と論評しています。今世紀の初めにできた女性と子どもに関する諸条約のいくつかは、この問題に焦点をあてて、売買は、女性や子どもが今世紀及び来世紀においても引き続き直面しなければならない問題の一つであるとしました。

21世紀に入って私達は二つの矛盾した傾向と向き合うことになるでしょう。一つは、より組織化・企業化した性産業により、女性や子どもの売買が拡大し、国際化することです。もう一つは、国際社会における規準としての人権の育成、発展そしてコンセンサスが得られることです。各国また国際社会においてかつてないこの歴史的な課題に十分対応できなければ、次の世代の未来は本当に問題を抱えることになるでしょう。

次に三つの分野に焦点を絞って述べたいと思います。第一に、女性や少女の売買及び商業的性的搾取に関する現状と見通し並びに形態と規模について。第二に、北京及びストックホルム会議以降政府やNGOと調整してCATW-AP（女性の売買に反対する連合－アジア太平洋地区）が執ったフォローアップ措置について。第三に、問題、課題、隔差、提言についてです。

II 女性と子どもの売買及び商業的性的搾取 フィリピンの現状

世界の他の地域と同様にフィリピンでも、国内外の売春組織により、少女や女性がそれからされ、欺され、誘われ、また強制的に性的搾取の状況に追い込まれるケースが増えています。この様な状況の根本原因は諸要素が複雑にからみ合っており、その結果このような現象が生まれ、拡大していきました。（De Dios, 1997; Santos and Lee, 1993; Ofren, 1996）内部にある政治・経済・社会文化の諸要素が、最近になって国際移民そして女性移住者の増加といった外的要素が加わって悪化しています。この文書では、近年現われた移住にかかわる傾向のみならず、国内の政治表明についても手短かに論じています。

女性の自立と家族のために収入源となる仕事を探すことは重要なことです。1950年以降、通常の労働市場への女性の経済的貢献は増大していますが、男性より高いレベルの教育を受けている女性の多くが現在もなお就職率は48%と低いです。女性はまた男性に比べて高い失業率、不完全雇用に苦しんでいます。因みに男性の失業率、不完全雇用は約10%です。（HDN、UNDP、1997）男女の賃金隔差が大きく、都市部の女性が就ける職種が限られているにもかかわらず、農村部の女性は増え、土地を持たないことで、自然災害、そして都会や海外でのよりよい生活へのあこがれなどの理由で都会へ出てきています。都市部では女性は低賃金で熟練を要しない職種に集中しており、しかも経済の国際化による不安定から一層使い捨てされるような状況で、いつでも解雇されたり、条件、職務を勝手にかえられたりし得るのです。このような状況がしばしば女性を収入の多い売春組織のワナにかかり易くしており、経済的選択をほとんどもたない女性達の実質上の経済的受け皿になっています。

あらゆるタイプと年齢の売春婦を常に求めている米軍基地があるので、政治的・地政的因素もまたフィリピンにおける売春組織の拡大に関係しています。植民地的そして人権差別主義的態度が常に需要と供給の両サイドで働いており、基地周辺での性取引を助長しています。アメリカ人は既に去りましたが、アンジェレスやオロンガポにおける買春観光（セックス・ツアー）や売春のインフラ・ストラクチャー（下部構造）は今なお残っており、

オーストラリア人、台湾人、日本人などが代わってやってきています。

社会・文化的要素は女性がしばしば売春組織に追いやられる理由を説明するにあたり重要な要素となってきます。処女である女性は高く評価され、“キズモノ”とか虐待されたことのある女性には、もはや希望のある未来はなく、自らを売春婦に貶めること以外の道はありません。親・家族孝行の気持が、女性に、兄弟や親を養うためにどんなことでもやらなければという義務感をもたらします。アンジェレスの私共の女性協同組合のあるメンバーの痛ましい話ですが、彼女は田舎にいる弟の結婚式のためにお金を作らなければということで売春に戻ったのです。（WEDPRO、人生物語、1996）“恥”的意識が、女性に援助を受けることを拒ませ、売春から抜け出ることを妨げています。女性達は性体験や性虐待を受けたことがあるということで、自分自身を価値のないものとみなし、再び立ち上がる事がとても難しいのです。フィリピンの諺に、“墮落したところが、立ち上がるところ”、というのがありますが、これは自分自身が陥入った場所で何とかやっていこうという意味です。フィリピンの売春組織の傾向がいくつかあります。一般的に女性を募るのですが、特により年齢の低い女性を巻き込んでいます。

1) 売春宿における売春

この数はかなりあいまいです。と言うのは、こここの女性は誘拐されたり、強制的に連れてこられたり、欺かれているからです。首都マニラ、セブ、ダバオ、パンパニヤなどの主要都市、ミンダナオ島のサントス市のような港町などで売春宿が激増しています。NGOの協力によるある調査では、少なくとも 200 人の若い女性や少女が、パンパニヤの地域社会との馴れ合いで、営業している売春宿で働かされています。（WEDPRO、ケースファイル、1994）マニラの最近の報告では、リム・マニラ市長によりバー・カラオケ・バーを 1994 年に閉鎖したにもかかわらず、マニラの P・フロレンティノ街の売春宿は相変わらず続いているのは、その地域で若い女性や子どもを虐待している人の数が多く、非常に力を持っているからです。（PDI、1997）

2) バー、サウナ、カラオケ、ストリップショー

これらはフィリピンで最も一般的な表立った売春場所です。エルミタの観光地では、1992年にバーが閉鎖される前、推定約 149,000 人の売春婦がいました。(Manahan, 1991 年 9 月号) アルフレッド・リム市長の一掃取締りで、およそ 5,000 人のホステスとバーに直接的又は間接的に雇われている男女 35,000 人が追われました。この一掃作戦の結果、マニラの売春は、近隣のケソン市、マカティ、パンパニヤ、ケブの雑踏街へ移動していきました。

3) セックス・ツアーノリゾート地の売春

これに関するデータはまだ明らかではありませんが、最近の調査 (Chant and Mc Iwaine, 1995) によると、売春及び風俗営業（エスコート・サービス、マッサージ、サウナ、売春宿）が観光産業の主流になっているので、その数の実体は相当増加がしていると思われます。セブ市の保健所は、今までにバーや関連業種で働いている女性に性感染症検査を行つてきていますが、僅か 1,705 人しか検査を受けていません。（Chant, 1995 年 No 213）フィリピンへの観光客の増加に伴い（年間推定 200 万人 観光省、1996 年）、近年観光業が拡大し、ボラケイ、プエルト・ガレラ、ボホールなどのかつては手が着けられていなかった農村部にも広がっており、観光業者の多くはフィリピン女性と結婚している外国人です。

4) 売買にかかる移住

売春や性的搾取のための主な売買形態としては、風俗、手配結婚、そして売春のための売買ルートに用いられる家事手伝いと称した移住などがあります。P O E A の推定(1996 年)では、近年、家事手伝い、接待業、あるいは看護婦として海外に働きに出る女性が増加しています。この 3 つの職種の中では明らかに客接待業が売春に最も近いかかわりをもっています。売春宿のように明らかな売春ではありませんが、客とホステスの関係そして性的な状況からしばしば売春の入口になるのです。（De Dios, 1994）

外国人、主にアメリカ人、オーストラリア人、日本人、ヨーロッパ人などと結婚したフィリピン女性の相談に乗っている“海外フィリピン人に関する委員会”によると、近年メイル・オーダーによる花嫁が増加しています。CATW-APは、手配結婚を、商業取引の搾取的性質により、一種の売買とみなしています。第一に、事実上、“女性を買う”ことでお金が関係しました。第二に、買い手は特定の品質の商品を好みや都合に合わせて扱ったり、虐待できる、受け身で従順な性対象を買った気持でいるのです。第三に、メイル・オーダー花嫁の状況は、将来の夫の国では、依存した弱い存在となります。（CATW、1997年）

売春にかかわる仕事に就いている女性のプロフィールを調査してみると、大変興味深い傾向が出ています。まず第一に、兄弟のいる大家族の出身の若い女性であり、多くは父を亡くし家族の稼ぎ手としての責任を負っていること。第二に、多くは低所得層の出身で高校以上には行っていないこと、などが挙げられます。ある調査（WEDPRO、1995）によると、典型的なフィリピン人売春婦は若くて、10代の終りから20代の初め位であり、しばしば東ビサヤス地方の貧しい地区出身で、高校に進学していたが卒業はしていません。カソリック教徒でセブアノ語を話します。たいてい独身で、結婚していても別居しています。18歳前は同棲経験があり、貧困のために10代で風俗関係の仕事に就いています。性感染症やエイズについて比較的よく承知しているにもかかわらず、1度か2度は性感染症にかかっています。

これは年を老るにつれて、稼ぎが減るという特有の仕事です。女性は、二つのこと、妊娠と病気にならないように努めています。避妊具を使いますが、妊娠した場合には、中絶します。うつろな長い時間、暴力的な客、バーの主人、売春婦のヒモそして警察などの問題があります。性的虐待や暴力などの危険に毎日直面していて、ほとんどが麻薬やアルコール中毒につながっていきます。（Santos、1995年42号）ある調査（WEDPRO、1995）では、200人の回答者のうち40%が客から暴力を受けたと報告しています。

私がこの仕事で直面しているジレンマは、女性の人権の促進という点では前進しているものの、女性や子どもへの虐待を生む国際的あるいは国内の性産業が驚くべき、止まる

ことのない勢いで広がり続けていることです。この拡大が継続している原因としていくつか考えられます。

- 1) 通常の労働市場では、女性は隅に追いやられたり、排斥されている状態が続いており、その結果経済的に無力です。売春と移住が、家族を支えるために貧困から抜け出す唯一の道です。
- 2) セックス・ツアーや風俗、日本など外国で風俗産業に従事するための移住、花嫁トレードなど性に関連した活動が経済と同化し、特別なことではなくなっています。女性は値段表のついた市場性のある商品と化しており、性産業あるいは家事手伝いとして、世界市場で自由に取引されています。
- 3) 売春組織は成人男性や少年向けのポルノにも販売の手を伸ばしており、女性を所有物あるいは性対象としてとらえるという男性中心の社会概念をはじめめられつつあります。インターネットの様な新しい情報技術は売買の強力な道具となっており、インターネットにより客は、仮想セックス、参加セックス、ポルノを楽しむことができます。
- 4) 売春と売買に関する政府の政策があいまいで、一方では、しばしばかかわった女性を有罪にし、また他方では、健康診断や営業免許の発行などにより、その営業を目撃しています。フィリピンの売春一掃作戦において売春に携わる女性は罪人として明るみに出され、一方男性の客や虐待者は触れることもなく表に出ません。
- 5) 売春の昇格—売春のプロ集団や主唱者による世界的キャンペーン活動により、売春を他の職業と同様に女性の職業として認めようと強く押しています。それと並んで売春婦になることを個人の“選択”と優先させることを要求しています。
- 6) 年齢、同意、人種に基づく区別は、残念ながらある種の行為は受容し、また別の行為は受容しないという結果を導いています。（例えば成人売春と子ども買春）これらの区別の中で、最も極端にひどい虐待だけが守られており、女性がしばしば体験する虐待の連続は看過されています。
- 7) 多くの政府は売春する女性の方に問題があり、異常があるというとらえ方をして、男

性の性行動の問題とこの非人間的な取引による悲惨な状態の責任を無視しています。

III 北京及びストックホルム会議の集中行動とCATW-AP

(女性の売買に反対する連合ーアジア太平洋地区)の活動

北京及びストックホルムの両会議の最も重要なハイライトの一つは、女性と少女の売買の撲滅に関する戦略目標と行動計画を明確にしたことです。例えば、北京行動綱領の中では、“売買と性的搾取”的テーマは“人権”や“女性と少女に対する暴力”のような重大関心分野の中に含まれています。子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルムの行動計画は大変重要な唱道手段であり、枠組でもあります。これは国・地域・国際の各レベルでの行動の基本となっている北京行動綱領を補足し、強化したものです。

連合の活動は、これらを考慮に入れ、次のようなプログラムにまとめています。

3-1 調査、資料・情報システム

連合（AP）はアジア・太平洋地域における売買と買春の地図を多くの協力機関、支部の援助を得て作成しました。また、売買と買春における女性と子どもの人権侵害をより系統的に把握するために、“女性への暴力に関するジェンダー影響人権調査”的作成を行っています。私共の国際事務局は、売買と関連問題に関し、世界のいかなる場所における売買のケースをもモニターする調査網を開設しました。女性と子どもの売買と買春による健康面での影響と害悪に関する調査も目下進行中です。

3-2 法の改正

CATWと私共のすべての支部は、フィリピンの女性と子どもの売買禁止法の制定を積極的に訴えております。また、いくつかの国における女性と子どもの買春対策方針の作成にもかかわっています。支部では、警察や司法のトレーニングにも関係しており、また、一部の国では“子ども保護団体”的欠かせないパートナーです。

3-3 国際キャンペーン

これは性的搾取に関する条約の制定を含みます。この条約は、学者の法律専門知識、法律専門家、N G O、そして特に重要なのは売買や売春から救われた人達、そして各地域の協議等の結果生まれてきたものです。この条約は、少年を対象の1カテゴリーとして含めている点で、売春に反対する闘い方における最近の傾向を反映しています。女性や少女の売買に関するいくつかの決議は連合の活動を通して具体的な提案から出てきたものです。国連の歴史上初めて、1996年12月の国連総会において、連合は演説し、売買・売春における虐待の恐怖を経験して立ち直った人を紹介しました。

3-4 二国間及び異文化間交流

C A T W - A P は、セックス・ツアーや売買の様々なパターンを調査するために、二国間あるいは異文化間で協力機関や支部の相互訪問を促進しています。大変成功を収めているプロジェクトの“フィリピン・オーストラリア・調査ツアー”は現地調査により、行政担当者やマスコミの注意を、オーストラリアのメイル・オーダー花嫁の売買やオーストラリアの買春観光産業に向けました。同様の交流が目下他の地域とも行なわれています。このような交流により、支部のメンバー達は、各地の活動・地域に根ざした組織作り・代替生計プログラム等を比較して自分達の地域でも採用できそうな最もよいものを選べる機会が与えられます。

IV 残っている隔差と提言

売買及び売春組織と闘うには、被害者となった女性や子どもに対する明らかな損害や害悪を償うだけではなく、問題の根本原因に対応して初めて効果があるのです。私達はこの問題を政治・経済・文化の各要素と結びつけて理解しなければなりません。このような諸要素のために対応が不十分であったり、時には却って事態を悪化させます。売春という性の悪用が、セックスという人類の親密なる行為の概念の中に侵透するのを、私達はある程

度許してしまったことに目を向けなければなりません。また、私達は人類の多くの関心事において進歩するにつれて、人類の性行為が今はどのように変わってきたいるのをどうして許してきたかという問い合わせしなければなりません。

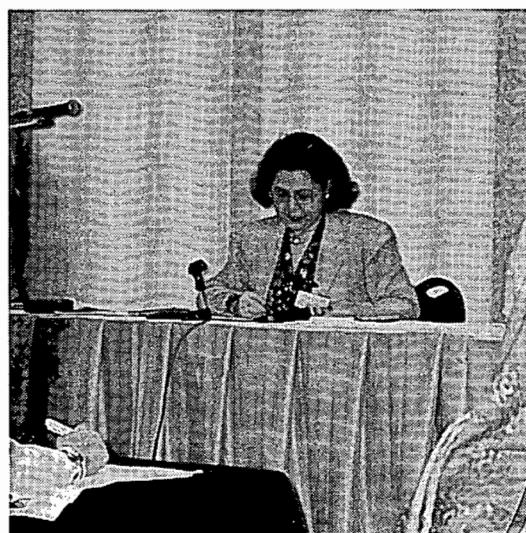
連合のもう一つの提言は、人権を取り戻し、再確認することです。そのために、人間の尊厳を高め、人間の尊厳そのものの概念を歪めたり、傷つけたりする特定の権利（例えば、自ら売春婦になる権利）のための尊厳は要求しないというキャンペーンを行っています。

女性と子どもの売買及び性的搾取の問題に立向うために、そして女性と子どもの人生を駄目にしてきた買春という性行為の意識に疑問を投げかけるために、今や男性の組織作りを助ける時がきました。

期限を設けずに継続した、目的がよりはっきりしたフォローアップ措置が検討されるべきです。売買や性的搾取は地域社会全体に影響を与えるので、地域社会と私共の唱道キャンペーンや防止プログラムの協力者にすべきです。

国内、二国間あるいは多国間の各レベルで特定の目標に焦点を絞って、一層強力な政府対策が執られるべきです。例えば、対策実施のために、多数国間で共通の中心となる諸原則及び制度を内容とする“女性と子どもの売買禁止法”の制定が挙げられます。

連合は、1つ1つの目標達成の助けとなる小さなステップの重要性と可能性に気づいています。そして長期にわたって、売買も買春もない世界を描くことを忘れてはなりません。売買と売春組織の被害者そしてそこから逃れてきた者にとって、これは単に生き残ることの問題だけでなく、人間の尊厳の問題でもあります。



子どもの搾取と闘うための連合（FACE）

スダラット・シリーワット

FACE事務局長

背景と歴史

1982年にタイのバンコックに設立されたECTWT（第三世界観光に関する超教派連合）は、1987年の終りに、アジアにおける観光と子ども買春に関する唱道と活動のための調査プロジェクトを開始しました。この調査対象にタイ、フィリピン、スリランカの3カ国が選ばれました。その理由は、これらの国で子どもが観光業に利用されているという状況があり、またECTWTが行っている第三世界観光のマイナス影響に関する調査研究プログラムに参加しているネットワーク機関がこれらの国にありました。このプロジェクトの調査対象にインドも加えたいと思いましたが、インドの協力機関の都合がつきませんでした。これら3カ国での調査の結果及びインドと台湾からのこの問題に関する短い報告書が、1990年5月にチェン・マイで開催された国際協議会に提出されました。協議会には、セシュレ博士やヴチット・ムンタボーン教授が調査当事者及び基調講演者として出席しました。68人の参加者は、国連が現代的形態の奴隸と呼んでいる買春の犠牲になっている子どもの重大で厳しい状況に大きな衝撃を受け、この悪の行為を撲滅する国際的キャンペーンを開始する決議をしました。この国際的キャンペーン活動の任務に継続して携わったのは、次の三人です。“アジアにおける観光と子ども買春”的調査を始めた、当時のECTWT事務局長のコーソン・スリサング博士、数年にわたり観光問題に携わっており、かつてECTWTの実行委員会のメンバーであったロン・オグレディ牧師、そしてタイに関する調査研究のディレクターであるスダラット・シリーワットです。このキャンペーンはECPAT（アジア観光における子ども買春を終わらせる）と呼ばれている三年計画のプロジェクト（1991～1993）です。ECPATの事務局はバンコクに置かれ、このプロジェクトのディレクターがECPATの初代事務局長に就任することが要請されました。

ECPATキャンペーンは一般の認識を高め、多くの政府にこの問題に対処するために現行法を改正したり、新しい法を制定することを奨励するのに成功しました。しかし、また、子どもの性的搾取を効果的に抑制するには具体的な法的措置と執行が必要であることが明確になりました。そこでECPATの第二期（1994～1996）の初めに、当時の事務局長、犠牲になった子どもが、国際的ペドファイルを含めて、裁判を受けられるように、法及び司法制度の監視に一層の注意を払いました。その頃までは、ECPATの監視活動は事務局の所在地のタイが中心でしたが、監視担当者と事務局長は他の国々も含めて同様に行なうことができると理解していました。

しかしながら、一年少し経過した後、この種の活動は、国により特有のものがあるので、国別プロジェクトにした方がより効果が上がると感じるようになりました。同時に、当時のECPATの任務は単にキャンペーン活動に限定されていました。そこで、最終的に、タイの法・司法制度の監視をするために新たな団体が設立されるに至りました。それがFACE（子どもの搾取と闘う連合）です。

FACEの創始者でECPATの初代事務局長（1991～1993）であり、またECPATの監視担当官（1994）でもあったFACEの現事務局長スダラト・セリーワット・スリサンクが1987年末からこの問題に三ヶ国調査のディレクターとしてまたタイの研究者としてこの問題にかかわってきました。

FACEはタイにある小さな一地方のNGOです。前述したようにFACEは1995年4月に設立されたばかりですが、それはECPATの活動の延長です。公務員で法務長官室付の検事でもあるワンチャイ・ルージャナボングFACE議長と、スダラト・セリーワット事務局長の二人はECPATキャンペーン活動に携わってきました。（スダラトは1990年以来、ワンチャイは1993年以来）そして、犠牲となった子どもが裁判を受けられ、虐待者が告訴されるように、いくつかの裁判事例を監視し始めました。しかしながら、当時ECPATはその任務を単にキャンペーン活動から監視活動にまで拡大することを望んでいませんでしたので、子どもの性的虐待問題の面で活動できるようFACEを設立する決定がなされました。これは、虐待者に対する裁判事例を、特にタイ国内で逮捕された外

国人虐待者の事例を監視するものです。更に、活動を通じて得られた情報や方法論は国際的監視活動のモデルに使用することができます。またキャンペーン活動の内容も同様に利用されます。これとは別にして、子どもの性的虐待の実例に対処するための具体的行動を執ることが必要であると考えています。子どもに対する国際的性犯罪に対処するための法制度や手続も法改正と同様に改善される必要があります。

F A C E の設置にあたり、タイ当局、特にセシュレ・チュティクル博士を含めてかつて監視活動にかかわったり、支援していた人々との協議が行なわれました。このようにして、F A C E は、E C P A T から独立して、地方、国内、国際の各レベルで活動するタイの一つの機関として設置されました。

FACEの活動と目標

目 標

F A C E は国の全地域の子ども達と直接かかわる活動をしている他の地方・国際N G O 機関と連携して、政策、実施の両面で活動することを目標としています。また、子どもの最善の利益のために、タイ政府機関そして他国政府機関と協力して活動します。

1. 制度や行動が効果的に働くように裁判事例を監視することにより、性的虐待や買春を受けた子どもが法律・司法制度を通して正当な処遇が受けられるよう援助すること。
2. F A C E の監視活動を通して学んだ教訓を生かして、子どもへの性犯罪に関する法規定や司法制度の構造上の問題で関係政府機関に改正や改善を求める勧告を行います。
3. 子どもの虐待問題・事例の深刻さそして犠牲者の社会的影響の重大さに関して、一般と法執行官の認識を高めること。

活動内容

- 1) 逮捕されたペドファイルが法的手続を経て、裁判官が判決を下すまで、事例を監視します。私共は、法執行官が任務をより積極的かつ効果的に果すよう、調整し、促進し

ます。また必要に応じて犠牲となった子どもから証拠となるものを得るよう働きかけます。通常、被害に遇った子どもが裁判所に行く時同伴し、個人的問題、時には家族の問題の解決を助けます。タイ国中の様々な所に出向し、裁判を傍聴します。昨年、1996年には合計32の事例を監視しました。その一部は前から（1994年と1995年）引き続いて監視してきたもので、また1996年に新たに起きた事例もあります。これらの事例は様々な地域で裁判が行なわれています。例えば、北部のチェン・マイやチャンレイ、北東部のコーンケンやウドンサニ、南部のプーケット、東部のコルブリ（パッタヤ）やレイヨングそしてバンコックでは多数の事例がありました。F A C Eは回復センターや子どもの避難所の運営をしていませんので、これらの子どもに宿泊施設を提供していません。ですから、子どもたちは、C P C Rホームに滞在したり、社会福祉者が運営する政府の子どもセンターの世話を受けたり、また両親と暮らしている者もいます。F A C Eは、性犯罪に関して、犠牲の子どもが、正当な裁判を受けられるように、また、時には虐待者から賠償金が得られるよう対応します。

2) 法改正、法手続きの改善、システムの構造改革などと取り組むために、ロビー活動を行ったり、様々な政府機関特に女性問題国家委員会などに任命された作業グループのメンバーとして活動しています。

3) メディア（記事掲載、インタビュー）を通してキャンペーンや一般の認識を高める活動を行っています。また、講演会を催したり、この問題に関する会議、セミナー、作業部会にパネリスト、情報提供者として参加しています。これらの活動は、国内でも国際的にも行ってきています。

F A C Eのメンバー団体は独自のプログラムを運営しており、私共も常に子どものための活動に協力しています。このメンバー団体は次のとおりです。

CPCR(子どもの権利保護センター):

法的援助や性的虐待を受けた子どもに避難所を提供しています。

DEPDC(婦女子のための開発と教育プログラム・地域センター):

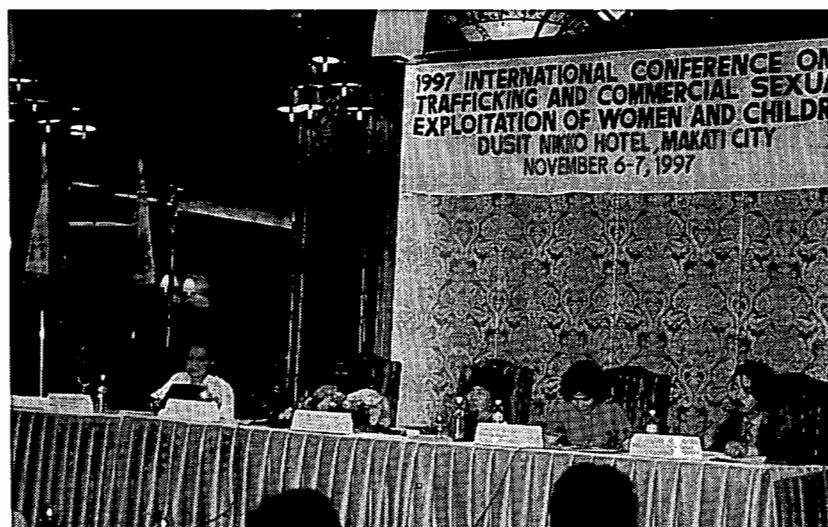
性産業に売られる恐れのある何百人もの少女に中等教育を提供し防止活動を行います。

FOWIA(アジアのタイ女性労働者友の会):

日本に売買されたタイの女性や子どもの被害者を助けるために、日本の数多くの団体と協力して活動しています。

CWA(アジアの子ども労働者):

子どもの労働問題について活動し、子どもの虐待と闘っています。



メコン地域法律センター（M R L C）は、メコン川流域地域に法的に共通の社会をもたらすことを目標として設立されました。女性と子どもの売買及び商業的性的搾取にかかる法的側面は、中心分野の一つであるので、地域にとっても国際社会にとっても非常に重要で大きな課題です。ストックホルム会議の目標を進めるために、メコン地域法律センターはこの11月に“不法労働の動き－女性と子どもの売買の事例”というテーマで会議を開催する予定です。

M R L Cが主催する女性と子どもの売買に関する会議の目標は、国内及び国際的行動を効果的に進めていく助けとなることです。また、移住労働者の搾取、特に性産業における女性と子どもの売買を統制し、減少させ、最終的には撲滅することを目標としています。

地域及び各国レベルでこの問題に対応するための法律手引書が今後の利用に作成されることとなります。二国間協定も交渉が行なわれ、計画されています。

主催者がこの会議で達成を期待している内容は次のとおりです。

1. 性産業における売買を抑制した減少させる手段として、法律共同社会の力の認識を高めると同時に、法の役割や法制度の限界を知ること。
2. 女性と子どもの売買問題に関する法規定や法執行の改善のために実践的プログラムを作成すること。
3. 女性と子どもの売買及び商業的性的搾取を抑制し、減少させる助けになるように立法府や法執行当局が協調して行動をとること。

4. 立法官や法執行官に対して、地方・地域・国際のあらゆるレベルにおいて、問題の一部として見られるのではなくむしろ解決の一部になるよう要請すること。また同時にNGOのリーダーや他の関係機関がこの問題に関して政府や法制度もっと一体になって活動すべきこと。
5. 最後に地域及び各国レベルでこの問題に対応する法的文書を作成すること。

この文書は、売買を統制し、抑制するにあたり、メコン流域諸国によって活用される、最善かつ最も効果的な諸原則が含まれる“模範的法規定”となるでしょう。この文書は売買問題に影響を及ぼす立場にあるメコン地域すべての担当官、法執行当局、そして関係機関に利用されるでしょう。

“模範法規定文書”の作成と颁布の後、メコン地域各国はそれぞれ国内作業部会を開催します。先導会議の参加者は、これらのフォローアップ作業部会にも参加するよう期待されています。政策決定者や法執行官も法律ガイダンス文書に関する議論及び国別ベースでの実施方法の決定に加わるよう招請されるでしょう。

各国内の作業部会に統いて効果的な政策が決定され、実施されるように、またプログラムの活動を通して得られた情報が広く行き渡るように、フォローアッププログラムが継続されることが期待されます。これは、政策開発、政府担当官の実施訓練を含み、またNGOに対しても情報提供して支援します。プログラムは地域全体にわたってNGOと政府担当者を結ぶネットワーク作りを試みており、売買問題の取組みを最後まで継続していきます。地域ベースで女性と子どもの売買問題を分析し、解決方法を探ることで、この国際化した問題と共同で闘う最善の方法についてコンセンサスが得られることが望まれています。

メコン地域法律センターは、女性と子どもの売買及び商業的性的搾取の問題は短期間で解決できないと考えており、持続性のある政策及び公約を通して解決されるべき問題ととらえています。より大きな政治的意志、より効果的な実施対策、そして十分な人的・財的資源が、この課題に対し、法の精神と文言及び政策とプログラムを支えるために欠かせません。皆様のご参加ありがとうございました。

宇佐美 昌伸
清水澄子事務所

まず一般的に言って、日本におけるNGO—政府のパートナーシップは他国に比べて強いものではなく、NGOが政府の決定に与える影響力も限られています。しかし、NGOは、ここ数年、特にリオの地球サミット以降、力を獲得してきており政府の特定の部門とは良好な関係を築きつつあります。

子どもの商業的性的搾取の問題の場合は、まさにNGOが取り組みを始めました。エクパット（ECPAT）の国際運動が始まり、日本のグループが設立されてきた1992年頃は、この運動には政府も国会議員も正式に関わっておりませんでした。

日本のエクパット・グループはセミナーやワークショップを開き意識喚起を図ったり、海外のイベントに積極的に参加し、日本で報告したりするなどの活動を行っていました。これらのグループは小人数で始まりましたが、次第に意識が高く、熱心な人々が加わってきました。

日本は1994年に子どもの権利条約を批准しました。エクパット・グループは他の子どもの権利団体とともに、条約、特に第34条、に沿った法改正を求めました。また、何人かの国会議員も同様の意見を持ち、重ねて法改正を求めましたが、この時のキャンペーンは実を結びませんでした。政府を動かすほど強い運動にはなっていなかったのです。

しかしながら、これ以降、エクパット・グループは熱心な女性国会議員を巻き込んでいくとともに、子どもの商業的性的搾取の実態を把握するための調査も行いました。東京のグループは子どもポルノの広がりに関して全国的に調査を行いました。大阪のグループは様々な形態の子どもの虐待に関して徹底した調査を行い、最近報告書を出版しました。また、彼らは地元の警察、地方自治体その他の公的機関と接触をもち、繰り返しこの問題への対策の強化を求めてきました。これらの一貫したキャンペーンにより、前向きな反応も得られています。

ストックホルム会議をきっかけに、NGOは、政府との関係を強め、またこの問題に対するマスコミの注目を集める機会を得ました。一方、日本の弁護士グループはフィリピンとタイにおいて日本人男性が子どもを虐待した事件について、3件の告訴を行っています。これらの告訴もまたマスコミと世間一般の注目を高める助けとなりました。ところで、清水澄子議員は、NGOから日本政府がストックホルム会議に関心を持ち合っていないとの情報を得、他の女性議員とともに政府に強いプレッシャーを掛けました。政府はそも

そもそも法改正その他の施策は必要ないとしていたのですが、NGOと議員の度重なる要求の結果、ストックホルム会議の重要性と行動の必要性を認識し始めたのです。

ストックホルムでは、政府のメンバーもようやく子どもの商業的性的搾取の現実とその深刻さ、そして、日本の世界の取り組みからの立ち遅れを理解しました。ある役人は子どもポルノに対する日本の法論議は20年遅れていると認めていました。

ここに至って、政府はNGOの意見と活動に耳を傾けなければならないことを認識したのです。

とはいものの、政府がすぐに対応したのではなく、唯一、日本人男性旅行者をはじめとして、子ども買春は犯罪であると警告するポスターを作った程度でした。

しかし、このポスター作成においてもNGOは、子ども虐待者を刺激する逆効果を与えるフレーズを含んでいるとして政府が当初考えていたデザインを変更させたのです。政府の役人は、自分たちが問題に対して十分な知識を持ち合わせていなかったことを認めざるを得ず、NGOの提案を受け入れたのです。また、このポスターの配布及びその効果のモニタリングにおいても発見したのです。-ただし、その後改善されたかどうかは知りませんが-

ポスター作成ストックホルム会議のフォローアップとして政府が行ったほぼ唯一の目に見える対応策であり、NGOは国会議員へのロビィングを重ね、関係強化に重点を移してきました。また、可能な立法に関する彼らの提案をまとめました。問題に関心を持つ議員は増えてきましたが、その絶対数はまだまだ少ないので現状です。

さて、今朝清水議員から報告があった通り、新しい立法作業が進んでいます。私自身、清水議員の秘書として昨年来この作業に関わっていますが、これまでNGOと緊密に協力し、しばしばアドバイスを求めてきました。現実に何が起こっており、子どもたちのために何が必要かということに関する彼らの知識と経験、そして彼らが国際ネットワークから得てくる情報は非常に有用です。もちろん、彼らのアイディアのすべてをそのまま法案に入れ込むことは難しいのですが、彼らの情熱を現実的な形に加工していくのは私たちの仕事です。また、同時に私たちは、国会での議論の進展に資するためにも、NGOに対して一般の意識を喚起する取り組みを強めるようお願いをしています。このような意味で、お互いにチェック・アンド・バランスのような関係にあります。

私自身NGOで仕事をした経験もあるので思うのですが、日本のNGO一般そして子どもの商業的性的搾取への闘いに関わっているNGOが本当に法や政策に影響を与えようと

するのであれば、もっともっと戦略的になり、政府や国會議員と対等に交渉できる能力を身につけなければならぬと強く感じております。また、効果的な社会的動員のためには組織を強化する必要があります。私は彼らがそれぞれがローカル・レベルで行っている活動は高く評価しますが、そこで発見したことを十分に利用して世間一般と特に権力を持っている人々に訴えかけていくことができれば、彼らの運動は必ず新たな段階に入ると思います。そうは言いましたが、国際的なエクパット運動と連携した彼らの運動が何人かの国會議員を動かしたことは確かです。そのような意味で私たちはこの会議に参加されている皆さんに多くを負っています。

NGOと政府、国會議員の間の関係は今のところ極めて個人的ないし属人的なものです。この分野では政府がNGOと協力する上での制度的なメカニズムはできていませんし、NGOの意見を聞くことが重要だと考えている国會議員はまだまだ少数派です。

NGOと熱心な国會議員に共通の挑戦は、子ども権利を尊重する文化を構築していくことなのです。



各国政府、国際機関、NGOの各代表の皆様、ESCAPを代表して、この女性と子どもの売買及び商業的性的搾取に関する国際会議に参加できまして嬉しく存じます。ESCAP（国連・アジア太平洋経済社会委員会）はストックホルム会議の地域準備委員会の共同主催者であり、北京の行動綱領の地域レベルでの実施を促進する役割を担っておりますので、この重要な会議の協力機関であることを喜んでおります。また、アジア女性基金並びにフィリピン政府に対して、本会議を主催して下さったこと感謝の気持を申し述べたいと思います。

ストックホルムで採択された行動計画（課題）は、子どもの商業的性的搾取と闘うための“調整”、“協力”、“防止”、“保護”、“回復”、“社会復帰”そして“子どもの参加”などの重要課題について、国際、地域、国、地方の各レベルで具体的行動をおこすための政策の枠組を提示しております。少女の保護は、第4回世界女性会議で採択北京行動綱領の12項目の一つであります。同様に、少女の課題は、“開発における女性”をテーマとした1994年の第2回アジア太平洋閣僚会議において全会一致で採択された“女性の向上のためのジャカルタ行動計画”的副次項目の一つです。

従って、この度の会議は私共にとりまして、政策立案から決定、そして行動へ移すための、また、女性と子どもの人生を意義あるものに変えるために北京やストックホルムの決定をアジア太平洋の各都市、農村地帯にもたらすための絶好の機会であります。

“女性と少女の売買”というテーマで第52回国連総会に国連事務総長の報告が提示されましたが、それによると、国や国際機関から寄せられた回答に婦女子の売買と闘っている活動の実体が現われている、と述べています。これらの活動には、売買を犯罪とする規定、女性及び子どもの保護をより効果をあげるための規定や訴訟手続の改定、そして子どもの性的搾取者に対する国外犯処罰規定などの法的措置が含まれています。また、国際協力の促進、各国内の作業部会や委員会の設置といった組織、機構作り、研究、統計・資料収集の増強、教育やトレーニングによる防止の強化なども行っています。この国際化時代に婦女子の売買も世界的な規模で増加している状況にあり、国際協力の強化は、移住に関する情報交換、法執行、国家間の協力協定等の活動を通じて推進されています。しかしながら、効果的な戦略が計画され、実行に移される前に、婦女子の売買に関するデータが更に必要であるという反応もあります。女性と子どもの売買に立向うための対策は、その国

際性や被害者が訴えたりこの問題の取り組みにかかわることに消極的であるということで、しばしば影響を受けています。従って、この重大な課題に対してまだやるべきことが多く残されているのです。

私共、E S C A P のフォローアップ作業は、いくつかの地域レベルの実践に焦点をあててきています。まず第一に、国連のもつ正統性、規準設定機能を活用して、2つのE S C A P 決議が採択されました。一つは、北京行動綱領の実践の促進を各國政府に要請したことです。もう一つの決議は、アジア太平洋地域における子どもや若年者の性的虐待及び性的搾取の撲滅についてです。この決議に沿って、E S C A P は、“女性と子どもの売買に関する国家間地域会議”を開催します。1949年の人身売買と他人の搾取の抑制に関する条約ではこれまでのところあまり効果が得られていないこともあります。この会議では、売買対策の措置に関する地域協定を採択することを目的としています。このような協定が採択されると、このアジア太平洋地域の各國政府が、この課題に対する意志表明をしたことになります。

第二に、E S C A P は、政策、制度、法制の変革をもたらすことを目的として、深層的研究、会合、その他の推進策を講じた活動を行なっています。例えば、1996年に、人権として女性の権利に関する専門家会合を開催しました。1997年12月には、バングラデシュのダッカにおいて、女性や少女の売買を含む女性に対する暴力に関する準地域会合が開催されます。“女性の移住の影響”というテーマを含む“女性の国際化の影響”に関する研究が目下行なわれています。私共はまた、各國が報告や監視制度などのC E D A N の機能を活用して、それぞれの経験を分かち合うことができるような活動を計画しています。

第三に、支援活動に力を入れております。特に特定のトレーニングや、極貧層を中心に貧困緩和対策などへの支援です。貧困は女性と子どもの売買や性的搾取の根本原因の1つです。これに関して、E S C A P は売買に関連したテーマによる訓練コースを設ける計画があります。E S C A P の私の同僚達は、様々な革新的な貧困緩和プロジェクトを実施しています。例えば、U N D P とE S C A P の共同による“七人姉妹プロジェクト”(Seven Sisters Project) の下で、政府、N G O 、関連機関のネットワーク作りが行なわれています。また、ぎりぎりの生活をしている女性達に力(empowerment) をつけるための自助努力を促進することを目標とした“所得作りプロジェクト”があります。

私共の前にある課題は手ごわいのですが、各國政府、国際機関、N G O 、そして市民社会の一人ひとりが力を合わせて、連帶して、政策を行動に変えることが必要です。それにより、女性と子どもの商業的性的搾取の防止と撲滅に貢献することになるでしょう。

ギイ・シーチ
国際労働機関(ILO)東南アジア地区
準地域調整官

ご来賓の方々、そしてご参加の皆様、今朝ここに皆様とご一緒し、ILOアジア太平洋地域事務所次長である堀内の代理としてご挨拶申し上げることは大変嬉しいことでございます。堀内は残念ながら本日ここに出席できません。ILOはこの素晴らしいイニシアティブにかかわることができ嬉しく思っています。この機会に、フィリピン政府の子どものための特別委員会とアジア女性基金に対し本会議の開催をお祝い申し上げます。

皆様の中には、ILOはこの分野において新参者であると考えている方がいらっしゃるかもしれません、そうではありません。女性と子どもの売買や商業的性的搾取は、基本的に労働問題であり、労働者、中でも特に最も傷つきやすい女性と子どもの法的、社会的保護の欠如（ないしは不備）により、この様な問題が生じているのです。

ILOの見方からすると、子どもの売買及び商業的性的搾取というのは、子どもの労働の搾取の形態としてとらえられています。子どもの労働問題は、先週開催されたオスロ会議でも国際的課題に大きく取り上げられています。

女性や子どもがそそのかされて自国から売られてきた条件、そして最終的に行き着く状況は強制労働に等しいものです。ILOは、常にいかなる形態の強制労働も黙認することはできません。またあらゆる取組みは、実行を伴うものでなくてはならない、という確固たる立場をとっています。ILO第29号条約（強制労働）は、1930年に採択され、強制労働の定義を“罰を与えるという脅しにより強制されたあらゆる労働、業務であり、自らの意志による仕事ではない”、としています。今までに、この第29号条約は139ヶ国のILO加盟国によって批准されており、この条約により批准国に対しILOは、条約で定義づけている売買のような強制労働が行なわれているかについて、世界的な規模で調査できます。

1996年3月のILO理事会は、新たな国際労働基準を採択するための1998年の国際労働会議の協議事項に、“最も搾取された形の子どもの労働に反対する闘い”を入れよう注意を喚起しました。この新たな労働基準は、最も耐え難い形の子どもの労働を防止するために直ちに行動を起こすことを優先しました。この耐え難い形の子どもの労働には、束縛された条件での子どもの労働、子どもの買春、子どもの売買、そして安全と健康が著しく冒された状態での子どもの労働などが含まれています。

実際、最も搾取された形の子どもの労働に対し我々の人的・財的資源を向ける必要が次

第に認められつつあります。1996年2月にアムステルダムで開催された子ども労働会議において、世界中の各国政府、企業側、労働組合、NGO、国連機関から250人以上の参加があり、子どもの搾取に反対する行動を直ちに起こすことを求めました。会議はまた、あらゆる国に対し、子どもの労働を排除し、最も耐え難い形の子どもの労働を直ちに終わらせるために期限付行動計画に着手するよう要請しました。

ILOは最前線に立って、最も搾取された形の子どもの労働に反対する世界的な運動をしてきています。ILOの“子どもの労働の排除に関する国際プログラム”（略してILO/IPEC）の下で事業活動が急速に増え、ILO/IPECへの国際的支持が寄せられていることは、各がそれぞれ自ら進んで子どもの労働に反対する行動をとっていること、また世界的な活動に対し国際社会のコミットがあることなどで明らかです。

子どもの商業的性的搾取に反対する行動は、ILO/IPECの当初からの主要素です。ILO/IPECは、次の目的の行動計画のために協力機関を支援してきました。

- i) 誘惑、強制、売買などによる商業的性的搾取から子どもを守ること。
- ii) 性的搾取の子どもの被害者を引きとり、回復、本国帰還のみならず社会的・経済的に社会復帰するプログラムを行うこと。
- iii) あらゆる形態の商業的性的搾取に反対する一般の認識を作り出し、一般の支持を動員すること。

ILO/IPECプログラムはまた、調査研究、政策立案、立法と執行、社会の動員などの活動も支援しました。

防止活動の例としては、次のようなものがあります。タイにおいては、ILO/IPECは、売春のために大都会に売られる恐れのある地方の少女達を特定するプロジェクトを支援しています。このプロジェクトの対象になった少女は安全な全寮制の学校に入れられ、教育、地域経済のニーズにあった職業訓練、仕事のカウンセリングなどを受けます。これらは全て子どもの発達によい環境にあります。

売買や売春などの被害者のリハビリテーションに関しては、ILO/IPECは、カンボジアにおいて地域の関係者と協力して援助を一括統合して行なうことを進めています。被害者への援助は、非通常教育、職業訓練、所得作りの活動などが含まれることになるでしょう。精神的外傷の治療や社会カウンセリングは、他の機関と提携して行なわれます。

一般的認識を高める活動の例として、フィリピンにおける“CHILDHOPE”（子どもの願い）の活動があります。このNGOはILO/IPECの支援を受けて、親や子ども達に売春のワナにはめられる危険を理解させる包括的プログラムを実施しました。このプロジェクトは村の中心的な人々にカウンセリングの訓練を受けさせたり、法律相談を

設けて、法律上のアドバイスや保護を行っています。

英国政府の支援を受けて、ILO/IPECは最近、アジア地域の子どもの売買や売春における搾取及びその他の耐え難い形態の子どもの労働と闘うことを目的とした地域プロジェクトを開始しました。この地域プロジェクトの第一段階として、地域研究が目下行なわれており、その研究結果を踏まえて、子どもの売買を闘うための地域戦略が展開されます。プロジェクトの対象者は18歳以下の子どもで、メコン川流域と南アジア諸国における子どもの売買の被害者あるいはその恐れのある者です。最優先の対象は、12歳以下の最も傷つきやすい少女、そして少数民族、部族の出身者です。

ILO/IPECは関係機関に対し、本問題に関するイニシアティブを支持するように、また協力できる方法や解決について議論するよう要請しました。皆様の力と積極的な関与で、この最も搾取された形態の子どもの労働に反対する闘いが、この地域で前進できるよう願っております。

最後に、この国際会議にILOをお招き下さり、ここに重ねてお札を申し上げて終わりにさせていただきます。

アジアにおける子どもの売買、性的搾取及びその他の耐え難い形態の子ども労働との闘い

本会議に寄せられたILO/IPEC報告書

序説

子どもの売買のように、子どもの労働の有害な面の認識を高めて、それに反対する行動の促進が緊急に必要であります。過去何年にもわたって、子どもの労働と買春を目的として国境を越えて取引された子どもの報告数は確実に増えてきています。女性と子どもの国境を越えた売買は、世界のあちこちでより明らかになっています。子どもが欺されて売られている条件、そして最後に行き着く所の状況は、強制労働に等しいものです。

最近、アジアにおいて子どもたちが、中国、ミャンマー、カンボジア、ラオスなどの国からタイに売られてきて、売春宿や搾取工場で働いているケースがいくつか明らかにされました。しかしながらこの問題は、アジアのこれらの国々だけに限られているのではありません。何千ものネパールの少女や女性が、カルカッタ、ポンペイ、デリーの売春宿に毎年売られていると報告されています。報告の増加が単に問題への関心が増した結果によるものかどうかは確かではありません。しかしながら、最近のアジア経済のすさまじい成長

がこの問題の一層の悪化につながっているのかもしれません。調査によりますと、短期的にみて、開発は移住を減少させるよりむしろ増加させるようです。開発は、新しい動きのある移入傾向の多い社会を創り出し、崩壊的社會になり得るのです。更に開発は多くの場合、伝統的家族と地域社會制度の破壊を招いています。

ILOの対応

ILOは設立当初から、子どもの労働の排除を中心に取り組んできました。主な作動内容は次のとおりです。主に条約や勧告の形で国際労働基準を採択し、その適用の管理を通して加盟国の子どもの労働に関する法律に影響を及ぼす取り組み、情報の収集と普及、調査、IPECを通じて各国に対する直接的技術援助なのです。

特に、働く子どもが恐怖感にさらされていることの認識が高まり、国際的な憤りを呼び、緊急対策の必要性がでてきました。子どもの労働が貧困の中にはまりこんでいることは否定できませんが、ある種の耐え難い子どもの労働を終焉させるための行動を求める声は増えています。ILOはIPECを通してこの問題の解決に向けて先頭に立っています。更に世界中の国々の閣僚達が1996年6月、ジュネーブにおける国際労働会議に出席し、「最も搾取された」、「最も虐待された」そして「危険な」形の子どもの労働に関する新しい条約が二年のうちに草案されるべきであることに同意しました。新しい条約の目的は、奴隸、借金のかた、子どもの買春、危険な職業・産業での従事、特に12歳以下の低年令児、少女などの最も耐え難い形態の子どもの労働に対し、緊急の行動を執る必要性を強調することです。

子どもの商業的性的搾取に反対する取組みは、ILO/IPECの当初からの中心的活動です。IPECは次の目的の行動計画のために協力機関に支援を送ってきました。

- ① 子どもを、そそのかし、強制、売買などによる商業的性的搾取から守ること。
- ② 性的搾取の子どもの被害者を引き取り、回復、本国帰還、社会的・経済的に社会復帰するためのプログラム等を提供すること。

③ あらゆる形態の商業的性的搾取に反対する一般の認識を創り出し、その支援を活性化させること。

行動計画には、調査、政策立案、立法、法の執行、認識を高めることによる防止、代替の仕事の提供、社会の動員、回復などがあります。

まぎれもなく、子どもの売買は明らかに最も耐え難い形態の子どもの労働の部類に属します。既に述べたように、子どもがそそのかされて自分の国から売られてきた条件と、行き着く状況は強制労働に等しいものです。ILOは常に、いかなる形の強制労働も耐え難く、これを終焉させるために努力しなければならないという確固たる立場をとっていました。1930年に採択されたILO第29号条約（強制労働）は、“強制労働”的定義を“罰の脅迫の下に強要されたあらゆる仕事、業務で、自らの意志によるものではないもの”としています。今日まで第29号条約は139のILO加盟国によって批准されており、この条約により、批准国に対しILOは、条約で定義づけている子どもの売買のような強制労働が行なわれているのか、世界的な規模で調査できます。

英国政府の支援を得て、ILO/IPECは最近、“アジア地域の子どもの売買、売春における搾取、そしてその他の耐え難い形態の子どもの労働との闘い”というテーマのプロジェクトを開始しました。プロジェクトの対象は18歳以下の子どもで、メコン川流域地域と南アジア諸国における子どもの売買の犠牲者あるいはその恐れのある者です。最優先の対象は12歳以下の最も傷つき易い少女、そして少数民族、部族の出身者です。

このプロジェクトの概要は次のとおりです。

第一段階：この問題の性質及び重大さをより理解するために行動志向の調査、進行中のプロジェクトに対する反響の見直し、子どもの売買の防止そして国及び準地域レベルで子どもの被害者の回復のための行動戦略と構想プログラムの特定化。

第二段階：地方、国、地域の各レベルで認識を高めるキャンペーン活動を行ない、地域から政策決定機関まで関係機関による活動の活性化。法執行制度の改善と法執行官のトレーニングを含む法執行の強化。防止及び回復のための多面的教育プロ

グラムの提供（健康管理、カウンセリング、教育・訓練、社会復帰、売買の恐れのある子どもと親に選択の自由の与えること）。受入れ国と送り国の双方に売買を防止するための国家間の共通制度を設置すること（安全かつ予防的本国帰還プログラムの設定を含む）。子どもの売買を撲滅するために国、地域、国際の各レベルで社会運動の環境作り。

プロジェクトの現状

現在、このプロジェクトはまだ調査段階です。本問題の深刻さと微妙な感情を考慮して、この分野のいかなる活動も、十分な情報と分析作業に基づいて行なわれる必要があります。前に述べたプロジェクトの第一段階として、国及び準地域レベルでの調査が、本問題の基本データを収集するために、またプログラムと政策の特定をするために開始されました。これらの報告に基づいて、二つの分析レポートが南及び東南アジア地域のために準備されます。

調査の範囲

子どもの売買は様々な理由から起こります。営利本位の養子縁組、組織的売買、子どもの労働の搾取などから子どもの買春まで広い範囲にわたっています。この調査における定義上、子どもの売買とは、買春を含む子どもの搾取を目的とした売買に限ります。

この調査により、“子どもの売買と搾取”的性質、重大さ、傾向、需要と供給、募集の機構（募集者の役割）、子どもが働く条件などについての情報を提供することが期待されています。労働者の移住の特質も調査します。例えば、家族全体の移住、個人の移住、家族における移住決意の過程、特に子どもの移住に関して調べます。出身地、移住の合法性、移住途中の通過点や最終目的地なども調査します。更に法規定や法の執行、政府の政策とN G Oの役割とその行動についても再検討する必要があるでしょう。最後に、報告書で、防止対策や子どもの保護と回復、更に子どもの売買と虐待と保護に必要とされる特別措置も提案します。調査の結果は来年2月に出る予定です。

パーセベナンダ・ソウ

ユニセフ・フィリピン事務所

プログラム担当



皆様、本日はユニセフのフィリピン駐在代表のテレル・ヒル博士から皆様への歓迎のご挨拶をお届けさせていただきます。ヒル博士は、UNDAF（国連開発援助計画）の関係でユニセフ駐在代表者会議でニューヨークのユニセフ本部に行っており、本日は出席できません。テレル・ヒル博士の代理としてご挨拶状を読ませていただきます。

先ず、“女性と子どもの売買及び商業的性的搾取”に関するこの国際会議の主催者、特にアジア女性基金とフィリピン法務省にお祝い申し上げます。また主催者に対しユニセフをこの会議にお招きいただき、お礼を申し上げます。ユニセフは子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルムの行動計画及び北京行動綱領を促進し、支援するために、この地域において積極的にかかわってまいりました。ユニセフにとりましてこの国際会議の役割を一部担うことは喜びであり、光栄でもあります。本会議の成果が、子どもの商業的性的搾取に反対する行動の地域計画を更に後押しすることになると期待しております。

二日間にわたる会議の協議事項の中で、子どもの商業的性的搾取は議論の重要なハイライトになるでしょう。またこの会議が女性や子どもの代弁者間の協力を促進し、二つの画期的な条約－「子どもの権利条約」と「女性に対するあらゆる差別撤廃条約」－において概略されているように、子どもと女性の権利を実現する方向に向けて素晴らしい一步を踏み出していると信じております。

この度の会議ほどよい時期を得たものはありません。女性と子どもの売買及び商業的性的搾取は、アジア地域の子どもの主要な問題になっています。これは非合法であり、潜んで行なわれているので、実体を握むことがとても難しいものです。このような状況にもかかわらず、毎年少くとも 100 万の少女達が騙されて、商業的性的活動を強いられています。これは奴隸に近い子どもの労働の大変危険な形です。少年達も性的搾取の対象の例外では

ありません。

この地域の売春をしている子どもの状況はどうなっているのでしょうか。控え目に言つても、かなり驚くべき状況です。風俗営業が産業規模で行なわれていると見られるタイやフィリピンでは、状況は深刻です。タイでは、約80万の若い娘や少女が売春婦として働いています。スリランカでは、6歳から14歳までの1万人以上の少年達が、主に外国人を相手に売春行為をしていると推定されます。インドでは、推定10万人の売春婦のうち約20~30%が子どもです。フィリピンでは、推定4万~6万人の子どもの買春が行なわれています。インドネシアでは、登録されている売春婦の60%が15歳~20歳であり、子どもの権利条約の子どもの定義が18歳以下であることを考慮すると、ほとんどが子どもの売春婦ということになります。

最も傷つきやすい子どもとは誰をさすのでしょうか。歓楽街で働く子ども達は、とても傷つきやすく、バー、レストラン、その他の歓楽街で働く者は“余分なサービス”をすることが期待されていると、調査の結果、示されています。ストリート・チルドレン（浮浪児）は路上生活や性的搾取など数多くの危険にさらされています。しばしばストリート・チルドレンは、生きていくための手段として売春に頼ります。家内労働者はまた、雇用主の家族からの精神的・性的虐待にさらされており、雇用主はしばしば性的サービスを雇用条件の一部にみなすのです。傷つきやすいもう一つのグループは、近親相姦による性的虐待の犠牲になっている子ども達です。このような性的虐待は、しばしば子どもの商業的性的搾取の前兆と見られています。

1996年8月にストックホルムで開催された子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議は、この問題に世界が注目することを求めました。同時に、各国、地域社会、国際機関による防止と撲滅への要請がなされました。マニラにおけるこの会議が、アジア地域でも同様にこの問題に注目し、行動を起こすことを希望しております。子どもの商業的性的搾取を防止し撲滅することへ向けて行動を共にする必要があります。これは子どもの権利の侵害の最も恥ずべき形態です。協力し合い、行動を起こせば、私達の子ども達は、商業的性的搾取の大きな犠牲とその結果に耐える必要はないのです。

ありがとうございました。

トニー・ニューマン

世界移住機関(IOM)

ジュネーブ本部アジア・オセアニア地域

国内移住・人道的援助部門部長



IOMを代表して、本会議の主催者であるフィリピン政府、アジア女性基金、E S C A P、ILO、UNICEF、ECPATそしてご出席の方々にご挨拶を申し上げます。また、本会議にお招きいただき感謝の意を表したいと存じます。

IOMは、女性と子どもの売買及び商業的性的搾取に関するこの重要な会議の開催にあたり、主催者のご努力を大変評価すると共に、今まで拝聴してきました素晴らしい講演に対し賛辞を送りたいと思います。

私共はまた、ストックホルムの世界会議以降、参加代表団の方々の熱心な活動とその成果に対し推賞したいと思います。

この会議は私共に、今まで達成した目的並びに今後やらなければならないことに対する非常に貴重な見識を与えてくれます。

IOMから皆様に文書をお配りしました。お手元の文書一式の中に入っていると思いますが、それには、女性と子どもの国境を越えた売買の問題に取り組んでいるこの地域におけるIOMの活動について述べてあります。私共の活動には、セミナーの開催、情報提供と普及、技術協力、調査、本国帰還と回復の支援などが含まれます。当初の活動は、売買の被害者の本国帰還と回復の分野でした。これらの活動を続けていく一方、今では防止活動にも焦点をあてています。例えば、売買による脅威と危険について、被害者になるおそれのある者や一般社会、政府役人などの認識を高めるための情報活動があります。

IOMは皆様の活動を支援する用意があります。そして、皆様とのつながりを強化し、共に協力することを期待しております。

世界移住機関(IOM)からの本会議への報告書

問題

性的搾取のための女性と子どもの売買は、移住者における特有かつ不安をあおっている現象です。移住者の売買－即ち、国境を越えて不法に人を送り込み、売買すること－が非常に利益を上げています。それに伴うリスクが低く、多くの国において制裁がなく、取締まりが大変緩いのです。移住者の売買は、高い利益が見込まれ、しかも比較的リスクが低いので、今ではかなり組織化されて、大きな世界的規模の事業になっており、各国政府が増々重大な関心を寄せています。

外国人と子どもの買春への需要が増すにつれて、世界中のより多くの女性や子どもが誘拐され、売買されています。女性は、奴隸のような労働、強制売春、性暴力のような虐待を受け易く、時には、メイル・オーダーの花嫁として売られていきます。幼い子どもは家から連れ出され、親に売られ、時には路上にいる時に誘拐され、国境を越えて売られていきます。国境を越えてしまうと、子どもを追うことも家に戻る可能性もずっと低くなります。一つの地域に限定されているのではありませんが、この問題はアジアにおいて重大な役割を占めており、各国政府、国際機関、NGOなどが、立法化、情報提供、救援や回復などの活動を通してこの問題に取り組んでいます。

国際社会において「国際人身売買(trafficking)」に対する統一定義はありませんが、IOMは試みに、「女性の売買」を「女性移住者を不法に送り込み、経済的あるいは他の個人的な利益のために売買すること」と定義づけました。これは次の要素を含むでしょう。

- ・女性の同意あるいは認識の有無にかかわらず、女性の移住者が他国に不法に移動するのを助長すること。
- ・合法・非合法にかかわらず移住の目的について女性の移住者を欺くこと。
- ・売買を目的として女性の移住者を肉体的あるいは性的に虐待すること。
- ・雇用、結婚、売春その他の営利目的のための女性の売買。

世界中で増え多くの子どもが、既に述べた性的搾取のために売買されているので、多くの場合、同じ定義が子どもの売買にも適用できること、認められなければなりません。

本問題に対するIOMの方針

IOMは59の加盟国と48のオブザーバーから成る政府間組織で、本部がジュネーブにあります。過去46年間、移住サービスを必要としている個人に実務的あるいは人道的援助を提供してきました。IOMのより広汎な目的は、秩序ある安全で人道的な、移住を促進すること、また移住者の尊厳と幸福のために効果的な配慮を払うことです。

北京で開催された第4回世界女性会議の結果、IOMは、女性の売買問題を国際的に注目すべき最優先分野に特定しました。その会議でIOMは、女性と子どもの売買問題を取り組むための行動志向の“パッケージ事業”を照会しました。このパッケージ事業は、4つの具体的な措置からなります。即ち、この問題に関する情報収集のための調査、不法に移住した場合、売買された移住者が直面する可能性のある危険、搾取、虐待について信頼のおける情報を普及させるための情報活動、この問題を撲滅するための実効のある法的・実務的枠組作りを求めている政府への技術協力、そして本国帰還と社会復帰への援助です。このような活動を通して、IOMは被害者に援助を差しのべ、女性と子どもの移住による売買の根本原因となっている要素にねらいを定めることを目指しています。

今日までのIOMの対応

セミナー活動：

1993年以降、IOMは、女性と子どもの売買と闘うために理解を育み、方策を調整することを目的とした政府間の議論の場を提供することを追求してまいりました。一連の各国政府との非公式協議に続いて、IOMは、1994年に移住者売買問題に関する世界的なセミナーを開催しました。初めて、移住者の出身国、途中通過国そして最終目的地になる国々が一堂に会しました。このセミナーの結果、IOMは、参加者から、まず第一に、移住者の売買に関し、国際的な政策の対話と実施のための触媒になること、第二に、地域内対話をもつこと、第三に、移住者売買に関する情報の収集と交換を強化すること、第四に、保護の観点から、売買された移住女性の傷つきやすい立場を分析すること、そして最後に、国際人身売買と闘い、人権を守るために政策、法律、手続、罰などの調整と取り組むこと

が要請されました。このフォローアップとして、IOMは1995年に中央アメリカで地域セミナーを開催しました。このセミナーが後に、1996年のメキシコのプエブラで開催されたメキシコ政府主催の移住に関する地域会議の基になりました。

アジアでは、不法移住と国際的人身売買に関する政府間地域フォーラムが、1996年末にマニラで開催されました。そして第二回フォーラムが1997年12月にマニラで再び開催されることになっています。このようなフォーラムは政府当局に、重大な問題に関する意見及び情報や個人的体験を交換する機会を提供し、不法移住と移住者の売買と闘うために実現可能な政策や処置を模索するものです。

調査

このような不法移住や国際的人身売買は秘密裡に行なわれる性質上、これに関する信頼のおける正確で最新のデータは少ないのです。長期であれ、短期であれ、十分な防止対策の基礎になるので、情報は欠かせません。移住情報計画（MIP）は、中央・東ヨーロッパのニーズに応えるために、東から西への移住の実体調査に基づいて、1993年にIOMによって設立されました。MIPは西・中央ヨーロッパにおける性的搾取のための女性の売買に関する緊急の調査を連続して行いました。

アジアにおいてIOMは、1997年初めにアジア女性基金の財政援助を受けて性的搾取のために日本に送られるフィリピン女性の売買に関する調査を実施しました。この調査で、日本に性的搾取のために売られた100人のフィリピン女性に実際に面接インタビューを行い、これらの女性の人口統計、特質、動機、経験などについてデータを集めました。そして、調査結果に基づき将来とるべき行動に関して、いくつかの勧告を行いました。この勧告には、売買された女性の不法出入国に対するよりしっかりした対策の導入、取引関係者の処罰の法規定、帰国した売買の被害者の社会復帰のための法的・経済的・精神的支援、犯罪組織と闘うための国際協力の促進などが含まれています。

情報の普及

情報普及プログラムは被害者の出身国で実施されているところです。移住の可能性のある者に、不法移住と人身売買の危険について知らせる努力をしています。移住と人身売買に関する正確で時機を得た情報を移住の可能性のある人に普及することにより、移住の選択と人身売買の可能性を認識させます。このように情報は生きる力（empowerment）の重要な手段になり、売買取引人が移住の可能性のある人の知識不足を食い物にする可能性を少なくします。

アジアにおいて：

- ・ IOMはフィリピン人の移住の可能性のある者に、移住の現実の認識を高める目的で、フィリピンにおいて情報プログラムを開始したところです。主な普及方法は、ラジオの全国番組やちらしの配布などで一般の人々への情報の普及を補うことになります。
- ・ タイでは、IOMは不法移住や売買に反対するテレビキャンペーンを準備しています。ヴェトナムのIOM事務所は今年、ヴェトナム北部の女性や子どもの売買防止について2つの国内セミナーを開催しました。セミナーの勧告に応えて、IOMとヴェトナム女性連合は、女性と子どもの売買の危険に関して、ランソンにおいて一般の人々に警告する情報キャンペーンを展開してきました。
- ・ 移住者の出身国と受け入れ国の双方が協力し合って、地域情報普及活動を行うことを目下検討中です。
- ・ 現状についての情報普及活動を支援し、IOMは“移住者の売買”という季刊ニュース・レターを発行しています。これは、女性の売買の問題に焦点をあてています。

技術協力

IOMは、効果的な移住制度の確立を促進するために、政府当局に技術援助、訓練、専門知識を提供する用意があります。技術協力は移住行政に焦点をあて、出入国の手続を最新のものにし、文書（パスポート）偽造の発見方法や他のセミナー活動を行っています。

技術協力はまた、移住に関する立法と政策決定の面でも重要です。移住者の売買に反対する闘いには、行政能力の増強が欠かせません。特に売買が、近代技術と広範囲にわたる人手を有する協力な組織犯罪のネットワークによって行なわれており、しばしば国の法執行機関の力量を上回る状況です。

アジアにおいては、トレーナーの訓練と“フィリピン人海外契約労働者のための開発センター”（OCWs）の設備への融資により、海外労働者の福祉行政部（OWWA）の施設と行政能力の增大化を支援してきました。このプロジェクトはまた、OCWsのトレーニングに対するニーズの評価もしました。タイにおいては、タイ政府が女性問題国内委員会（ONCWA）の下で各国政府機関及びNGOの代表者から成る移住者の売買に関する作業部会を設置するのを、支援しました。この作業部会は売買で犠牲になった外国人の処遇手続のための原則と勧告を作成しました。これらの原則や勧告の中には、安全避難所の提供、警察・移住・労働の各行政当局の責任を義務の明確化、そして売買の被害者が直ちに帰国するかもしくはタイに停まって雇用主に不利な証言をするのかの選択の自由をもつた免責が含まれています。

帰国と社会復帰のための事業活動

IOMは、困窮して取り残されたり、行政当局に捕えられている売買移住者のための帰国プログラムを実施しています。また、虐待を受けやすい女性移住者や売買された女性が、安全かつ品位を保って帰国できるように支援しています。

アジアでは、中国、カンボジア、ベトナムなどから売買された女性と子どもの帰国と社会復帰のための二つの試験的プロジェクトを開始しました。このプロジェクトの対象である女性や子どもは、タイで強制的に売春させられたり、物乞いや不法労働のために雇われていたのであり、タイから本国に帰還させられています。IOMと協力機関は、このような女性に教育、職業訓練、回復、カウンセリング等の機会と職場を提供します。

- ・ 1996年1月1日から1997年12月31日までにIOMは88人の女性と子どもがカンボジア、スリランカ、中国に帰国するのを支援しました。（内訳：カンボジアに78人、スリランカに7人、中国に3人）このうち36人の女性と子どもは長期にわたる社会復帰の援助を受けています。
- ・ 8人のベトナム人女性と子どもがタイから帰国するのを支援し、社会復帰のための援助を行っています。
- ・ これらの試験的プロジェクトと並行して、売買されたカンボジア女性と子ども100人以上に対して調査を行ないました。この調査の結果に基づいて1997年2月に60人の女性と子どもからなる集団帰国そのための十分な準備をしました。
- ・ プロジェクトの初年度の実施から得た教訓に基づいて、調査、行政能力の向上、帰国並びに社会復帰の援助などを含む地域行動計画を更に進めました。

性的搾取のための女性と子どもの売買は、基本的人間価値を一層おびやかし、個人や地域社会を危うくするものです。国境を越えた売買は不法移動と一体をなすものであり、この売買と闘うことは、IOMの重要な最優先事項であります。ストックホルムの世界会議のフォローアップとして、国際的にも国内的にも世の中を乱している売買と効果的に取り組むために、この地域フォーラムが大変貴重な機会を提供してくれます。売買ネットワークは極めて狡猾で、強力であり、それと闘うには国際人道主義の社会が協力し、目標をもって取り組んでいかなければなりません。

しかしながら様々な国および国際機関、NGO間で、この問題に対する意見を異にしたり、相反する利害関係があつたりして、協力して行動を執ることに支障をきたすこともあります。秩序ある移住を目指している政府間組織のIOMは、今後も、出身国及び受入れ国から、NOG、メディアそして個人に至るまで幅広く様々な関係団体との間で調整的な役割を求め続けていきます。

カンボジアにおける商業的性的搾取を目的とした子どもと女性の人身売買

イム・ポー

カンボジア子どもの権利保護センター

1. はじめに

カンボジアは東南アジアに位置し、紀元 1 世紀以降 15 世紀末まではすばらしい国だったが、1970 年から 1990 年まで様々な党派の中で権力を持とうとする指導者間の内戦があり、国は荒廃した。

20 年以上の戦争の間、国の機構は完全に破壊され、貧しく、不安定で、飢餓に見舞われ、家族の中でも社会全体でも暴力がはびこった。政府は社会発展のために基盤施設の復興に努めてきたが、その速度は非常に遅い。傷を負った社会を発展させるための地域的国際的な取り組みが必要である。

カンボジアは憂うべき状況にある。以下の情報がカンボジア・キャンペーンを理解し、支援するすべての参加者の手助けとなることを望んでいる。

2. 問題の所在

カンボジアでは子どもの売買春と人身売買がますます深刻な問題になっている。カンボジアが観光や貿易に門戸を開放するにつれ、この種の商売は子どもにとって危険な問題になりつつある。エイズの拡大で、性体験のない子どもたちの需要が増加している。

カンボジアの性産業は 1991 年に国連平和維持軍が 22,000 人到着して以来、急速に拡大した。しかし 1993 年の撤退以降、カンボジア人の客がほとんど需要を補ってきた。子ども買春についての最近の調査による統計は以下のようである。

- ・ プノンペンの性産業従事者は 1990 年には 1500 人とされていたが、17,000 人に急上昇した。カンボジア女性開発協会の報告によれば、プノンペンのカンボジア人の性産業従事者の約 35% が 12 歳～17 歳の少女だった。
- ・ ポイペットで登録されている売春婦の 20% は 15 歳～18 歳の少女で、若すぎるため、公式に登録されていない売春婦は推定 30% に上る (Krousar Thmey からの情報)。
- ・ プノンペンと 11 州の売買春に関するビジランス (HRVC) の最近の研究では、認定された施設で働く推計 6,110 人の売春婦のうち 30.74% (1,878 人) は 12 歳～17 歳の少女で、55% は親、親類、友人や信頼する人に売春宿に売られたことがわかった。少女の約 4 分の 1 は連れてこられ、売られた最初の所有者のところに最後までいる可能性がある。残りの 75% は同じ地域や別の州の別の売春宿の所有者に転売されることになるだろう。

- ・最近、子どもがいなくなったり誘拐されたりする事件が何件か地方紙や国際的な新聞で報道された。しかし、家族が恥じていたり、脅されていたりして報道されない事件が数多くあり、また、家族の一員が売買に関わっている場合もある。
- ・子どもや大人の女性は、だまされてオーストラリア、アメリカ、台湾、香港、シンガポールなどから来た外国人と結婚し、その後外国で売られて売春させられることが多い。また、都会へ行けば高い給料がもらえると誘われて連れて来られ、その後売春宿に売られる者もいる。少女や若い女性を性的に搾取する目的の人身売買に警官や軍人が関与しているという嫌疑もある。

人権擁護委員会のメンバーは 22 の州と 64 の地方で 1996 年末から 1997 年 3 月まで調査を行った。それによると、売春婦の数は 14,725 人だった（55.4% はプノンペン、3,219 人は Russy Keo 地方）。2,291 人の子どもが売春婦として働いていた（全体の 15.5%）。子どもの売春婦の年齢は 9 歳から 15 歳である。（78% はベトナム人、22% はカンボジア人）。人身売買の急速な増加は以下の要素による。

- ・経済の自由化
- ・国境取り締まりの緩和
- ・外国人労働者と買春観光客の増加
- ・地元の需要の増加
- ・子どもとセックスをすると若返る効果があるとか、エイズ が治るというような様々な地域的・宗教的な神話
- ・家族や社会全体の貧困
- ・コミュニティの人々の識字率の低さ

悲惨な環境と商業的政敵搾取から救出された子どものためのカンボジア子どもの権利保護センター（CCPCR）の視覚教材

3. 背景

CCPCR は 1994 年 11 月 20 日に設立され、1995 年 3 月に活動を開始した。その目的は、売春、つまり性を商品として搾取されていたり、売られたり、売春を強いられる危険がある 18 歳以下の少女のための援助活動をし、子どもに対する人身売買や商品としての性的搾取を減少させることである。そのため次のような支援を行っている。

- ・調査と救出
- ・回復と更生
- ・性的被害者のための専門サービス
 - ◆教育（識字教育と精神面での教育）
 - ◆職業訓練
 - ◆全体論的な視点からのケア
 - ◆シェルターと宿泊施設
- ・社会復帰
- ・人権擁護と予防
- ・モニター

CCPCR は関係する NGO や子どものケアを担当する政府機関と協力して、カンボジアの子どもの人身売買と性の商品としての搾取を根絶し、子ども保護のための法律の有効的な施行を目的としている。

CCPCR は国連子どもの権利条約に従って活動し、子どもの性的商業的搾取に反対する世界会議の行動声明協議にも応じる。

4. CCPCR の行動計画

子どもの商行為としての性的搾取の被害者に力を与えるための人権擁護、ネットワーク作り、戦略は、カンボジア子どもの権利の保護センター（CCPCR）のテーマだった。私たちは皆、迅速に反応しなければならない。

関係 NGO とユニセフが行った子ども売春についての調査報告を参照したり、性的な目的で商業的搾取をするための子どもの人身売買や誘拐についてカンボジアで直接見たり調査したことによって、また、子どもの保護と予防のための法律も子どもの商行為としての性的搾取をなくすために適切に実施されなかったこと、そしてカンボジアのコミュニティ一レベルでは子どもの権利条約についての理解度が低い、というような理由で、CCPCR はこうしたすべての問題に対して闘うために、援助機関、子どものケアを担当する政府部門、関係 NGO と協力し、上記のすべてのプログラムの目的を実施することを決定した。

上記のプログラムはまだ進行中で、カンボジア社会のこうした問題をなくすための措置は十分でないため、CCPCR は性的搾取から救出された子どもや売られたり、売春婦として働くことを強いられる危険がある子どもに、更生と社会復帰のためのシェルターをつくり、専門的なサービスを提供している。

5. 捜査と救出

捜査チームは売春地帯で暮らしている少女の捜査活動を行っている。最初の段階では都

市部、つまりプノンペンやいくつかの州の都市で警察や地方当局と協力して実施される。1997年1月から10月中旬までに71人の少女が売春から救出された。

6. 更正と社会復帰

CCPCRは1996年9月に一時的に社会復帰シェルターを設立し、商行為としての性的搾取から救出された子どもに提供した。その後その施設は1997年1月1日に法律で認可され、全体的な視野に立ったケア、精神的なカウンセリング、公立学校の児童や生徒向けの指導書を通じた道徳と規律教育を行っている。

この施設は最大25人の子どもの被害者を収容できる。そこで被害者は職業を得たり、それぞれの状況を変えるために滞在できる。収容できる子どもの数は決まっているが、救助され社会復帰する子どもの数は決まっていない。被害者はこの避難所に3ヶ月から6ヶ月滞在が許されているが、特別な場合にはもっと長く滞在できる。

a. 教育

CCPCRは救出された犠牲者に非公式に読み書き、算数を教えている。社会復帰シェルターでの読み書きや算数の教育はなぜか非公式の教育プログラムと呼ばれているが、使われる教科書はコミュニティーの多くの子どもが学ぶ公立学校と同じである。教育のプロセスはカンボジア王国教育省の指導と規定に従うことになっている。

b. 職業訓練

非公式の識字教育以外に、CCPCRは子どもたちが家族や社会に復帰した時に、それぞれの生活を支える収入源を作り出すことができるよう職業訓練をしている。農村部では毎日の生活のための収入源を作り出すのは難しいので、子どもは都市にとどまって縫製会社や醸造会社のような工場で働く必要があることが多い。

c. 全体論な視野に立ったケア

CCPCRは商業的性的搾取から救出した後、子どもに治療や健康診断をしている。そして、警察や様々な人々やNGOからCCPCR事務所にレイプされたと報告された子どもを緊急に助けるため病院へ連れていく。性病(STD)に感染した子どもは私立または公立病院に送られて治療を受けるが、エイズに感染している子どもは入院させることができない。こうした種類の病気に対してCCPCRは、子どものケアや子どもの健康を守るために医者の処方で伝統的な薬を使おうとしている。社会復帰シェルターの子どもには健康教育が導入され、衛生用具が提供されている。

d. 食事サービス

CCPCRは援助団体Terre Des HommesとOperation-Belgiumの資金援助の下で1日3回子どもたちに食事を提供している。

e.宿泊設備

CCPCR は子どもたちに、衣服、寝具、衛生用品、仕事の支度や学用品を提供する。

f.遠足プログラム

CCPCR は子どもたちに月に 1 度遠足を計画をしている。子どもを歴史的な行楽地や、職業訓練の工場や施設、海岸、宗教施設に連れていく。

7. 人権擁護と予防

子どもが商品として性的に搾取されたり、性的なターゲットにされないように、CCPCR はスペイリエン、バッタムバン、カンポンスボウでトレーニングを行った。少女や子どもの身が守られ、商品として性的に搾取されたり、性的なターゲットにされることのないようになることが CCPCR の願いである。

法律の施行を促進する人権擁護に関しては、CCPCR は ECPAT インターナショナルの法律制定プログラムコンサルタントや調査の目標となる地域の国家警察の所轄署との協力によって、性的虐待についてと子どもの権利条約の基調条項を含む、捜査技術の訓練コースを計画した。

訓練コースは最初、7 つの地区と、カンボジア・インターポール、プノンペン市警察本部の警察官のためにプノンペンで開かれた。

これに参加した司法警察当局者は少女が性的搾取や性的な目的のために置かれている売春宿の手入れを開始した。警察によって少女が何人か救出され、CCOCR の社会復帰シェルターに留まることを許可された。

こうした警察の働きに導かれて、CCPCR は 1997 年 4 月にスペイリエンで商業的性的搾取が目的の人身売買や誘拐の禁止のための新しい法律を含む、子どもの権利条約についての研修コースを開催した。国境の管理地点や地方、共同体、村から警官や教師や学生もコースに参加した。

参加者の意義深い、感動を与えるようなメッセージを聞くと、住んでいる地域の至る所で、商行為による性的搾取の目的での少女や大人の非合法な人身売買、レイプ、誘拐に反対する闘いへの強い熱意が感じられる。

8. 社会復帰

子どもと家族または委託された人道主義的な施設の関係を調停して、子どもが心身ともに社会復帰をできるように助ける。フォローアップは可能な限りいつでも行われる。

9. 将来の計画

プノンペンの司法警察当局で行われている訓練コースの良い例に従って、CCPCR は子

どもを守る法律の施行を監督するために、州、バッタンバン、スペイリエン、カンポンチヤン、シアヌークビルで訓練コースの開催を予定している。

訓練コースの目的：

- ・国連子どもの権利条約について住民の理解を向上させる
- ・子どもの権利を踏みにじる暴力を減少させる
- ・司法警察当局にもっと適切に法律を実行させる
- ・子どもが商行為として性的に搾取されることを防止する

CCPCRは将来にわたって他の関係NGO、政府組織、ネットワークグループ、国連機関と協力してプログラムの目的を実行していく。そして、マスメディアを通じて商行為としての性的搾取に関心を引き起こし、地方当局、警察、コミュニティーのメンバーに性的虐待に関する訓練コースを実施し、参加型の技術、捜査技術を指導し続ける。

10. モニタリング

CCPCRは子どもの性の商品化による性的搾取と、悲惨な環境に置かれている子ども、売られたり売春を強制される危険のある子どもをモニターし、調査し、報告する。

CCPCRは売春目的の子どもの人身売買や誘拐に関する問題、法律の施行、子ども担当政府部局による社会福祉、被害を受けた子どものケアと保護、プロンペン、カンポンチヤム、カンボンスプ、スペイリエン、バッタンバン州の売春をしている子どもの数をモニターする必要がある。

11. 提案と要求

- ・子どもの保護に関する法律の実施の強化
- ・性犯罪者への強い非難
- ・商行為としての性的搾取目的の子どもや女性のポルノ、人身売買、誘拐をなくすための地域的、国際的な協力
- ・悲惨な環境に置かれている子どもや性産業から救出された子どもを訓練するための、技術や手段の提供

バングラデシュにおける女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取

タルンネサ・アブドゥラ

1. 状況分析

バングラデシュでは女性と子どもの人身売買が増加している。人身売買に関する包括的で信頼できる統計は入手できない。非政府組織によれば、過去 20 年間に中東に人身売買された女性と子どもの数は 200,000 人であるとのことである。別の人権活動家や機関は、毎月 200~400 人の少女や子どもが密かに国外に連れて行かれ、そのほとんどはバングラデシュからパキスタンへであると推測している。また、女性法律家協会の推計によれば、バングラデシュの女性や子どもが毎年平均して 4500 人パキスタンに売られ、過去 10 年間で少なくとも 200,000 人の女性がパキスタンに売られたということである。インド社会福祉委員会によれば、インドには 500,000 人の外国人売春婦がいて、その内の 1 %つまり 5,000 人がバングラデシュ出身者であり、カルカッタの売春婦の 2.7% がバングラデシュ出身者であるとのことである。

人身売買の増加は主に女性が経済的、社会的に弱い立場にあることによる。女性は弱い立場にあるので搾取の犠牲になったり、人身売買や買春の被害者になることが多いのである。

人身売買は巧みに組織されている地域の暴力団やシンジケートが行う。彼らは様々な警察当局とコネがある。これが人身売買業者の逮捕される率が低かったり、救出される被害者が少なかったりする理由である。

国内の売春婦の数の信頼できる統計はない。従って、子どもの売春婦の推計を出すのは難しい。バングラデシュ統計局は売春婦を「困窮者」に入れていて、単独の職業グループとして認めない。最近の研究では、バングラデシュに約 100,000 人の性産業従事者がいるとのことである。別の推計は、国内に 15~20 の売春宿が営業し、約 20,000 人から 30,000 人の売春婦を置いているとしている。

バングラデシュ憲法には国家は売春を防止するために有効な措置を講じると述べられている [II 部、国家の政策の基本原則、18 節 (2)]。売春の強要を禁じる法律がいくつもあり（刑法 72、73、74）、売春することも禁止している。しかし、判事から少女は 18 歳以上であるという宣誓供述書がとれれば、法律では性産業に従事することが許可される。出生登録が事実上実施されていないので、子どもの売春婦の年齢を確定するのは難しい。

2. 政府による国内行動計画と他の施策

政府は人身売買と売春の問題を認識していて、NGO と協力していくつかの防止策を講じてきた。

- ・北京女性会議で採択された行動計画には女性と子どもの人身売買と強制売春および未成年者の売春に反対する具体的行動が含まれている。そのフォローアップとして作成された女性の向上のための国内行動計画 1997 年 3 月 8 日に首相閣下によって宣言された女性の向上のための国家政策
- ・憲法と国連子どもの権利条約の基本原理に従って、政府は子どもに関する国家政策を作成した。それには「子どもの労働、子どもの虐待、子どもの抑圧、子どもの人身売買は禁止されるべきである。また、こうした行為に責任がある人や組織には懲罰を与えるべきである」
- ・子どもの権利条約（CRC）に基づいた 1997 年～2002 年子どものための国家行動計画が準備中で、これは女性と子どもを不法な人身売買と売春から守るものである。
- ・CRC と女性差別撤廃条約（CEDAW）の簡略版が出版され、女性と子どもの権利に関する意識の向上や人権擁護に貢献している。
- ・国境監視所を強化するために様々な措置が講じられた。しかし、インドやミャンマーとバングラデシュの国境は非常に長いので、国境を越えるのを防ぐことは不可能である。
- ・女性に対する暴力に関するミーティング、セミナーやワークショップは NGO や国際機関と協力して女性・児童省により定期的に計画されている。そこには女性や子どもの人身売買や売春も含まれている。ミーティングの成果として、同省が女性に対する暴力に関する多分野にわたるプロジェクトに着手している。

3. 法律と規制

女性と子どもを人身売買や強制売春から守るために多くの法律が存在する。

1860 年の刑法には誘拐に対する条項があり、一般に人身売買にもあてはまる。けれども、実行上の問題のために、効力はない。

1983 年、女性の虐待条例が公布された。刑法の関連条項と取り替えられた。

法律により刑罰が厳しくなった。女性と子どもの誘拐、女性と子どもの人身売買、殺人未遂、酸をかけること、レイプなどに対して終身刑や死刑が適用された。

1992 年の反テロリズム条例では、女性への虐待や子どもや女性の誘拐を含むあらゆる形のテロリズムに対する刑罰が定められた。この条例は 1994 年に様々な問題のため、取り替えられた。

1993 年の不道徳な人身売買禁止法では、少女への強制売春に対して刑罰が定められた。この法律の 11 条では 18 歳以下の少女を、意志に反して、売春が行われるいかななる家、部屋、場所にでも拘置することを禁じている。また、同じ条項で最高 3 年の禁固刑または罰金、またはその両方の刑罰を定めている。

1995 年の女性と子どもの抑圧禁止法では、違反者に対し死刑が定められている。

同法では女性と子どもに対する凶悪な犯罪で訴えられた人に保釈の許可を禁止している。同法 8 条では人身売買と関連する犯罪に対して終身刑と罰金の刑罰が定められている。同法 9 条では女性と子どもに不道徳な行為を行う目的の誘拐に対して最低 7 年から 10 年の禁固刑を規定している。

この法律の管轄になる事件を審理するためにそれぞれの地方で一つづつ、別個の裁判所を設置することを規定している。これまでそのような裁判所が 10ヶ所設置された。

これら一連の法律の施行に関しては、一定の技術的な問題があるため依然として十分とは言えない。

無実の人々に誤って適用したり、苦しませたりする余地がある。

4. 国内のフォーカルポイント

女性・児童省（MOWCA）は中心となる省である。女性局、Jatio Mohila Sangstha と バングラデシュ Sishu Academy は MOWCA の実行機関である。こうした実行機関はターナとユニオンのレベルまで支所を持っている。1995 年、女性の開発国家会議が設立された。それは首相を議長に、14 人の閣僚、13 省の長官、計画委員会の委員、5 人の国会議員、それぞれの能力により指名された 10 人の女性で構成されている。

これは女性の開発のための政策立案機関である。国家子ども会議が同じ年に設立された。

「女性の開発実行とモニタリング委員会（WDIMC）」は多岐にわたる開発関係省庁の女性のプログラムを再検討、モニター、コーディネイトするために設立された。さまざまな省庁に「女性と開発」（WID）担当部署が設置され、WDIMC のメンバーになった。

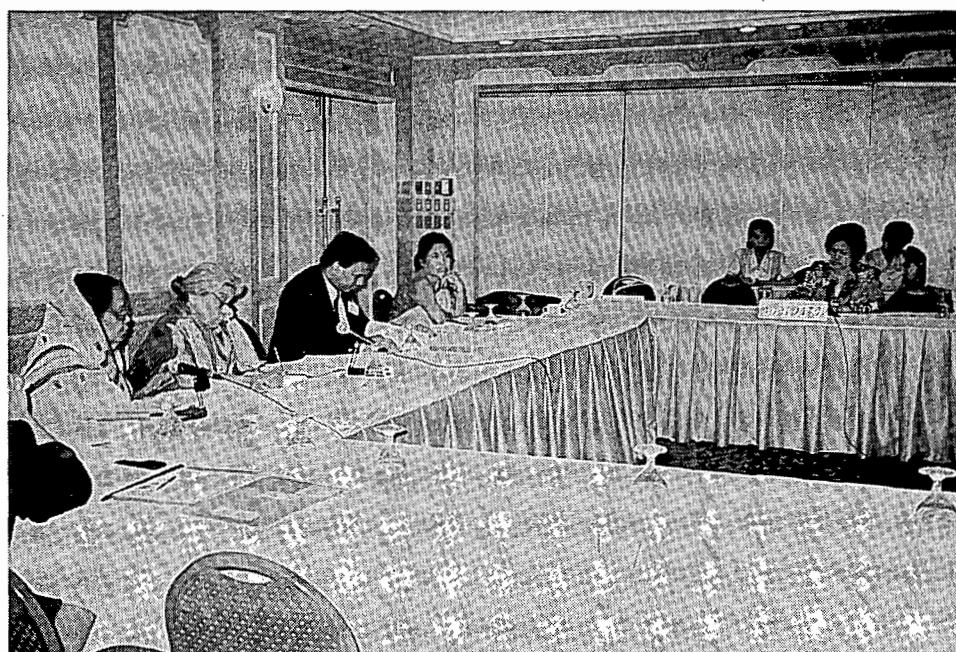
5. 勧告

- ・女性と子どもの人身売買と売春に関する包括的報告の準備
- ・女性と子どもの人身売買に関するデータベースの開発
- ・女性と子どもの人身売買の論点と問題について、政策立案者、行政官、一般大衆の意識を高める。それには適切な教材の開発、教育カリキュラムのテーマの統合、メディアや NGO のネットワークを通しての情報の拡大が必要である。
- ・警察の能力の拡充。警察当局や司法はこうした問題にもっと敏感になる必要がある。女性と子どもの違法な人身売買の問題は警察学校の訓練カリキュラムに含まれてい

る。

- ・地域の協力には法律上の施策や手続きと、行政上の施策や手続きの調整が不可欠である。
- ・情報が伝えられ、犯罪者の外国への引き渡しが認められるべきである。
- ・被害者は売春や不道徳な行為の嫌疑を受け、正当な理由もなく投獄されることがある。これは防がなければならない。
- ・人身売買と売春に関わっている警察官に対してもっと強い行動をとる必要がある。
- ・外国へ人身売買されたバングラデシュの女性や子どもの救出と帰還のための援助を促進する必要がある。
- ・人身売買された女性や子どもの家族や社会での更生

バングラデシュに送還された被害者の社会復帰のための施策は現在限られている。必要な避難所や滞在施設は不十分である。被害者に必要な社会復帰と社会への再統合のために NGO と協力して MOWCA がプログラムを考案している。



子どもと女性の人身売買 — オーストラリアの状況—

ブルナデット・マクメナミン

オーストラリア ECPAT

国内ディレクター

売春と性的搾取の目的でオーストラリアに人身売買される子どもと女性の規模はあまり知られていない。私たちが知っていることは、この商売は主にアジア出身の（アジアだけではない）何百人の女性、何十人の男の子と女の子を巻き込み、オーストラリア国内で広く営まれ、犯罪シンジケートによって組織的に行われ、1980年代以降増加している、ということである。また、外国の状況と同じように、女性は奴隸状態で売春婦として働くためにオーストラリアでもリクルートされているという証拠もある。性的人身売買は過去20年間に盛んになった。それは人身売買が増加しつつある現象であるという証拠があるにもかかわらず、過去2つのオーストラリア連邦政権は優先事項としてこの問題を捉えてこなかったからである。性的人身売買に十分に取り組んでこなかったので、適切な法律はなく、移民手続きや実施は厳しくない。にもかかわらず、ECPATのような団体からの政治やメディアやコミュニティーへの圧力の結果と、ごく最近の子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議でなされた宣言により、オーストラリア政府は行動し、法律と移民手続きを導入し始めている。それによりこの非合法で搾取的な売買に取り組み始めることになると期待がかかっている。

オーストラリアに連れてこられる女性のほとんどは、オーストラリアに着いたら売春婦として働くことを知って連れてこられると一般に思われている。しかし、法務長官の事務所は最近、女性はたいてい自分達が働く状況を知らず、状態は奴隸に等しいことが多いと報告した。また女性の中には、到着すると売春を強要された者もいたとも報告した。入手された証拠からは売春の目的でオーストラリアに連れてこられる女性のほとんどは18歳以上で主にタイ出身で、その他はマレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム、フィリピン出身者である。最近の報告では、中欧や東欧からオーストラリアに連れてこられる女性もいるとのことである。ECPATはこうした女性の中には10代の女性がいると疑っているが偽の書類のために全貌を知ることはできない。また、子どもの人身売買は女性の人身売買ほどではなく、組織化もされていないとECPATは見ている。この数年の間に少なくとも6件、12歳ほどの年少の子どもがアジア、アフリカ、太平洋諸国からオーストラリアへ個々に性的搾取のために連れてこられたケースが判明している。それより数は少ないが、非合法の売春宿で働くために連れてこられる者もある。こうしたケースはま

ったく偶然に発見されたのだと言いたい。しかし、発見されないケースの実際の数の中には学生として、また虐待者がスポンサーとなって休暇目的でオーストラリアに連れてこられる何十人（それ以上）もの子どもが入っている可能性がある。もう一度言うと、人身売買の規模を知る方法はないのである。保証人は、子どもに観光ビザの発給を認める外国の保護者が親のサインのある同意書が必要なだけなので、一人旅の子どもをオーストラリアに連れてくるのはいとも簡単である。保証人は警察の捜査もされないし、オーストラリア当局にも調査はほとんどされない。

1990年代初期、オーストラリア連邦警察に売春目的の女性の人身売買を調査し、防止戦略を開発するための部署が設立された。警察財政の削減と人身売買問題に取り組む熱意が欠けていたために、不幸にも1995年この部署は解散させられた。この部署は女性や子どものオーストラリアへの不法な人身売買を最初に見抜き、人身売買業者を阻止し、起訴するために連邦法が必要であると強く勧告した。この部署は1994年の状況説明文書で以下のことを報告した。

「国際的な犯罪には売春目的で東南アジアからオーストラリアに女性を組織的に移動させ、利益を得ることが含まれている。発見が困難で、起訴されても比較的刑罰は軽く、高い収益が得られるので、こうした商売に携わるグループが増加した。傾向を分析すると、組織犯罪集団は、今後も売春目的の女性の国際的なリクルートと移動への関わりを続けるものと見られ、オーストラリアは引き続きこうした活動にとって魅力ある目的地となりそうである。ビザの取得違反に加えて、組織犯罪集団がこうした売春から何百万ドルもの利益を得、そのほとんどは課税されず、国外へ持ち出し、大規模に偽の書類を利用し、国際犯罪ネットワークに関係しているという証拠がある」

連邦警察は次のように報告している。「アジア人売春婦の違法な移動に関わっている人々の調査で、オーストラリアの犯罪組織関係者にいくつかつながりがあることがわかった。そこには中国人秘密結社トライアッドのメンバーだと思われる者とのコネクションも含まれる」また、こうした組織犯罪シンジケートはヘロインの売買や運搬も関係しているとも思われている。そして、組織犯罪シンジケートのための売春は、シンジケートに何百万ドルも稼ぐ産業をもたらし、麻薬の供給源となる仲間や売春婦や同伴の男性を通じた麻薬輸送に関わる仲間を提供し、オーストラリアの組織犯罪を通じた流通ネットワークへの接近を可能にすることがわかった。オーストラリア警察は人身売買で稼いだお金のほとんどは複雑なマネーローンダリングのネットワークを経て国外に送金されたことをつきとめた。

警察の調査で、売春婦と組織の間でさまざまな支払いの仕方があることが発見された。女性の中には自分自身のために稼ぐ前に約 15,000 ドルから 18,000 ドルのパスポートと渡航の費用を返済しなければならない者もいる。客一人当たり 80 ドルぐらいなので、売春婦は借金を返済するために約 200 人の客を取らねばならないというわけである。借金の返済に 35,000 ドルまで女性が払わなければならないような報告もあった。1996 年の調査では、ある一定の期間にシドニーには 300 人の違法なアジア人の売春婦がいて、それぞれが週に 4800 ドル稼ぐ、つまり、一週間で約 150 万ドルの現金が動くことがわかった。

また、売春婦はシンジケートによってオーストラリアに連れてこられ、その後、数多くの売春宿に供給されることが多いこともわかった。売春宿の経営者自身が外国に行って、オーストラリアに売春婦を同伴して連れてくる例もあった。女性の中には観光ビザや学生ビザで入国している者もいれば、オーストラリアで働くための居住権を得るために偽の結婚をする者もいる。また女性の中には最初はレストランのウェートレスとして雇用されると期待してオーストラリアに連れてこられたと強く主張した者もいる。オーストラリアに着くとすぐに、賃金が十分でないことがわかったり、申し立てによれば組織に売春を強要されたりした。事実上囚人として監禁されたり、移動が厳しく管理されていることがわかることが多い。

オーストラリアの関係当局とコミュニティーグループは、違法な売春婦が働いていると報告されたような危険な状況に非常に関心を持った。性産業労働者のグループですら、そういう女性は無防備で危険な性行為に従事することが多いのでエイズ感染のリスクが高いと報告した。女性たちは情報を与えられず、保健や法律、援助サービスもほとんど利用しない。実際は囚人のように閉じこめられていると思われる。

オーストラリアではここ数年、メディアは性的な人身売買の問題にかなり大きな（そしてふつうはセンセーショナルな）関心を払ってきたが、連邦政府の対応は非常に遅かった。人身売買業者を起訴するための連邦法は数年前に提案されたが、まだ議会に提出されておらず、現在まだ連邦政府と州や準州政府での提案と議論の段階である。この数ヶ月、いくつかのレベルで女性と子どもの人身売買を取り組む政府の行動と努力に進歩が見られた。連邦法制定を議会に提出する勢いは非常に強くなり、移民手続きは検討され、移民局は手続きを広い範囲で変えることを考慮している。これによって長い間無視されたことが多かった問題への取り組みが始まると期待されている。そこには外国からの圧力、特にスウェーデンの国会やフィリピン政府の圧力もあることは疑いもない。フィリピン政府はペドファイルの団体が買春の目的でフィリピンからオーストラリアへ少年を人身売買しているとの報告に、はっきりと怒りを表明した。

女性と子どもの人身売買を防止するための提案

何年もの間、ECPAT は性的人身売買の問題に取り組むための法律や手続きを議会に提出することを要求してきた。現在連邦政府や州・準州政府が考慮している提案の一つは、性的奴隸を含む奴隸に関する連邦法の提出である。現在この問題に取り組むための適切な法律はない。性的人身売買に関する者は移民法や共同謀議法に従って（仮に受けたとしても）ほんのわずかな刑罰を受けるだけなのである。1995 年、シドニーの売春宿の所有者は不法な売春宿で働くためにタイから 13 歳の少女を組織的に人身売買したが、適切な法律がなかったため刑罰を受けなかった。また、二人の男が性的搾取の目的のためだけにソロモン諸島から 13 歳の少年を人身売買したが、人身売買では告発も起訴もされなかった。彼らは子どもの虐待で禁固 2 年の刑を受けただけだった。

連邦法が必要だということにはほとんどの団体が同意している。性産業は反対していて、女性は働くためのビザを取得すべきで、売春婦として働く権利があるべきなのに ECPAT は女性達を苦しませていると思っている。にもかかわらず、現在の提案は近い将来同意が得られ、議会に提出されるだろう。連邦法に対する最初の勢いはオーストラリア法律改革委員会による再検討の結果生じたもので、委員会は奴隸制に関する 19 世紀のイギリスの法律を、もっと近代的で簡潔な連邦法に定められた犯罪に替えることを勧告した。提案された新しい法律は奴隸のような状況で売春に従事するために人をリクルートしたり、雇用する概念に関連している。売春はオーストラリアのほとんどの州や準州で合法なので、これは必要な規定なのである。奴隸のような状況はなく、自分の意志で行う場合でも、リクルートは移民法に違反になる。奴隸状態の定義は以下のことを含むが、限定はされない：

- I 売春に従事するために雇われた人が仕事をやめる自由がなかったり、妥当な期間内に仕事を辞める自由がない場合
- II 売春に従事するために雇われた人が特定の個人または複数の人に性的サービスをすることを断る自由がない場合
- III 売春に従事するために雇われた人の雇用主が、同意なしに別の雇用主に雇用契約を譲渡することができる場合
- IV 売春に従事するために雇われた人が、報復の恐れなしに自分の意志または、選択に従って仕事の場所や住居を離れる自由がない場合
- V 性的サービスが借金のためのサービスとして他人に誓約されている場合
- VI 売春に従事するために雇われたことに対して得られる給料が非常に不当なので、雇用が本質的に隸属状態での雇用の範疇に入る場合

奴隸状態に関する連邦の提案は以下のような人々に向けたものである：

- a) オーストラリア国外に居住し、奴隸状態でオーストラリアで売春に従事する人を採用する者
- b) オーストラリア国内に居住し、奴隸状態で海外で売春に従事するための人を採用する者
- c) オーストラリア国内に居住し、奴隸状態の売春婦としてオーストラリアで人を採用したり雇用したりする者

ECPAT は女性と子どもの人身売買を防ぐ手続きや政策の幅広い変更を求めてきた。それには以下のような施策が含まれる：

- ・女性と子どもを人身売買する者を捜査し、起訴するために連邦警察に割り当てられる予算を増大する
- ・オーストラリアの性産業で違法に働く女性に対して適切な言語でのサポートサービスと教育キャンペーンを拡大する
- ・オーストラリアへのビザを申請する外国の子どもの保証人を警察が確認し、精査する。
- ・子どもの保護スタッフがオーストラリアに入国する子どもの保証人の家を強制的に訪問する。
- ・虐待された女性と子どものカウンセリングと報告をする。
- ・性的な人身売買の問題を強調するために海外の大半の大使館の移民担当官に訓練をしたり、簡潔に状況を説明する。
- ・子どもの商業的性的な搾取と性的な人身売買に関して共同で取り組むことに同意する覚書をオーストラリアと他のアジア・太平洋諸国との間でかわすようにする。

ネパールの女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に対する政府の対応

ウルミラ・B・シュレスタ

1995年の第4回北京世界女性会議や1996年のストックホルム子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議が開かれて以来、ネパールの女性と子どもの人身売買と商行為による性的搾取の問題について、ネパール政府(HMGN)は大きな関心を払ってきた。1995年の北京会議の直後、ネパール政府は開発でのジェンダー・ギャップを最も小さくし、女性が力をつけることでジェンダーの平等を達成し、部門や国の発展の中で女性を主流に組み入れるために、女性・社会福祉省(MWSW)を設立した。MWSWは人身売買の問題に深い関心を持ち、この問題を解決するためにプログラムを開設した。数ヶ月前、同省は女性と子どもの人身売買と商行為による性的搾取の問題と闘うための政策案を用意した。政策案は、内閣の決定により政府にも採用された。内容は以下のとおりである。

1. 人身売買に反対する大衆の意識キャンペーンを広範に実施する。
2. 女性を差別する法律の撤廃のための行動を取る。
3. 政府、NGO、国際NGO、民間部門といったさまざまな組織を人身売買の問題と闘うために動員する。
4. MWSWは人身売買に反対するプログラムを実施することを「フォーカルポイント」として行動する。
5. ネパール政府は商行為による最適搾取を目的とした女性と子どもの人身売買を取り締まるための計画について、あらゆる政党の支持と誓約を得るよう努める。
6. ネパール政府は人身売買の問題と闘うために二国間および多国間の支援者と協力するために門戸を開く。
7. ネパール政府は人権と女性の権利を守る。
8. 女性や子どもを人身売買したり搾取したりする者は重い罰金を払わされる。こうした罰金から集められたお金は被害者を財政的に援助するために使われる。
9. 性病とエイズの拡大を阻止するためにさまざまな手段が取られる。こうした病気は女性や子どもの人身売買や商行為による性的搾取と関連しているからである。
10. 人身売買を取り締まるために必要な法律を制定する。殺人や人身売買を禁止している法律 2043 B.S. を必要により修正する。
11. ネパール政府は貧困を多少とも解消し、女性に雇用機会を提供するのに必要な施策を講じる。
12. 地方レベルの調整委員会はコミュニケーションセンターとして機能するために作

られ、人身売買と闘うための資料集めや地域レベルの活動を調整をしたり、ニュースを流したりする。

13. ネパール政府は人身売買を取り締まるために、国、地方、村や都市レベルで調整委員会を設置する。
14. 公式の職業教育と雇用をめざしたプログラムを実施する準備をする。このプログラムは人身売買の取り締まりに役立つ。

最近、MWSW は国際労働機関(ILO)との協定に調印した。この協定に従って、ILO/IPEC は同省に 1997 年 9 月から 2 年間で総額 89,000 ドルを提供し、それによって 18 歳以下の女性や子どもの人身売買の取り締まりプログラムが開始されることになる。これはネパールが必要とするものに比べると小さなプロジェクトであるが、問題の解決に向けた重要な第一段階である。この重要な時期に、ネパールの女性と子どもの人身売買の問題と闘う私たちの運動を助けてくださるよう国際社会と援助機関に訴えたい。

人身売買の犯罪と闘うために MWSW にはネパール政府のさまざまな組織と協力する政策がある。また同様に、問題の解決にあたって NGO の活動を奨励し、促進する。国内の女性と子どもの人身売買と商行為による性的搾取に関する数字や資料は乏しい。けれどもいくつかの推計によれば、毎年 5,000 人から 7,000 人の女性や子どもが商行為による性的搾取の目的で国外へ人身売買されているとのことで、人身売買の問題は現在国内のますます多くの地域に拡大している。しかし、適切な人口調査や調査、研究がなされていないので、人身売買の規模や問題の拡大の速さ、送り出される場所と連れて行かれる先、問題の原因と結果についての信頼できる情報はない。資金の不足は人身売買の問題と大規模に闘うために同省が直面するもう一つの問題である。

その上、女性と子どもの買い手と性産業は国外に存在するので、人身売買の問題の規模は国際的である。従って、ネパールだけの努力では、問題と闘うのに十分ではない。だからこの問題に関する地域条約が緊急に必要である。この観点で、マレ宣言と女性と子どもの人身売買の問題に関するネパール首相とインド首相の共同コミュニケーションの後、カトマンズで最近開かれた第 12 回南アジア地域協力連合(SAARC) 女性に関する専門委員会は、こうした条約のために草案の準備をすることを決定した。ネパールの女性と子どもの人身売買と性的搾取の問題を解決するために今回のマニラ会議でも具体的な提案が出されることを期待する。



まず最初に「女性のためのアジア平和国民基金」に対して、ご招待頂いたことへ心からお礼を申し上げたい。同時にこの機会にフィリピン政府と国民のみなさま、ESCAP（太平洋経済委員会）、ILO（国際労働機構）、UNICEF（ユニセフ）、そして ECPAT（アジア観光における子ども買春根絶キャンペーン）に対してもこの時宜にあった会議への支援と協力に感謝の意を表したい。

メキシコからコペンハーゲン、ナイロビから北京へと、この 20 年間は現代女性の地位向上の歴史である。女性の地位向上と少女の問題に対する闘いの歴史を見るとき、SAARC（南アジア地域協力連合）地域と世界の両方で、この時期は近年でもっとも波乱に富んだ重大な時期の一つである。

1. 健康、教育、就職指標のいくつかが著しく改善されたにもかかわらず、女性は依然として絶対的貧困層の最大の人口を占め、貧困者の中でも最も貧しい者を代表する。女性はずっと底辺の雇用者であり技術レベルも低い上に、彼女らの貢献は無視されっぱなしである。
2. 貧しい農村の少女の人身売買がネパールのある特定の地区で広がっている。特にカブレ、シンドゥバルチョーク、ヌワコット、マクワンプール、ダーディンは、危険率の高い地区であるとされている。10 歳から 14 歳までの少女が、人身売買業者に狙われる危険が最も高い。無学な上に絶対貧困とが重なり、それが少女を売る主要な原因となっている。
3. セックス産業は都会化された世界で盛んである。供給サイドには貧困、無知、技術の無さ、より良い生活への憧れがあり、それらが絶え間なく供給を生み出す。需要サイドには退廃、崩壊した家族、社会からの排斥、そして快楽の追求があり、それがお金を出して性的満足を求めるような誤ったふしだらな方向に引き込むのである。
4. 罪のない子どもに対する性的虐待は人類に対する犯罪である。被害者になった子どもは成長して人に被害を与える大人になり易い。罪業が繰り返される。しかし、エイズの蔓延が世界に衝撃を与え、ペドファイルが彼らの不道徳な行為が次第に社会に容認されそうな感じを持つにつれ、少女や、それに少年までもセックスの対象としてセックス産業に引き込まれるのが増えている。

5. この言語道断な社会問題に取組むには全体を視野に入れたアプローチが必要である。国や警察が取り締まりを強化することも重要なことであるが、それだけでなく、社会経済発展、弱者を社会的に守る安全策、意識の向上、家族の価値観、機会と正義の平等、社会道徳の再生の問題に大掛かりに深く突っ込んで取組むことでもある。
6. 地域的な問題は地域的に解決する必要がある。ということは必然的に地域内での政府、国際 NGO、NGO、市民社会、マスメディア、民間部門の間の協力が実質的に強化される。このことによって、この会議でわれわれが一同に会することは実体あるものになり正当化されるのである。
7. ネパール政府は NGO、市民社会、大学生と共に、危険の高い地域で被害を受けやすい人々にむけて大掛かりな意識キャンペーンを始めた。戸別訪問したり、歌を放送したり路上劇を見せたりしてである。今のところその成果はかなり上がっている。
8. 女性や子どもが誠実で真面目な市民に成長できるような環境を整えることは、われわれ総体の重要な責任である。従って、われわれこの地域のメンバーはこれを機会に、女性及び子どもの人身売買と商業的性的搾取という忌まわしい事象を地球の表面から消滅させるよう、これまで以上に努力していく必要がある。それは新しい世紀と新しい千年の門出になすべき価値のある行為である。

最後に私の個人的な見解であるが、このフォーラムは、私たちが北京の第4回世界女性会議で真剣に誓った公約を実現させるよう将来に向けた共同の戦略を作り出そうとしている今、それへの努力と挑戦に向けて、経験を分かち合う良い機会であると思う。



北京会議に向かう過程で、N G Oと政府機関は全体状況を変えてきた。北京会議では、女性一とりわけインドの女性一はそれぞれの国が抱える問題を率先して発言し、人権としての女性の権利を認めるよう強く要求した。そして北京会議以降、世界中および現存するあらゆるレベルのN G Oは女性および子どもの性的搾取に反対する行動を続けてきた。この全世界的な会議は女性のエンパワーメントが即人類のエンパワーメントであることを明確に宣言した。

女性共同計画（JWP）は、今日私はその代表として報告するわけであるが、1978年以來、売春婦とその子どもも及び性的虐待目的に人身売買される子どもの問題に取組んできた。従って、第4回世界会議で出された「女性および子どもの人身売買」に関する勧告は、J WPがすでに行ってきた活動を追認するものであった。しかし、私の報告は第4回世界女性会議（北京）と昨年開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」（ストックホルム）以降、J WPがその会議を受けて行ってきた活動に焦点を当てている。J WPは上記二つの会議以前からこの問題には取組んできたのではあるが。

この報告では、フォローアップ活動、政府および他の機関との共同行動、J WPがこの課題に対して直面している問題について述べる。

行動について

A. 実践活動

北京会議の行動綱領では戦略的目標の一つとして「女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること」が掲げられている。政府がこのような女性に対する暴力にどう対処していくべきかの道筋が明確に示されている。北京会議の直後、1995年の12月にJ WPのイニシアティブで「売春業の女性及び子どもについての全国ワークショップ－人権の視点から」が開催された。ワークショップは国家女性委員会（National Commission for Women=N C W）と共同で準備され、この種の問題では初めて活動家、法律家、政府代表、性産業労働者が一同に会した。女性及び子どもの人身売買と性的搾取について全体で討論され、その結果、関連するN G Oと政府間のネットワークを作ることになった。健康管理のための施設、子どもの人身売買および子どもが売春業に就くことの防止、被害者を差別する法律の改正、さらに性的虐待を受けた者や売春婦の子

どもに対する新たな措置についての勧告がなされ、政府が勘案すべきことや取るべき行動が提示された。このワークショップで最も力を入れて討論されたのは、どのような行動計画であれ、それは子ども、特に少女が売春に引き込まれるのを防止することに焦点を合わせねばならないということであった。

防止行動ネットワーク（Preventive Action Network）はワークショップの参加者によって結成され、JWPが調整役をしている。このネットワークは、現在特別この課題に取組んでいる草の根グループで構成されている。過去2年間、これらのネットワーク・グループはアンドラ・プラデシュ、ピハール、カルナタカ、ウタル・プラデシュ、西ベンガル、ラジャスタン、デリー、ヒマチャル・プラデシュなどの農村や都市の貧民地域で意識向上キャンペーンを繰り返し行ってきた。問題の起こりがちな地域では、その地元での会合が1996年と1997年の前半を通して開かれた。これらのグループは、いろいろな方法を使って、この問題に関わる行動を計画し実行した。ワークショップでの討論を通して、少女の勧誘が増えており人身売買が引き続き行なわれていることが明らかになった。ポン引きや、元売春婦や、他の売春業元締めが手引きしているのである。彼らの連携は非常に強固であり、一つのNGOだけでは対抗できない。警察は、一斉取締や売春婦の逮捕を自らの仕事と考えており、真の犯罪者である客や、売春婦斡旋屋、ポン引きを逮捕しようとしている。このネットワークを作る中で、JWPはコミュニティが女児の置かれた状況を改善するだけでなく、女性と子どもの売春を止めさせるような方向に意識を向けさせた。これをすべてやり遂げるために、ネットワークのメンバーはパンチャヤット（村落会議）の力を強化し、彼らに子どもが学校から姿を消したりしないか監視するように、また両親に対して簡単に子どもを売らないように説得するようにと働きかけている。

1997年5月、JWPは「全国ネットワーク・メンバーのためのセミナー／ワークショップ」を主催し、前年度の活動を見直し、効果的な将来計画を立てた。このワークショップでは、S A A R C（南アジア地域協力連合）憲章に対する勧告が採択され、直ちに取組まれた。このワークショップの成果を一つあげれば、地域、国内および国際レベルの機構を設立するよう勧告が出され、被害者が無条件・非差別の正義を得られるようになったことである。同じように重要な勧告として、ネパールとバングラディッシュの二国間協定が提案された。さらにJWPはアジア女性人権会議（Asian Women's Human Rights Council）と協力し、これらの勧告の促進をはかり、S A A R Cがこのような課題に取組むように迫った。

以上の活動に加え、ネットワーク・メンバーは家族と連絡を取り、性的虐待を受けている女性を無条件に受け入れる体制を作り、そういう女性が一般の社会に戻れるよう支援する活動にも踏み出している。専門家によるカウンセリングや女性と子どもへの精神的支援を継続的に行っている。法的援助も一定の手続きで受けられる。

B. 調査研究

JWPは実践活動のみに主眼を置いているのではない。この問題の本質と実態を見極めるために、過去2年間、他の機関と共同で広範な研究調査を行ってきた。最初のものは「変化をもたらす女性たち ("Women Soliciting Change")」という本になって出版された。それは、デリーにあるいわゆるジー・ビー・ロードという赤線地帯についての詳細な調査である。ここには約4000人の女性が住み、職業として売春に従事している。その多くはインドの様々な地域から来ており、またネパールやバングラディッシュなどの近隣諸国からも来ている。

この調査で明らかになったのは、マハラシュトラ州、タミール・ナドゥ、アンドラ・プラデシュ、カルナタカ、西ベンガルなどのある特定の地域が、売春婦の主要な出身地だということである。ジー・ビー・ロードで行なわれた調査では、ここに住んでいる60%近い女性が経済的理由よりもむしろ社会的理由によって人身売買されたことが明らかにされている。インドの他の都市の赤線地帯と比べて、デリーではネパールやバングラディッシュの国境を越えて人身売買されてきた売春婦の数は比較的少ない。

第二の調査「沈黙させられる羊たち」("The Silenced Lambs")は1996年にアンドラ・プラデシュとオリッサで行なわれたもので、アンドラにおいては売春が宗教的習慣のもとで行われていると述べている。このようなことはオリッサでもいろいろなところで広く行われている。伝統的因習がこのようなことを続けさせる最大の原因である。この調査ではまた、オリッサでは主に、識字率の低さや村の因習や文化的慣習が少女に売春を強要する理由になっていることを明らかにしている。西ベンガルにおける農村女性の状況について初めての調査が行なわれている。この調査はまもなく終わるであろう。

JWPは、人身売買に関して国民が意識を高めるよう、また、コミュニティがこの問題について取り組み行動を起こすよう、さまざまな努力を重ねてきた。さらに、売られ先の国であるインド各州の現地の状況を理解し調査する努力も行ってきた。特に力を入れたのは、女性をこれ以上被害者にさせず、再び社会に復帰させることであった。こうしたことは、人身売買とそれに関連する問題について社会教育を行ったり、女性および子どもの人身売買の防止に努めているNGOと協力して行なわれた。1991年にインドの中央社会福祉協議会(Central Social Welfare Board)が行った調査によると、インドにいる売春婦の2.6はネパールから、2.17はバングラディッシュから来ていることが分かった。この数字は、JWPが自ら作り上げたネットワークを利用してスタートさせた草の根レベルの取組みと人身売買についての活動を通して改めて証明された。

国外と国内の人身売買

売春目的の女性及び少女の人身売買というと、多くの場合国外からの人身売買と思われがちである。実際には、国内で非常に多くの人身売買が行なわれ、女性及び子どもが国内の僻地から大都市の赤線地帯に売られてくる事態は、往々にして見過ごされている。1991年のCSWBの調査ではそのような地域がいくつか特定されている。方法としては、誘拐、都市で高給な仕事に就かせる約束、強姦、結婚をチラつかせる、家庭内暴力などいろいろな形をとる。非常に少ないが自ら望んで来るものもいる。斡旋業者や元売春婦には村の少女を都市の売春宿にスムースに送り込む格好な手蔓がある。消費主義もそれに手を貸す。都会で売春している娘がこれ見よがしに着飾りお金を持って故郷に帰ってくるのを見て、若い娘を持つ親は娘を都会に出そうかという誘惑に駆られる。

ボンベイ、カルカッタ、それにビハールやUPのいくつかの町には、既存のネットワークによってネパールやバングラディッシュから国境を越えて売買されてきた少女が非常にたくさんいる。こうした女性と子どもの人身売買によって、インドは売春を助長する国として多くの非難にさらされると言う見当違いの立場にしばしば置かれるのである。しかし、私たちはこの問題については、今年の初めに開かれたSAARCサミットが共に責任を持って闘っていくべきものであり、一つの国にその責任を負わせるべきではないと、強く感じる所以である。やるべきことの一つとして、SAARC加盟国の警察が売春目的の女性及び子どもの人身売買に対して共に闘っていけるようにSAARC地域としての政策を進めていくよう努力することではないだろうか。

政府との共同行動

女性及び子どもの人身売買問題への取り組みにあたり、JWPは政府との共同行動も取る。たとえば、1990年にビシャリット裁判で出されたインド最高裁の判決をもとに、子ども売春中央審議会(Central Advisory Committee on Child Prostitution)が子どもの売春従事を禁止する勧告作りのために設置された。JWPはこの審議会のメンバーである。他の州でもいくつか審議会が設置され、JWPはアンドラ・プラデシュ、カルナタカ、マハラシュトラの州審議会のメンバーである。またNCWと国家人権委員会(National Human Right Commission)によって設置された子ども売春委員会(Core Committees on Child Prostitution)のメンバーでもある。さらに、「子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム世界会議」に向けた国の準備過程ではその一端を担い、NRC(Northern Region Consultation=北部地域協議会)をUNICEFやインド政府の女性・児童省と共に設置した。

問題

インドにおける売春は 1986 年制定の 人身売買（防止）法 (ITPPA)によって取り締まりがなされている。この法律にはリハビリテーションや全般的な履行に当たっての条項に多くの問題が残されている。客や斡旋業者に対する厳しい罰則は規定されていないどころか、実際は環境の犠牲者である売春女性を罰することが非常に多い。ITPPA の第 5 条は「売春を斡旋したり、売春を教唆したり、売春した場合」3 年から 7 年と言う厳しい懲役刑と 2000 ルピアの罰金刑を規定している。被害者が未成年の場合、刑は 7 年から 14 年までになり、子どもを買春させた場合は 7 年から終身刑になる。JWP はこの問題に継続的に取組んでおり、往々にして売春婦を苦しめ被害者にさせがちなこの法律を改正させるよう勧告を何回かおこなった。

NGO が国外からの人身売買を取り仕切るやくざと闘うには政府の助けが必要である。しかしながら、国境を越える人身売買を取り締まろうとする政治的意志が明らかに欠けている。NGO が国境地帯で活動しているときに多く直面するのは、政府役人の無関心さである。JWP はインド市民としての売春婦の基本的権利を保護しようとしてきた。こうした行動は政府の役人からは、売春組織と売春宿経営を助長させるものではないか、としばしば誤解されてきた。それでもなお、JWP はこの方針をあえて変えない。政府の協力もなく、一部の関係当局の政治的意志もなく、かつ人身売買人やアジア地域における女性及び子どもの人身売買の拡大に手を貸すものたちを取り調べ起訴し罰するための法律が施行されなくても、女性や子どもに対する支援を継続する。

インド各州の赤線地帯で JWP はデイ・ケア・センターを運営している。現在どのセンターも日中のみ開いている。現在これらのセンターは 24 時間体制が必要とされているが、残念なことに JWP にはその力がない。下部組織を作る財源がなく、現地当局の援助や関心が得られないからである。現在 JWP は子どもの権利を認めない自治体を法的に訴えている。

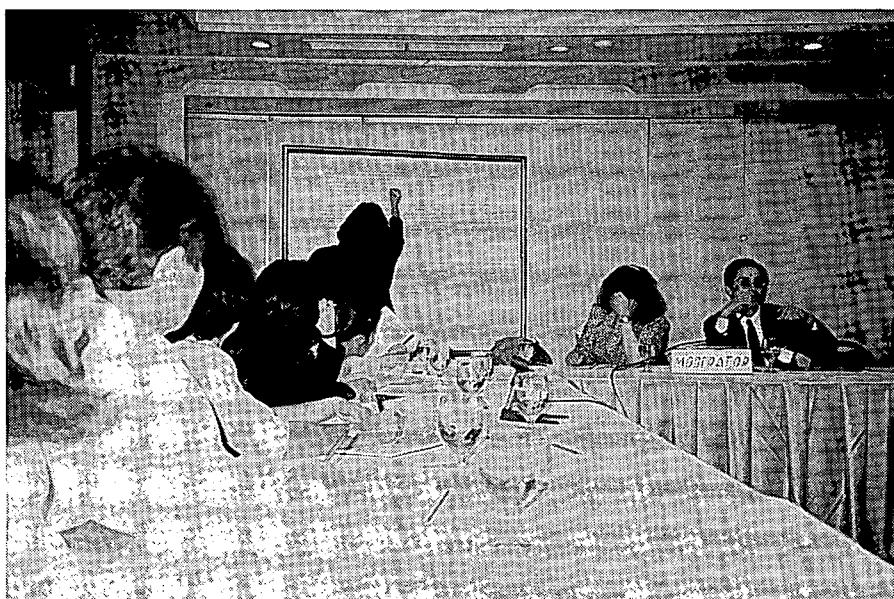
さらに JWP が当面する問題としては、女性と子どもが強制的にエイズ検査を受けさせられることから守ることである。JWP は何度かこの問題に介入し、この方面に既得権を持つ人たちやグループの行為を阻止してきた。他の活動家グループや NGO と力を合わせ女性と子どもを守ってきたが、このような女性たちがエイズを蔓延させる原因になっていると言う思い込みによって、売春している女性や子どもは絶えずターゲットにされるのである。

最後に言いたいのは、国際・国内会議が多く行なわれてそこでは解決法あるいは法律改正が結論として出されるが、会議の後それぞれの国がそれを効果的かつ真剣に実行していないということ。このため、会議で出された勧告と草の根レヴェルの行動が連続性を欠いてしまうのである。

結論

人権と基本的自由は人類が生まれながらに持つ権利である。それらを保護し向上させることはすべての人、とりわけ政府の第一義的な責任である。世界人権会議と行動綱領は女性と少女の人権は普遍的人権の不可侵、不可欠かつ不可分な部分であることを再確認するものである。この文脈に沿って、JWPは自らのプログラムを企画し、北京会議やストックホルム会議に対応したフォローアップ活動を実行してきた。これらのこととは、適切な資料や分析記録をもとにした下からの行動を作るような自覚を促し、また圧力もかけ、実行されてきた。特に力点が置かれたのは、「子どもの権利条約」(1989)と「子どもの売買、売春およびポルノの防止に関する国連人権委員会行動計画」を履行することであった。「人身売買および他人の売春からの搾取の防止に関する国連人権委員会行動計画」(1996)もまたJWPのプログラムにおいて力を入れたものである。このような国連の行動計画を推進すると同時に、JWPはまた政府当局に、既存の法律を見直し女性や子どもに有利な改正をさせ、それによって人身売買人や売春斡旋業者を罰するように迫っている。

闘いは進んでいる。そして、人身売買を防止する国の政策やプログラムを発展させるようロビー活動や行動をしたり、売買された女性や子どもを援助したりしながら、現在行っているサービスを見直し改善したり、プログラムを効果的に実行できるよう適切な人材を探すというような仕事が、あらゆるNGOとJWPが継続的にやっていくべき事として残されている。私のこれまでやってきたことから結論として言いたいのは、地域にいる女性も国際的に活躍している女性も問題をもっと認識し、女性と子どもの隸属を解消するようあらゆるレベルで協力して闘っていかねばならないということある。同時に望むのは、JWPが女性と子ども、とりわけ性的虐待を受けているものの問題の重要性を訴えるべく引き続き戦略を立てていくことである。



女性および子どもの人身売買と商業的性的搾取（スリランカ）

ラリタ・ディサナヤケ

スリランカという島国においては、女性および子どもの人身売買と商業的性的搾取の問題は、この問題の広がっているインド大陸諸国とは、その性格と重大性においてかなり異なっている。その理由として、スリランカにおいては人口密度、貧困の度合い、識字率などの社会経済的な条件がそれほど悪くない事、特殊な文化環境があること、それに陸上輸送の国境越えが不可能であることが考えられる。

しかしながら、スリランカ女性および子どもの人身売買は、ひそかに直接的でない別の形を装って増えており、国家の問題として認められずにきている。特に人身売買についてのデータや調査の欠如が認識を妨げている。子どもを性的虐待やポルノ、それに児童労働によって搾取することは、国民や警察当局から直ちに犯罪とみなされるようになってきている。

女性に対する商業的性的搾取

スリランカでは、売春は依然として違法であり、売春をした女性を“処罰の対象”として犯罪者にしてしまう。Vagrancy Ordinance of 1841(浮浪者取締条例)は、浮浪者と“疑われた”女性個人に対して適用され、国によって反社会行為のかどで拘留され起訴される。このような被害者は社会復帰の機会は殆どなく、社会から締め出され再び街頭へと押し戻される。

Brothels Ordinance of 1889(売春宿取締条例)は効力がなく、現代の性産業の進展に追いついていない。この条例は第一の目的である売春宿の“廃止”に成功していない。この20年間にスリランカの観光地やその周囲で、“ゲスト・ハウス”、“ツーリスト・レスト”、“ホテル”などという名前を付けて誤魔化し、斡旋者(多くは失業中の若者とタクシーの運転手)が客を引き摺り込むという形をとって、商業的性的搾取と斡旋は増大してきた。このような施設は警察官の監視や取締を受けずに商売をやっているように見える。主要な警察署はすべて、反社会的な施設を取り締まると期待されている風紀犯罪取締班があるにもかかわらずである。例えば、スリランカ第二の都市、キャンディは非常に人気のある観光地であるが、80以上のゲスト・ハウスがあり、その多くは斡旋業者と常連客が大いに利用している。過去4年間に警察の手入れが行われたのは10件以下である。この手入れの結果、それに巻き込まれた女性が拘留されることになるのである。“人身売買”を犯罪として取り締まるには、警察の行動や組織はふさわしいとは思われない。

観光業は外貨獲得にとって欠かせないものなので、政府公認のもとに大いに奨励され推

進されている。破廉恥な商売人が観光旅行業の大きな傘のもとに隠れ、旅行者の売春相手に弱い立場の女性と子どもを斡旋・提供する。

売春目的のために人身売買される女性について国のデータはないが、スリランカには30,000人の売春婦がいると思われる。スリランカで商業的性的産業が凄い勢いで増えてきたのは、いみじくも急速な商業化、近代的な旅行施設、移動のしやすさ、近代的な通信機関、自由貿易そして第三世界特有の失業・貧困・都市の崩壊を背景にしたグローバリゼーションによるものである。

子どもに対する性的搾取

刑法修正条項（1995）（発効年は1883年）には“Slavery(奴隸制)”という言葉が削除され、“Kidnapping and Abduction(誘拐と略取)”という小項目がある。

この修正された誘拐と略取の項は、“斡旋”、“性的搾取”、“子ども（18歳以下の間と再定義された）の人身売買”の事柄を扱い、これらの違反者に対しては厳しい罰則を定めている。修正されてまだ時が経っていないので、これらの修正が効果をあげているかどうかは判断できない。子どもの性的虐待については成人女性のそれに対するよりも、さらにきめ細やかな国や社会の対応が必要であることは言うまでもない。

警察本部の公式記録によると、国内で略取や誘拐について訴えのあった合計数は次のようにになっている。

		1995	1996
略取	女性	41	43
	18歳以下(子ども)	39	23
誘拐	女性	39	29
	18歳以下(子ども)	77	88

公式に記録されるのは一般的に事件のパーセンテージのみである。スリランカの最近の歴史においては何千という“行方不明”者（多くは男性で、内戦によるもの）が目立っている。これらは現在では人権に反するものとして捜査の対象になっている。従って、女性の人身売買及び女性の商業的性的搾取が些細な問題にされるのは驚くに当たらない。更に国民感情あるいは警察官は、今なお時代遅れの「浮浪者取締条例」「売春宿取締条例」の考え方方に捕われ、女性を法律の違反者であるとし、搾取の被害者であるとは見ないのである。

西海岸地帯でペドファイルに提供される子どもは、殆どが少年でその数30,000人と推定される。この問題はPEACEに率いられるNGOが何年もロビー活動をした末に、今や公けに認められるようになった。1997年に大統領特別委員会が設置され、子どもへの虐待

を調査し行動を勧告している。同時に政府による教育改革が、5歳から14歳までのすべての子どもに対する初等義務教育の実施を目指して進められており、この教育改革もスリランカにおける子どもに対する商業的性的搾取と虐待を抑制する効果を持つものであろう（現在10%から15%の子どもが未就学である）。1997年10月、BBCテレビは世界ニュース番組で、スリランカにはセックス観光業に10代と10代前の子どもを提供するインターネット広告が600ある、と暴露した。

女性労働者の輸出と搾取

前に述べたようにPenal Code修正法から“奴隸制”という小見出しが削除されたが、それは今日の状況ではそのような犯罪がさして重大な罪ではないという含みを持たせ、さらに重要なことは、特にスリランカから底辺の女性労働者が大量に輸出されているのであるが、それと奴隸制との関連性を(公式に)認めないという事を反映している。

スリランカから女性が人身売買（海外へ）される場合、女性を海外で雇用（主に家事労働者）するという一見合法的な募集という形を装って現代的に行なわれる。最も一般的な送り先は西アジアであり、そこはILO労働基準法、労働保護法、家事労働者を人間的に待遇する保障、送り先国との二国間協定などが多く、もしくは適用されないところである。スリランカでは読み書きがまったくできないか、あるいは少しはできる極めて弱い立場の貧しい農村の女性が民間のリクルーターによって大量に募集されることが日常的であり、それは貧困と失業の問題を解決する一般的な方法になっているのである。

以上のこととはスリランカにとって主要な外貨獲得なのである。1996年に移民労働者（85%が女性）が本国に送金した額は460億ルピアであり、政府はそれ以上の増額を期待している。きのこが増えるがごとく増大した民間の就職斡旋代理店（600以上）とその下請業者は、海外で“就職”させるとして、無学で無力な女性を（村々から）もの凄い勢いで募集しているが、そのような形が女性を海外に送り出す最も主要な経路になっていると思われる。女性労働の海外流出は現在年間で約120,000人であるが、それ以外にもその30%に当たる数の労働者が非合法な経路で密出国したと思われている。後者のような彼らのための機関の証明や記録が何もなく保険制度もないものたちが海外で最も搾取を受けやすいのである。

およそ450,000人のスリランカ女性が西アジア諸国で働いている。サウジアラビア、クウェート、レバノン、ヨルダン、その他の西アジア諸国で家事使用人として働いている不幸なスリランカ女性が逃げ出そうとすれば非常に高額な資金が必要である。しかも簡単に悪辣な業者の餌食になってしまい、売春宿かあるいは再び家事奴隸として売られてしまう危険性さえある。前借で縛られた奴隸的労働は一般的である、と言うのは極貧の女性は旅行チケットをリクルーターから掛け売りで手に入れるからである。また彼女らが強制労働

から逃亡するのを防ぐため、パスポートや他の身分証明書などを働く先で持たされていないのは周知の事実である。膨大な数の逃亡者の中で、餌食にしようとする仲介人の罠や搾取から逃れ得た運のいい者とか、意志の強い者とか、頭のいい者は、スリランカ大使館などに駆け込む。クウェートでは逃亡する女性労働者は 90 年代初めには時期を問わずほぼ 150 人であったし、現在その数は 300 人に昇る。サウジアラビアではリヤドのスリランカ大使館に駆け込む“逃亡者”の数は月に 200 人以上である。

バーレンが中継地であること、そこでリクルーターと海外の商人の間で女性の“物々交換”がさまざまな形で行なわれていることは公然の秘密である。何箇月か前の新聞報道によつて、スリランカの女性労働者の中には、監禁されて売買する赤んぼを出産させられるという性的搾取を受けている者がいるということが明らかになった。

このようなスリランカの移民女性労働者の訴えについて、入手可能な統計で見ると海外での“雇用”の搾取の実体が明らかになる。

訴えや報告の内容	1993 年から 1995 年の合計
海外で放置された数	670
領事館経由で報告された死亡労働者数	343
家族との連絡の途絶	3906
ハラスマント受けた数	7044
障害者にされた数	44
クウェートのスリランカ大使館への避難者の平均数 (時期を問はず — 本国への送還待機)	300
リヤドのスリランカ大使館への毎月の避難者数	200

このような奴隸状態の女性の人権侵害が公式に報告されるのはほんの一握りなので、上記の資料は事の重大性を示してはいない。

その後、非政府組織が議論や討論を続けたことや、特に最近スリランカ大統領が中東を訪問したことにより、弱い立場に置かれた移民女性労働者の過酷な状態を救うための実体ある措置がいくつか 1997 年 11 月から実施されている。従つて、労働者的人権を最低限保障するために職業斡旋代理店とスリランカ大使館（受入先）双方の間で、正式な雇用契約が法律的効力のある形で署名されると思われる。しかし、この事はもっとも搾取者の罠にかかりやすく証明書のない労働者を守るものではないであろう。

スリランカは“メイド貿易”を禁止する意図はないので、移民女性の搾取を防止するために唯一の頼みとなるのは、上のような規定化された措置と受入先国との二国間の行動である。（最後にある補遺をみよ）

結論

スリランカは人口 1800 万の発展途上国であり、分離主義者との長引く内戦に苦しめられている。村からの退去や移住、軍事費、安定した経済発展の阻害は国にとって負担になっている。そうした居住地の移動や混乱が女性や子どもに更に悪影響を及ぼしていることは分かりきっている。

さらに、軍事化は国内の人身売買や性産業を促進する。文化的タブーや社会的価値観にも妨げられ、そのような問題が広がっていることをオープンに討論したり認識することができないのである。

性的奴隸目的の国際的人身売買は金持国と貧困国との社会経済的格差が広がるにつれ増えていく。同様に国内の人身売買は貧しい農村と豊かな都市の格差が広がったことによる。

このような悪条件のもとでは、女性の人身売買と商業的性的搾取の防止が国の優先課題としては取り上げられないし、また法制定の努力もなされることは容易にわかることがある。

補遺：

北京会議以降の取組みと NGO の役割

1996 年に作成されたスリランカ政府の“女性のための行動計画”は、人身売買あるいは商業的性的搾取の問題について言及していない（これまで説明してきた理由によるものと考えられる）。

同時期に NGO は有効なネットワークを作り、女性の人権についての監視行動、ロビー活動を行ってきた。

明らかに政府はそれに応え、1997 年に“児童虐待”及び“移民女性労働者”問題に取組む二つの特別大統領専門委員会を設置し、実効ある政策的介入と何らかの行動を可能にした。

しかしながら、スリランカでは依然として人身売買の問題は上と同じような認識が得られていない。

人身売買問題に積極的に取組んでいる NGO は非常に少なく、彼らにしてももっぱら人身売買から逃れてきたあとの救済に力を入れており、そのような女性のために臨時の避難所、カウンセリングの機会、社会復帰計画などを用意している。

このような仕事でよく知られている NGO はキャンディから離れたところにある「女性開発センター」であり、被害者の女性は警察や保護省などの国の機関から、ここを紹介される。「女性開発センター」には、カウンセラーが常駐し職業訓練施設を備えた避難所を運営している。

カンボジアの女性と子ども

I. 子どもの状況

紛争下の子ども

戦争によってさまざまに破壊され、カンボジアの人々の生活は非常に困難になった。現在は国家再建の段階であって、すべてのカンボジア国民は気持ちが安定していない。国民、特に子どもは希望もないような状況で生活している。というのは、カンボジア国民の75%は貧しく、そのような困難な生活をしている人々の保護の下に子どもは暮らしているからである。

戦争の20年間のためにカンボジア国民は悲惨な生活の中に取り残された。子どもの中には親を失った者がいる。父親を失った者もいれば、母親を失った者もいる。たいていは父親がなくて、4人から6人の子どもを1人で養っている母親と暮らしている。彼らは貧しい生活の下におかれ、父親が戦死したり、A-5作戦で稼ぎ手を失ったりした。その結果、家族の苦しい生活が未解決の問題となった。

カンボジアの人口9,000,000人の約半数は17歳以下である。出生率は年間約3%から3.5%であるから、この割合が今後増加することは間違いない。カンボジアで生まれた子ども1,000人のうち128人が1歳未満で死亡し、199人が5歳未満で死亡する。このような恐ろしく高い死亡率の理由は、カンボジアの別の統計を調べれば明らかである。保健サービスを利用しているのは農村の人口の50%以下であり、安全な水を利用しているのはたった18%である。また、十分な衛生施設(8%)があるのはわずか13%である。死亡する子どもの40%はマラリアと下痢のために、ほとんど援助食料の分配の少なさと衛生的な水の不足のためである。マラリアとともに結核と地雷によってもカンボジアの多くの子どもが亡くなっている。また別の健康の問題も多くある。カンボジアには適切な予防接種システムがなく、障害を負った子どもの約25%はポリオにかかり、そのためと日常の食事のビタミンA不足で視覚障害を負っている。また、基本的な保健サービスも限られているために聴覚障害者になる場合もある。子どもの健康のもう一つの大きな問題はカンボジアの子どもに対してカンボジアの悲劇的な過去が及ぼした心理的・社会的影响である。戦争は多くの子どもに深い心理的な傷跡を残した。不幸なことに多くの場合、戦争は家族や社会から子どもを助ける能力を奪った。

ストリートチルドレンと教育

浮浪児や孤児は生計を立てなければならない。早晚容易に解決されることは、都市の路上や市場、パゴダやレストランの脇で生活をしている子どもの問題である。現在カンボジアでは社会活動省とユニセフがこうしたホームレスの子どもに宿泊施設を与える措置を講じてきたが、ひどく困窮した子どもに必要なものをすべて充たすことは不可能である。

路上で暮らす町の子どもには適当な宿泊する家がない。子どものほとんどは農村出身でその日暮らしをしている。一方で親が非常に貧しい子どももいれば、他方で自然災害に見舞われて、雨期には洪水が起り、乾期には干ばつで、収穫を断念しなければならなかつた地域に住んでいた子どももいる。

子どもに影響を及ぼす主な原因是、両親との死別や離婚により家族が離散して貧しくなることで、子どもは孤独な状況に追いやられ浮浪者になる。

都市の子どもの生計:

・乞食として生活する	5%
・食べ物の路上売り	4%
・路上や市場でのごみ収集	9%
・自分の寝袋として大量にごみを集める	7%
・浮浪者や泥棒	2%

カンボジアの大人のほとんどは読み書きができず、15歳以上の35%がクメール語の読み書きができるにすぎない。次の世代の識字率を改善する機会はわずかである。子どもの教育の機会は限られていて、カンボジア国民の大多数が住んでいる農村部では特にそうである。学校に通う子どもにとって、授業はたいてい3時間で、子どもは教師に指導され、1年生に75%が入学するが、家族の収入に寄与するために働かなければならないのでこの数字は急激に下降し、5年生になるのは1年生に入学した生徒のわずか10%である。

子どもたちはそれぞれ生活のため、家族のためにあらゆる仕事をする。子どもたちは皆自活できるだけのお金を持っていない上、保護者による教育的ケアもほとんどなきに等しい。最も子どもに影響を及ぼすものは、あらゆる困難なこと、特に身体的な健康、食糧などを得る困難さと向きあわなければならないことである。

毎日の仕事の成果は子どものニーズを充たすことはできない。飢えは子どもに適切な教育を受けさせることをできなくする主要な要素である。子どもは教材を取りそろえなければならない。けれども、カンボジアでは両親や保護者は子どもと同じように貧しく、子どもに十分な教材を買ってやれない。従って、子どもの知識の質は非常に貧しい。僻地では学校に行くのは7歳までの子どもだけで、10歳の子どもすら行けない。それは家は学校か

ら遠いし、親には学校に行かせるお金がないという事実のためである。

- ・子どもには保護者がいない。
- ・生活状態が非常に悪い。
- ・極度に貧しいため、学校に行けない。
- ・生活状態が悪いため学校に遅刻してしまい、先生に罰せられる。
- ・年老いた祖父母と暮らしている。祖父母は親の役目をする。
- ・時間外授業料を払わなければならないが、支払うことができない。
- ・教材を買うお金を工面できない。
- ・ごみの山に暮らしているのでクラスメートに嫌われる。

子ども買春

カンボジアでは売春が急速に増大している。典型的なクメール人の売春婦は12歳から16歳である。少女が誘拐されたり、友人や親類に売られたりするのはありふれたことになってきた。10代の少年や少女の失踪の報告が毎週何回か地方紙に掲載される。状況の重大さにもかかわらず、政府は問題と取り組むためにまだ何の措置も講じない。結果として、ますます多くの子どもが犠牲になり、エイズを含む性行為感染症になる危険にさらされている。

政府は子どもの権利条約に批准し、条約締約国になったが、条約の条項は広く理解され、遵守されているとはいえない。またさらに、政府は子どもを守る法律や規制をいまだ採択していない。原則としてカンボジアの状況のもとで政府は、15歳以下の子どもと親が障害者の子どもを徴兵してはならないことに同意した。しかし、依然として子どもは年齢や家族の状況に関係なく徴兵されている。その結果、多くの家族が子どもが強制的に徴兵されないように家から逃げ出さなければならなくなってしまった。

けれども最近、議会の人権委員会は子どものことを研究し、適切な行動を取ることを担当する委員会を創設した。投獄されている子どもやストレートチルドレンは、委員会が取り組むことを期待される、差し迫った問題である。

さらに注目に値するもう一つの分野はカンボジアの孤児院の質である。現在、孤児院は食べ物や衣服を与え、学校に入れているが、その他に子どもの発育を助けることはほとんど何もしていない。孤児院のスタッフは子どもの固有のニーズに対応する訓練はされていない。

もう一つ注目に値する分野はNGOの協力である。これまで国際NGOはカンボジアの子どものニーズに対応するのが遅れていた。行動するときに、地元のカンボジアのNGOと関係しないことが多かった。

女性の状況

農村の女性で教育を受けている人は、11%まで増える見込みがある。にもかかわらず、ほとんどのカンボジアの家庭にとって、子どもに教育を与えるには依然として高い費用を出すために努力しなければならない。結果として、貧しい家族は限られたお金を息子の教育にあてることが多く、女の子は教育を受けられない。伝統的なステレオタイプの見方が小学校から中学校に時に女生徒の割合が減少する根源であることが多い。多くの家族は娘がキャリアを追い求めたり、男と混じったりするのは妥当ではないと考えていて、家庭の主婦としての役目を引き受けることを女の子に期待する。農村部では、女性の結婚年齢の低さが（農村では15歳、都市では18歳）中途退学する少女の問題を悪化させる。カンボジアの農村の女性はカンボジア人同様、環境を守る法律がなかったり、実施されなかつたりすることで苦しんでいる。環境は有毒廃棄物の投棄や森林破壊、産業汚染物質によって、汚染されている。

農村の女性はまた土地の確保の問題に直面している。不備な土地法や、女性が家長の家や貧しい人から土地を没収する腐敗した役人や軍人によって土地の確保は困難になってきている。また、カンボジアの女性は、レイプによる暴力や家庭での暴力、近親姦、性的な人身売買、ポルノなど、女性に対する典型的なあらゆる形の暴力行為に苦しんでいる。14歳から16歳の農村の女性は特にそうである。カンボジアの女性は可能であれば、地方や州のレベルの多くの開発でイニシアティブを取ったり、決定のプロセスに参加してきた。女性達は女性の権利と責任に関して女性を教育するキャンペーンを始めた。政府や非政府またはコミュニティを基盤として、政治的、社会的、経済的なイニシアティブを取っている。

スラム地域に住んでいる女性は追い立てられたり、セクシャルハラスメントを受けやすい。ホームレスに対する同様の問題も、もちろん増大している。都会の貧しい家庭の女性も、一家の大黒柱である。というのは男性の雇用機会が十分でなかったり、家族の中に地雷で障害を負った人がいたりするからである。1993年のカンボジアの分水嶺となる選挙の時に、民主主義のために投票した人々の54%が女性だった。女性の高い投票率にもかかわらず、女性は選挙で選ばれた政府で不当に少ない議席を割り当てられた。国会の120議席が1993年に選出されたが、女性はわずか5議席だった。現在、女性議員の数は7人になったが、国会議員の6%にすぎない。

1993年にカンボジアの憲法が採択された後、選挙で選ばれた議員が政府を形成したが女性の閣僚は一人もいなかった。女性問題担当の内務大臣も男性である。さらに、カンボジアは州知事がおさめる22の州に分割されているが、州知事はすべて男性である。

パム・フォアイ・ジアング
最高会議常任幹部会委員
国際関係局長官
ベトナム女性連合

まず初めに、女性と子供の人身売買と商業的性的搾取に関する 1997 年国際会議という、この時宜を得た意義深い会議に招待いただき、ベトナム女性連合を代表し感謝申し上げる。この会議が時宜を得ていてたいへん意義深いというのは、今日女性と子どもの人身売買が一国あるいは数カ国との枠にとどまらず、世界中で、特に貧しい発展途上国において膨大な数の罪もない女性や子どもの人権を侵害する地球的規模の問題になっているからである。

この場を借りて、ベトナムにおける女性と子どもの人身売買の問題と、それに対する法の枠、政府ならびにベトナム女性連合のこの問題への取り組み、の二点について述べることにする。

1. ベトナムにおける女性と子どもの人身売買問題

被害者にとって非常に辛く悲惨な経験である人身売買は、現在発生件数が増加の傾向にあり、手口もより複雑かつ巧妙になってきていて、政府や国民、ベトナム女性連合を初めとする女性と子どもの権利と利益を守ろうとする多くの組織の共通の課題となっている。今までのところベトナム国内で起こった、あるいはベトナムから売買されていった事件のデータは系統的に集められていないが、最高裁判所によると、1992 年から 1994 年の間に、ざっと見ても 739 件の女性売買の裁判が行われ、1387 人の被告が存在する。しかし一つの事件が裁判所に持ち込まれるようになっても、他にどれほど多くの事件が闇に隠れているかは誰にも分からぬのである。

近年、ベトナムでは女性と子どもが売買されるのに主要に三つの経路がある。まず第一はベトナム北部の地域から結婚、その他の名目で売買される場合。第二は南部の地域から子どもも含めてカンボジアへ売春のために売買される場合。第三はホーチミン市から香港、台湾、マカオへ「仲介業者」の手を借りて売買される場合である。

人身売買は国内のそれぞれの地域で、様々な形態をとるが、この犯罪の基底にある発生原因はほとんど一つだと言っても過言ではない。情報と雇用の不足、貧困が罪もない女性や子どもを被害者にしているのである。国民の中にまだまだ教育と情報の伝達が十分に行き届かないこともあり、さらには犯罪者が適切に処罰されていないこともある、人身売買という犯罪をよりひどく、複雑なものとしているのである。労働力と性的搾取が特に女

性と子どもの人身売買の目的となっている。

この犯罪の被害者のほとんどが 13,14 歳から 40 歳くらいまでの少女あるいは女性であるが、皆貧困で苦しんでいるところを、海外で働くという話を持ちかけられて、騙されたり誘惑されたりするのである。一方人身売買をする方の側は、売春業者、仲介人、ポン引きでなどである。ベトナムに入り込んで海外での売春のための人身売買組織に加担する外国人も大勢いる。

2. ベトナムにおける人身売買対処の法的枠と政府の取り組み、並びにベトナム女性連合の闘い

ベトナム上級法は女性の人身売買を犯罪行為であると明確に規定しており、あらゆる形の女性差別を禁止している。刑法第 115 条と第 149 条では人身売買を犯した者に 2 年から 20 年の刑を定めている。さらに刑法第 202 条では売春と売春の仲介を禁止し、違反者は 10 年以下の懲役としている。

1994 年にはこのような犯罪を社会から根絶するために、政府は労働・戦傷者・社会問題省のもとに、社会犯罪防止局を設立するとした。売春防止の取り組みと処罰は女性と子どもの人身売買防止に大きく役立ってきたと思われる。

1997 年 9 月にベトナム首相が新たに発表した「指令 766 号」では、女性と子どもの人身売買の防止と根絶に直接触れており、我々は大変心強く思っている。この「指令」には内務省、外務省、労働・戦傷者・社会問題省などの関係各省庁、部門、地方自治体に明確な責任体制を割り振っており、ベトナム女性連合を初めとする社会的、大衆的組織に、情報の伝達、教育、あるいは弱い立場や人身売買を逃れてきた女性や子どもの職業訓練や、仕事の開発のために資源を有効利用するよう相互の協力を呼びかけている。

今日、マスコミも人身売買の状況とその重大な社会的影響を認識して、人々の意識の向上と悪行根絶のために大きな役割を担っている。

また、政府は貧困者に雇用の機会を設けたり融資を行うなどして、貧困対策を国の優先課題としているし、国内、国際的 N G O のこの面での計画、企画、活動を奨励している。

以上述べてきたようなことが、ベトナムが非常に早く批准した北京行動綱領と、女性に対するあらゆる形の差別撤廃条約と子どもの権利条約にもとづくベトナム政府とベトナム女性連合の取り組みである。

このような状況の中で、女性の人身売買問題を十分認識し、ベトナム女性連合は国内のさまざまな段階で、弱い立場にある女性や被害者達に、教育と融資、雇用、社会復帰の便宜をはかってきた。こうした活動はそれぞれの地域の特殊性にもとづいて行われ、特に国境地域ではその地の女性連合がそこで必要とされる活動を決定している。女性の問題についてのカウンセリングセンターを作った地域女性連合もある。貧困者や帰ってきた被害者

の生活の安定のために職業訓練センターを作った地域もある。

国のレベルでは、ハノイのIOMと協力して、女性と子どもの人身売買防止に関するセミナーを、1997年1月には北部地域について、9月には中部と南部地域について行った。

この二回のセミナーの結果が「女性と子どもの人身売買を許さない行動計画」である。ベトナム女性連合はこの「行動計画」をもって、首相の「指令」に先頭を切って応える組織となっている。現にこの「行動計画」は関係省庁やベトナムの社会的、大衆的組織と次のような点での協力を追求している。

- ・情報と教育の普及
- ・調査
- ・被害者の社会復帰計画と企画
- ・コミュニティベースでの女性の人身売買防止のための他の機関との協力
- ・女性と子どもの人身売買に関する法改正と法適用の監督

公正な社会、女性と子どもの尊厳と人権を尊ぶ社会をこいねがう我々の熱意が、二回のセミナーの結果であるこの「行動計画」となり、中央ベトナム女性連合が行ったこの分野でのいくつかの調査となって現れている。

女性と子どもの人身売買は多国間にまたがるもののが主流となっており、この犯罪を根絶するためには、国家間の共同行動がぜひとも必要である。現在、ベトナムを代表してベトナム女性連合はメコン川流域地区におけるテクニカルニーズのアセスメントを調査するために、国連開発計画コンサルタントと共に仕事をしている。人身売買根絶の闘いは社会の全ての人々の責任であり、世界の全ての国々の責任である。



ベトナムにおける女性と子どもの人身売買：問題と解決

グエン・コン・ホン

I. はじめに

女性と子どもの人身売買は長く未解決の問題で、世界の多くの国が関心を寄せる重大な問題となっている。女性と子どもの人身売買は性的搾取に主に関係している。一般的な傾向は女性や子どもを貧しい国から先進国に売ったり、農村から都市に売ることがある。

ベトナムでは女性と子どもの人身売買は最近出現した新しい問題である。今のところ、まだ包括的な調査がなされてないので、全国で売られた女性と子どもの完全で正確な統計はない。しかし、司法機関や研究機関の非公式な統計や世論からの報告によると、以下のように、すでに増大の傾向があることがわかる。

1995年 219件、人身売買業者 370人

1996年 247件、人身売買業者 459人

1996年から 1997年の2年間は 391件、

起訴された女性と子どもを人身売買した業者は 640人だった。

主な人身売買の経路は、以下のとおりである。

1.女性と子どもを北の国境を越えて中国に売る。

2.結婚により、女性と子どもを人身売買する。つまり、結婚を仲介する。

結婚仲介サービスにより、人身売買業者は多くのベトナム女性をだまして外国人と結婚させ、その後次々と別の男に売り、最後には売春宿に売る。

3.観光サービスや外国への出稼ぎサービスを通じて子どもと女性の人身売買をする。

いわゆる観光や労働者を海外へ送るサービスを通じて人身売買業者は少女をだましたり、誘惑した。その中には裕福な家庭の少女も含まれている。例えば韓国のような国で、外国に来た少女たちは、お金がなく、言葉がわからないので、売春婦や奴隸のような使用人にならざるをえなかつた。

4.南の国境を越えてカンボジアに売春目的で人身売買する。現在カンボジアには、売春目的の人身売買の被害者である女性や子どもが数千人いる。

5.国内での女性と子どもの人身売買。この悪行の原因は数多くある。しかし、最も重要なものは失業である。失業は依然として多くの人々を脅かしている。求職者が増加しており、女性は人身売買業者の仕事を見つけるとの約束に簡単にだまされる。実際には女性を売春婦に売る準備をしているのである。

II. 女性と子どもの人身売買に反対する政策と対策

2.1. 政策

女性と子どもの権利は憲法の 63 条と 65 条に明記されている。そこには「男性および女性の国民にはすべての政治、経済、文化、社会、家族の問題に関して平等な権利がある。

女性に対するいかなる差別行為、女性の尊厳を侵害するいかなる行為も禁止されている・・・」そして「子どもは家族、国家、社会によって、保護、世話を、教育を受ける」と規定されている。

女性と子どもの人身売買は、刑法（115 条および 149 条）によれば、厳しい刑罰が要求される重罪（最高禁固 20 年）である。特に、今年 5 月、国会は現在の刑法の修正法を採択した。子どもの性的搾取に関する 6 条は死刑を含む厳しい刑罰に改められた。

憲法と刑法に従って、政府や、この社会的な悪行と効果的に闘うための法律条項システム作成を担当する国の機関によって下位の法律や規制も議会を通過した。例えば、売春の防止と対策に関する 1993 年 1 月 29 日の政府第 05/CT 決議、売春・麻薬の濫用・公務員によるギャンブルに対する措置に関する 1994 年 6 月 28 日付け政府第 53/CT 命令である。

さらに、1997 年 9 月 17 日に首相は不法な女性と子どもの海外渡航に対する対抗策を講じる責任に関する指令第 766/TTg を発効した。

北京とストックホルム会議の直後、ベトナムは 2 つの国家行動プログラムを採択した。女性の進歩のための国家委員会が管理する女性の進歩のための国家行動プログラムと、子どもの性的搾取に反対する国家行動プログラムである。

2.2. 対策

2.2.1. 組織的な対策

ベトナム政府は、こうした現象を取り締まり、規制するために国の機構の構築にも尽力した。それにより、さまざまな国の機関や組織が関係することになった。例えば、内務省、国境警備隊、あらゆるレベルでの人民代表、あらゆるレベルでの人民裁判所、子どもの保護と保育のためのベトナム委員会、法務省、労働・戦傷者・社会問題省（社会保護局、社会悪防止局、司法局）外務省、公衆衛生省、地域の NGO と大衆組織、ベトナム青年同盟、ベトナム女性同盟、ベトナム青年協会、祖国戦線、戦争退役軍人協会、また、多くの国連機関、国際政府組織、国際 NGO、例えば、ユニセフ、国際移民機関、Radda Barnen、セイブ・ザ・チルドレン（イギリス）、Terre des hommes、ワールドヴィジョン・インターナショナルである。

2.2.2 実際的な対策

2.2.2.1. 司法・警察当局の能力拡充

近年、特に北京およびストックホルム会議後、政府はこの問題を扱うさまざまな法律や規制を通過させただけでなく、司法・警察当局の能力拡充に特別な関心を払ってきた。特に、警察、調査局、公訴局、人民裁判所の能力である。その結果、多くの事件が発見・捜査され、多数の人身売買業者が厳しい刑罰を受け、服役した。

2.2.2.2. 被害者を助けるための現行プログラム

最近ベトナム政府と地方当局や組織は女性と子どもの人身売買と闘い、戻ってきた人々のコミュニティーへの復帰を助けるさまざまな措置をとった。

女性の権利に关心を持ち、権利を保護する目的を持つベトナム女性同盟（VWU）には、女性と子どもの人身売買に反対する闘いとコミュニティーに戻った女性の被害者に有利な状況を作り出すことに参加する、実際的で有効な活動が数多くある。VWU はまた、帰国した被害者の女性が資金を借りたり、保健サービスを利用したり、連合の活動や他の社会活動に参加するのを助ける状況を作り出そうともしている。

同盟は人身売買業者の罠についての意識を高めるために、国の政策や法律に関する情報を伝えるさまざまな活動を計画した。

限られた資金を利用して、連盟は村に戻る多くの少女の被害者を援助するために警察や国境警備隊と協力している。

「飢えの除去と貧困の緩和」というマスターprogramを実施するために同盟は5種類から7種類のさまざまなプログラムを主催している。また、1996年5月以降、「貧しい人々を救う日」と名付けられたプログラムを運営し、特に経済的に困難な女性のために40億ドン（ベトナム通貨単位）以上の資金援助を受けた。

III. 後続の戦略と行動

1. 情報と教育活動

- ・国民のさまざまな階層、特に若い女性に対して、女性と子どもの人身売買、多様な形の人身売買の裏にある、誘惑し、だますための罠、こうした悪行により破滅に至ることについての情報と教育活動の推進
- ・危険な集団だけでなく、女性や子どもの人身売買の事件にも警戒、防止、発見することに対して敏感になる。女性と子どもの人身売買の事件を発見するのに役立つ人々を保護する措置を取る。
- ・家族のメンバーを管理し、教育する家族の役割を強化する。家族、学校、住民のコ

ユニティーはこうしたことにお互いに協力すべきである。ジェンダー間が平等で、文化的で、幸福で、進歩する家庭を築くキャンペーンを促進する。

- ・女性と子どもの権利に関する法律教育を推進する。
- ・利用可能な情報およびコミュニケーション・チャンネルや手段をすべて活用する。特に、こうした悪と闘う教育やコミュニケーション活動に被害者を参加させることを含め、直接的なコミュニケーションを用いる。

2. 関係当局による管理、住民登録、国境管理を強化し、国境管理に民衆組織やコミュニティーを参加させる

3. 法律的側面

- ・人身売買業者、具体的には女性と子どもの人身売買を扇動する者、仲介する者、計画する者を、適時に厳しく罰するために現行法を行使する。
- ・女性と子どもの人身売買の仲介者と計画者に対する罰則の枠組みを強化するために刑法の必要な改正を行う。
- ・国際的な司法協力、具体的には隣国との協力を強化する。

4. 社会・経済的側面

- ・女性、特に僻地の女性に対する職業訓練と収入源を産み出すプログラムをさらに発展させる。
- ・最も不利な立場の家族、シングルマザー、ストリートチルドレン、孤児などを社会的に支援する。
- ・義務教育を提供し、国民の文化レベルを上昇させ、娘を学校にやり、女性、特に 15 歳から 35 歳の女性の識字障害を撲滅するよう、家族に働きかける。女性、具体的には農村や僻地の女性の文化的・精神的生活を一步一步改善する。
- ・故郷に戻った女性の人身売買の被害者を援助するための、さまざまな組織や機関の協力を強化する。

5. 国際的な協力

- ・外国、具体的にはこうした悪行を防止し、悪と闘っている地域の国との経験や情報の交換を促進する。
- ・コミュニケーション、教育活動、仕事を作り出したり、収入源を産み出すなどの開発活動に関する情報や経験を交換するときには、個人やコミュニティーだけではなく、政府組織、政府間組織、非政府組織の間の協力を強化する。

1. 背景

1993年インドネシア国家政策ガイドラインには、第2次長期開発計画の国民の発展の目標は国民の質を高め、人口の移動性を管理し、少人数の幸福な、繁栄する家族になるために努力し続けることであると述べられている。国民は開発プロセスの手段であり、目的である。ここには女性を開発に組み入れることが含まれている。このことは開発政策、すなわち、人口の移動性を高め、国民の質を改善し、教育知識を高め、一定水準の仕事を得ることの中で、認められている。社会福祉に関する問題を直接または間接的に規制する法律や規制が多くある。例えば、労働法、教育法、社会福祉法の基本条項、子どもの福祉法である。貧困の緩和に政府は最大の関心を払ってきた。政策は貧困者の数を減らし、国民にもっと自信を持たせることである。特に問題だと思われる女性の貧困のカテゴリーには、貧しい都市の女性や困窮した女性、高齢の女性、移民女性、家長が女性の家庭が含まれている。浮浪者、乞食、売春婦、非行少年、麻薬中毒者に対して社会復帰サービスが提供されている。

開発における女性の役割には非常に関心が高まったが、女性の質は改善される必要がある。社会文化的な風潮は、世界の挑戦と要求に向き合うために自分自身を成長させる女性を助けるものである。人口の年齢構成は若く、膨張していると考えられ、教育と仕事の資格の一致が一方で求められている。

国家政策ガイドラインの開発指導書には次のように明確に述べられている。実際にまだ、なすべきことがあるし、社会文化は女性の地位や役割にとって完全に有利とはいえない。日常の生活で出会う、女性や子どもについての問題があるからである。虐待された女性や子ども、セクシャルハラスメント、移民労働者（男も女も）の不利益、女性と少年や少女の性的搾取、売春目的の女性や子どもの人身売買などについてのニュースが毎日の新聞によく掲載される。開発政策と戦略はこうした問題の克服をめざしている。

2. NGOスタッフによる子どもの売買春に関するワークショップ(1996)での発見子どもの性的搾取

大人の買売春についての調査は多数ある。インドネシアの子どもの買売春についての研究はない（ECPAT ニュース p.7）。ジャカルタでの研究によれば売春婦の31%は14歳から17歳だった（1977年の研究）。子ども買売春の明確な定義することと、自発的なセックスの同意とどのように異なっているかについて明らかにすることが必要である。国内でも国際的にでも需要が増えていることを考慮に入れると、おそらく子ども買売春は深

刻な問題になるだろう。公式には子ども売春を推進する要素は絶対的貧困である。貧困に加えて社会経済的要因、例えばレジャー産業といったライフスタイルの変化も今日の問題である。秘密の売春は違法と考えられ、隠れてされている。問題を解決するために有効な戦略を開発しなければならない。大都市の状況は次のように言われている。子ども売春には少女も少年も巻き込まれている。子ども相手のセックスツーリズムの形跡がある。ジャカルタのバー、レストラン、ショッピングセンターは客が性的なサービスを買うことができる場所である。売春婦の中には路上やビジネス街に立っている者もある。最近ではシンジケートが組織しているようだ。例えばバリ島のような最近発展した観光地では、売春婦も男娼も観光地に散らばっている。ロンボク島は新しい観光地だが、子どもがセックス産業に従事しているはっきりした形跡がある。外国人がポルノ映画を作るために性的に搾取し、虐待し、ポルノ映画を撮る。西ジャワを含むジャワ島では都市のポン引きが周囲の村から少女や未亡人を連れていくことがわかっている。売春目的の少女の人身売買の事件が数多く発見された。ツーリズムに関する子ども買売春は報告されていない。ほとんどの売春婦は幼いときにリクルートされる。知っている人に売られるのである。若い売春婦の中にはまだ学校に行っていた者もいた。独立したプローカーに売られた者もいる。レジャー産業の発展は子ども買売春の基盤となっている。要求があり次第、売春婦を提供するホテルがある。地元の売春婦は 18 歳以下である。南スラウェシでは都市で子ども買春は見つけにくいが、存在しているようだ。農村では買春目的で子どもを人身売買する徴候がある。西カリマンタンでは早婚と子ども売春は普通のこと、特に中国人集団ではそうである。少女の人身売買は国境内でも国境を越えても起きていると想像される。メナドでは都市の売春は今のところ証拠となる資料はないが、存在しているのではないかと疑われている。観光は発展しつつあり、国内の観光客も外国からの観光客も増えている。それがレジャー産業の需要に影響を及ぼしている。

3. 売春についての研究

「インドネシアにおける売買春」（テレンス・ハル、他）という 1997 年の研究では、大規模な性産業、他の職業に比べて性産業の収入の良さが描かれている。性を商品化する動機はほとんど、すぐにお金を稼げることである。売春は性病やエイズを蔓延させるものだと考えられる。登録されている売春婦の総数は、1997 年のハルの報告によれば 71,281 人（1995 年）で、社会問題省の報告（p.138）によれば 72,724 人（1996/1997 年）の売春婦が登録されており、第 6 次開発 5 ヶ年計画の最初の 3 年間で 1,175 人が更生の目標になった。

4. エイズ感染の事例

保健省はエイズ感染の事例について、1997年9月には22州に広がり、590件が登録され、年齢は1歳から60歳までであると報告した。男性は380人、女性189人、不明21人である。590件のうち、1歳以下が2件、1歳から4歳が2件、15歳から19歳が31件である（1997年10月、保健省）。

5. 子どもの労働

インドネシアでは働いている子どもは新しい現象ではない（人材省1997年）。伝統的に特に農村では子どもは幼い時に親を手助けするために軽作業の訓練をされる。それは信頼できる親子関係を作る正常な要素だと見なされてきた。製造業や危険な職業に子どもの労働力が利用されたことで、国民の協議しなければならない問題に子どもの労働の問題が加わった。経済的な活動をしている15歳以下の子どもの正確な数はわからない。急速に工業化したので都市の人口は2倍になり、子どもの労働も都市化している。子どもの労働力への参加率は18%（1971年）、16.4%（1986年）、12.4%（1994年）と減少した。農村で生活している子どもの割合は4.7%（1986年）から12.5%（1994年）に増加した（人材省1997年）。働いている子どもの大部分は非公式部門で働いている。労働のジェンダーによる区分も広く行き渡っている。少女は工業部門で優位を占めている。例えば、食品、飲料、織物、タバコ、衣料、皮革、家具、木彫りである。少年は農業や工場、建設部門に多い。どの部門でも概して幼い少女が圧倒的に多い。子ども達が働いている環境は、仕事に伴う危険、雇い主による搾取、安全性が守られないリスク、劣悪な労働条件にさらされやすく、その中には精神的、身体的リスクの両方が含まれる。子どもは学校にも行かず、健康の危険にさらされながら長時間働いたり、身の危険と健康の危険にさらされながら夜間働いたりしている。

政府の政策

防止活動は貧困の緩和に焦点を当てている。最貧家庭に照準をあわせた貯蓄と収入源を生み出す計画、TakesraとTukesraを通して実施されている。教育を普及させる努力をすることが、すべての村の小学校に対する大統領訓令（Inpres）プログラムで宣言された。こうした努力によって総就学率は95%に上昇した。最近の国里親計画運動（GNOTA）は、貧困家庭の子どもが学校からドロップアウトして労働者にならないように費用と用具を提供することを目的としている。この計画の対象は約5,000,000人の不利な立場の子どもに及んでいる。また、9年間全員教育政策によって、子どもの労働の拡大や子どもの労働時間は減少し、学校に行く者が得をするようになる可能性がある。教育政策は子どもが搾取から自分自身を守ることの一助にもなる。

行動計画

子ども労働者の生活の改善のための行動計画は子ども労働者の数を減らし、就学率を増大し、小学校のシステムを拡大し、問題を取り組む法律を発展させることを目標としている。子ども労働は第6次開発5ヶ年計画に組み込まれている。

インドネシアは1990年に国連子どもの権利条約を批准し、1992年以降ILO児童就労撤廃国際計画(IPC)に積極的に参加している。国の行動計画は児童就労の撤廃を優先事項にした。法の改正とILO最低年齢条約138条の批准の促進、法律の施行、この問題を取り組む政府の省庁、NGO、雇用主、労働組織の能力の強化、働く子どもに対する教育援助と別の教育戦略の促進、9年間の基礎教育プログラムの実施、働く子どもの問題に取り組むNGOと政府機関のネットワークの強化である。

法律の枠組み

雇用最低年齢に関する法律の枠組みは包括的に再検討された。新しい労働法には子どもの最低就業年齢の条項が含まれていて、ILOの条約に従っている。法案はごく最近議会を通過し、大統領の署名により法律となった。法律を実行する手段となる政府の規制は開発されつつあり、女性、子ども、青年を扱っている。人材省省令NO.01/Men/1987では一日の労働時間が4時間に限定され、雇用主は子どもの基本的な教育の機会の提供に協力を求められている。省令で定められた規則への違反が見つかった企業は労働検査官の制限を受ける。ガイドラインは法律の施行を高めるプロセスである。売春に関する法案はまだ開発中である。

行動プログラム

さまざまなアプローチがある。例えば、働く子どもを担当する政府機関とNGOの強化、トレーニング、労働組合と雇用者の活動の促進、子どもに危険な仕事をやめさせるプログラム、法的人権擁護、短期的、中期的、長期的な実施の検討である。子どもの労働と闘うための多分野にわたる活動は次のことを通じて計画されている。現在の貧困を緩和すること、家族計画、9年間の基礎教育、子どもの労働の搾取の形と闘うために社会のあらゆる部門、特に民間部門の動員、生産財の利用と大人の仕事に就く機会および融資の便宜を増大させることにより貧困者をエンパワーアすること、社会的に安全なネットワークを築くことである。

Yayasan(財団)'Naluri Wanita Utama'

1995年末に設立された新しい財団は女性と家族の問題を理解しなければならない。特に女性のための技術トレーニングはニュージーランドがスポンサーとなって1996年にパイ

ロットプロジェクトの農村で行われ、ジェンダーの問題、環境に関する地球の状況や健康とエイズを含む性行為感染症に関するIEC（情報、教育、コミュニケーション）がSatya Negara Indonesia 大学とジャカルタの Muhammadiyah（イスラム教大学）大学の学生に対して開催され、翌年は別の活動が行われた。健康と環境についての情報と教育は1996年から1997年のプログラムの期間にパイロットプロジェクトの村で定期的に開催された。1997年半ばに行われたプロジェクト活動の中間評価では家族の中の女性の地位と家族の外、つまり社会生活の中での女性の地位の分析、特に情報の利用、コミュニティーの生活への参加、女性向け開発プログラムからの利益の分析が行われた。'Naluri Wanita Utama' 財団もストリートチルドレンの問題、特に少女や若い売春婦、虐待された少女、少女の性的搾取の問題について考えてきた。こうした領域についての人権擁護や専門家の意見を求めるることは社会問題省やジャカルタ州社会問題庁が発展させた。パイロットプロジェクトの村の住民からわかったことは村で犯罪はほとんど起きないということである。それは、村で仕事を得ることができるからである。少年少女や、小学校や中学校でドロップアウトした生徒は村の女性が設立した衣料工場で働いている。家内工業から得られる収入は家族の生存に重要である。女性は次のように述べている。

「手工芸は家族の生存にとってかなり将来有望です。また、村の子どもたちの学力を高め、技能をもっとつけるために子どもたちを学校にやることもできます」

このことはまた、家内工業はグローバリゼーションのプロセスに挑戦する、オルタナティブな方法であると説明することもできる。農業社会から工業社会へとコミュニティーが移行する時代にあっては、特に女性には、性病やエイズの予防を含む、新しい時代に向き合うためにさらによい教育を子どもたちに準備する重要な役割がある。

1. 北京およびストックホルム会議のフォローアップ行動

国家行動アジェンダの準備

子どもの売買春と闘う行動計画は 1994 年に立てられ、実施されている。行動計画は子ども売春中央諮問委員会の勧告に基づいている。行動は中央と州レベルで実施されているが、以下の項目がモニターされている：

1. 州レベルで諮問委員会を設置する。
2. 人身売買防止法 (ITPA) の 13 条 (1) に基づいて、指定された地域で人身売買と売春の犯罪に取り組むために、特別警察官を任命する。
3. ITPA の 13 条(1)に基づいて、州が任命するソーシャルワーカー諮問委員会と NGO は特別警察官を支援する。
4. 任命された NGO は警察により身分証明カードを与えられる。
5. 月に一度の基準で特別警察を含むさまざまな地方レベルからの報告が必ず送られるよう調整し、インド政府（国務省と女性と子どもの開発局）に報告を送るための機構を設立する。
6. 行動に関する現状報告を、年に 4 回の基準で事務局長は中央政府に送る。
7. 定期的に警察の手入れを行う。
8. 救出された人の社会復帰のために NGO も関わる。
9. 州政府は救出された人々への保護施設の提供と擁護の措置を講じる。
10. NGO は通常の研修及び雇用計画に基づいて、救出された人々に対する訓練および収入確保プロジェクトの実施に携わる。
11. 州政府は売春婦を多く供給している地域の開発のために長期のプロジェクトを開始するべきである。
12. デーヴァダシー/Jognin システムが存在する州は以下のことを行わねばならない：
 - a) 伝統、儀式に責任がある部門、さまざまなカテゴリーのデーヴァダシーの社会経済的な側面、問題の広がりと重要性などを詳しく説明し、理解するために調査し、包括的な大略を作成をする。
 - b) 禁止している州法を有効に実施するために法律の実施手段を再検討する。

- c) 全体論的な視野に立った社会復帰の方法を採用する。
- d) 経済復興のために包括的で、期間が限定された行動計画を導入する。
- e) モニタリングと調整のための適切な実施機関を設置する。

1997年8月、委員会がもう一つ設置され、売買春、子どもの売春婦、売春婦の子どもの問題を調査し、売春婦の子どもや子どもの売春婦の救出と更生の計画を立てることになった。この委員会は売春婦の更生のための施策も提案している。

委員会の報告は1997年の11月末までにまとめられる。報告のとりまとめと実施の前に、州政府、NGOなどと報告について話し合われることになっている。

II. 人身売買と商業的性的搾取を扱う法律と規制

インド政府は社会の売買春の現象を非常に憂慮している。近年社会が女性と子どもの搾取に関心を寄せるようになり、子ども買春は重要な問題になってきた。特に少女は、そそのかされて強制的に売春させられていると報告され、商業目的のひどい性的虐待にあっている。

1956年の人身売買（防止）法（ITPA）はインド刑法（IPC）に補足されたものだが、子どもを含む人身売買を禁止し、厳しい罰則を定めている。ITPAとIPCは売買春に関する犯罪に対する罰則を規定する。ITPAは子どもや未成年者に関する犯罪者に対して罰則を強化している。IPA法第5条によると、売春目的で子どもや未成年者を斡旋したり、勧誘したり、連れ去ったりした場合、少なくとも7年の禁固刑で終身刑もあり得る厳しい刑罰に値する。第6条では、子どもが売春宿で人と一緒に発見された場合、その人は子どもを拘留したことで有罪と推定され、禁固刑に値する。第7条によれば、子どもや未成年者に関する売春の罪を犯した者の刑罰は、少なくとも禁固7年、または終身刑、あるいは禁固10年に延長される。1986年の少年法では少女を含む、放っておかれたり、罪を犯した少年少女のケア、保護、治療、社会復帰が規定されている。すべての州の警察長官の会議もこうした観点で開かれた。

州も売春婦の法律の実施、救出、保護、カウンセリング、社会復帰に関して調整を進めるために、州レベルで調整機関を設立するよう勧告された。

1996年2月ボンベイで487人の性的搾取の被害にあった子どもが救出され、そのうち223人がネパール出身だった。この子どもたちの人身売買に関するものは暴力団であることがわかっている。中央捜査局はこの事件に取り組むよう求められている。

人身売買は次のように検討されている。防止法も準備中である。このために、国立インド大学法学部では法律を再検討し、より効果的で厳しいものにするために法律の改正または新法制定を提案することを委託された。国立インド大学法学部は報告を提出した。報告

の中で、問題に取り組むさまざまな政策と法整備を含む法案は2種類提案された。一番目の法案は1993年の人身売買の防止と売春婦の社会復帰法案である。これは特に女性と子どもの人身売買を禁止し、売買春の被害者の苦しみを和らげるための法案である。

二番目の法案のタイトルは

「1993年、人身売買の禁止と性産業労働者のエンパワーメント法案」である。

これは特に女性と子どもの買春目的での人身売買を禁止し、性産業労働での性的搾取を防止し、健康と衛生を守るという観点で性産業労働者に権利を与える法案である。両法案とも女性のための国家委員会に委託され、意見をもらうことになった。

III. NGO、他の政府機関、外国政府との共同行動

政府には、被害者の保護と社会復帰のためにNGOが運営する短期滞在施設と少年法に基づいて設立された青少年施設の幅広いネットワークがある。資格を持った医者や精神科医のサービスが短期滞在施設で受けられる。少年法に基づく施設では、時間制でこうしたサービスが受けられる。

中央社会福祉諮問委員会は、売春婦の子どものための「開発とケアセンター」を運営するNGOに資金援助をしている。このようなセンターは赤線地帯に作られ、託児所とデイケアセンター、教育支援プログラム、補食、健康管理、カウンセリング、遠足などを提供し、訓練されたソーシャルワーカーや教師が配置されている。福祉省もNGOに売春婦の子どもの社会復帰のための財政援助をしている。

赤線地帯の中には、統合児童育成福祉（ICDS）計画に基づいてセンターを設立するためにインド政府がプロジェクトを認可したところもある。いくつかのボランティア機関も子ども売春婦と権利の擁護を含む、売春婦のケアと社会復帰に取り組んでいる。

また、中央及び州政府駐在官が、女性の訓練と雇用のためのさまざまな計画のもとでデーヴィダーシー Jigin 売春婦などの社会復帰プロジェクトに着手している。

少女の地位向上させるために少女の生存、保護、育成に焦点をあてた南アジア地域協力連合（SAARC）少女の10年（1991～2000年）のための国家行動計画が作成された。10代の少女のための特別な教育計画はICDSで作られた施設を通じて制度化された。行動と権利擁護プログラムは少女の肯定的なイメージをはっきり示す目的で実施されている。これは少女に対する社会の態度を変化させるためである。

また、売春の発生は社会での女性の低い地位に関係があるので、政府は次のようなさまざまなプログラムを実施している。

- a) 女性に経済的に力をつけさせるための NORAD、STEP、CCEVT、SEP、DWCRA のような訓練と所得獲得活動。IRD P 計画のもとで女性に 40% の枠が与えられた。
- b) 積極的行動の具体的な施策として、Rashitria Mahila Kosh は、NGO の仲介により低い手数料で非公式部門の貧しい女性に、資金の融資を始めた。Mahila Samridhi Yojana は、女性が自分の家族の預金をもっと管理できるようにした。
- c) 働く女性のホステル、短期滞在施設、託児所、家族問題のカウンセリングセンターなどのサポートサービスをした。
- d) 女性のための意識喚起プログラムを作成したり、女性の権利に関する情報を伝えることを始めた。出版物や電子メディアを通じて、社会に女性の 積極的なイメージを生き生きと伝え、女性や少女に対する社会の態度に変化をもたらす努力もされた。

子ども売春の数量的な大きさと規模に関するデータベースを開発する、将来の NGO または実験のプロジェクトと戦略を支援するための政策ガイドラインやプログラムの記録文書の作成に加えて、1996 年、女性と子どもの開発局、インド政府とユニセフはすべての州とバンガロール、ゴア、ハイデラバード、パトナ、チャンディガル、カルカッタの連邦直轄領にわたる 6 つの地域ワークショップを開催した。

国家人権委員会（NHRC）も売春の防止と社会復帰戦略に取り組む中心団体で、デリー やカルナタカで子ども買春の問題を研究している。

SAARC 諸国のマレ・サミットの指令に従って、南アジア地域諸国は女性と子どもの売春目的での人身売買を防止するため、地域条約の制定を決定した。条約は加盟国が提供した情報を基にインドが立案し、1998 年前半にインドで開催される加盟国専門家会議で討議される。

IV. 人身売買の状況に関する統計と資料

インドの売春婦や子どもの売春婦の数について入手できる、信頼できる統計はない。問題の大きさを推計しようとすると大きな障害にぶつかる。その中には、この問題に付随する社会的な汚名と刑罰があり、それ故に売春婦の特定は容易ではない。また、暴力団や売春宿の主は暴力で完全に支配しているということも、売春婦や子どもの売春婦を特定を妨げている。また、売春という現象は 4 大都市の一定の地域以外に分散しているということも障害になっている。

中央社会福祉委員会がスポンサーとなってインドの 6 つの大都市で 1991 年に行われた調査では、売春婦の人口は 70,000 人から 100,000 人の間であるとされた。また、売春婦の 30% が 20 才以下で、約 40% が 18 歳未満で売春を始めたことがわかった。売春婦にな

る大きな理由は貧困と失業が適切に社会復帰ができないことである。売春婦の70%は読み書きができない。43%はこの職業をやめたいと思っている。やめたいと思っている人のほとんどは、自分の子どもを売春婦にしたくない、子どもの将来を守りたい、病気の恐れがあるなどという理由からである。売春を続けたいと思っている人は他に収入源がないこと、社会的に受け入れてもらえないこと、家族の風習、貧困、病気、落胆などを理由として挙げた。

V. 開発の実施とモニタリング機関または活動の中心

子ども売春に関する中央諮問委員会はインド政府によって設置され、以下のことを提案した。

- a) 子ども売春を根絶する措置を講じる。
- b) 若い墮落した被害者、即ち売春宿や売春という悪行から救出された子どもやと少女のケア、保護、治療、育成、社会復帰のために社会福祉プログラムを実施する。
- c) 子どもの性的搾取の防止を確約されるならば、現行法の改正または新法の制定を提案する。
- d) デーヴァダシーJogin の伝統の調査とそれに対する福祉と社会復帰を提案する。
- e) 委員会でなされる提案を実施するために適切な組織を考案する。

委員会は政府代表とボランティア組織の代表で構成されている。議長はインド政府の女性と子どもの開発局長官、そしてその他の委員は、女性のための国家委員会の代表、国立社会防衛研究所、インド児童福祉会議、インド社会保険協会の理事や会長、および、ボランティア組織3団体の代表、すなわち、ジョイント・ウイミンズ・プログラム（デリー）、Vimochana（カルナタカ）、Bhartiya Patia Uddhar Sangh（デリー）である。

委員会は1994年に報告書を提出し、その実施にあたっては委員会の定期会合とインド政府人的資源省（女性と子どもの開発局）がモニターするよう勧告した。

同様な諮問委員会が州レベルでも設置された。また、州政府により赤線地帯の有力な社会福祉ワーカーから成る非公式の諮問団体が設置され、売春が行われている地域で売買春の犯罪に取り組むために任命された特別警察に助言する。

人的資源省女性と子どもの開発局に事務職員と支援スタッフから成る部署が設置され、子ども買春を根絶する行動目標の実施をモニタリングする。

VI. 上述の問題と取り組む政府機関が直面する問題

1. さまざまな理由の中でもとりわけ売春の問題に対する社会の相反するような態度のために、この問題と取り組む法律執行機関と行政に真剣さがない。
2. 子どもの人身売買が広範に行われ、さまざまな方向に枝分かれしていることに対する意識が十分にないことも強い行動を取ることができない理由である。
3. 社会的な汚名、刑罰、暴力団の締め付け、分散する性質があることなどのために、この現象の規模や数量を推定する際に問題がある。
4. 被害者は結核、性病、エイズなどさまざまな病気に感染していたり、アルコールや麻薬中毒に陥っている。
5. 被害者は故郷での苦しい労働や貧困に較べて快適な生活スタイルに惑わされる。被害者が惑わされていると、被害者に売春をやめて社会復帰するように説得するのが難しくなる場合がある。別の職業につくと収入が減る場合は特にそうである。
6. 被害者は社会的な汚名と家族の問題に直面する。そのため被害者は家族のもとへ戻ろうとしなかったり、家族が受け入れようとしない場合がある。
7. 子どもの被害者の年齢を判断することが困難である。
8. 救出された被害者を滞在させ、社会復帰させるための施設や機関、NGO が不十分である。被害者にかぶせられた社会的な汚名のために、救出された被害者に特定の施設や NGO が住居を提供したり、ケアすることをいやがる。
9. 隣国の国境警察との間で、国際人身売買をやめさせるための調整がない。



バングラデシュにおける女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取：NGOの展望

クルシート・E・アーメット

女性の人権と法的扶助のためのセンター

1995年に北京で開催された第4回女性世界会議と1996年にストックホルムで開催された第1回世界会議によって、いかに世界貿易が女性と子どもに対する暴力を黙認しているかに関しての意識が高められた。

NGOは以下のことに関心がある：

- ・自発的な売春と強制された売春の間の区別
- ・資料の不正確さ
- ・非商業的な性的搾取
- ・連携の強化と南アジアディ域協力連合（SAARC）諸国の役割
- ・法的扶助と社会復帰

政府組織(GOB)との共同行動

- ・1991年～2002年NPAC草案作成
- ・1994年の条約の批准に向けたロビー活動
- ・女性と子どもの人身売買と闘うために作られたネットワーク
- ・NGOの代表とSAARCの会合は人身売買に反対する地域的な決議に成功
- ・女性の人権と法的扶助のためのセンターASK(AinOSalish Kendra)は事例を調査し、ワークショップを企画し、資料や教育用の小冊子を作成
- ・資料はほとんど正確ではない。
- ・売買ルートや地域に関する情報は集められた。
- ・NGOは報道機関から報告を集める。

問題

- ・人身売買の主な原因：ジェンダー差別と年齢が低いことで弱い立場に立たされていることへの取り組みが不十分である。
- ・社会復帰施設は十分でない。
- ・バングラデシュは1949年の、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」を批准していない。
- ・国境警備所の本国送還システムや警察への入隊のひどい状況について各国間の理解

がない。

- ・1995年に北京で開催された第4回世界女性会議と1996年の第1回子どもの商業的性的搾取に関するストックホルム世界会議で、女性と子どもに対する大きな暴力をいかに世界貿易が黙認しているかについての意識が高められた。ストックホルム会議は何世紀もの間、私たちを沈黙させてきた問題についてのタブーを取り払った。
- ・バングラデシュではいくつかの熱意のあるNGOが女性と子どもの性的虐待と人身売買を禁止するために調査、法的支援、資料の作成、ロビー活動を始めた。

BSAF（バングラデシュ Shishu Odhikar フォーラム）は子どもの権利と人身売買の防止のために活動している、73の組織の連合である。この問題について意見の交換のためにさまざまなワークショップを通じてフォーラムを開いている。もっと活動している組織はBNWL（バングラデシュ全国女性法律家協会）、UBINIG、ASK（女性の人権と法的扶助のためのセンター）、ILD（法律と開発研究所）である。こうした組織のプログラムや声明では、以下のことが示されている。

- ・自発的な売春と強制された買春、子どもの売春と大人の売春の区別が必要である。
- ・家庭内暴力、近親姦、不安定な子ども買春が発生するところには非商業的な性的搾取が存在している。隠れた性的虐待というこうした事実に注目しなければならない。
- ・人身売買のもっと正確な資料を提供するための調査。
- ・子どもの権利のための国内での提携、女性差別撤廃条約（CEDAW）や子どもの権利条約（CRC）の国内の監視団体の強化。
- ・1949年の国連人身売買禁止条約の批准を求めるロビー活動。
- ・南アジア諸国間の、国際マフィアシンジケートとのつながりがある貿易を阻止するためのSAARC諸国の役割と義務。
- ・人身売買の被害者への法的支援と社会復帰。十分なシェルターがないので被害者は世話をしない家族か搾取する業者のもとに戻らざるをえない。

政府組織(GOB)との共同行動

子どものための国家行動計画（1991～2002）はGOBとNGOの協力で起草される。ASKとUCEP、BSAF（いずれもNGO）は中心となるグループを構成する。このような協議の結果、CNSP（特別な保護が必要な子ども）のための部門計画で、「売春目的の少女の人身売買を含む国内及び国際的な子どもの人身売買」や「性的な虐待、搾取、暴力にさらされている、特に思春期の少女を中心とする子ども」の問題が強調されている。また、女性と子どもの人身売買の驚くべき状況が認識されている。

1949 年の条約の批准と 1933 年の人身売買法の実施を求める GOB と共同でのロビー活動
人身売買と闘うために、ネットワークが全国的、地域的、国際的なレベルで作られた。
北京とストックホルムの会議以降、こうした問題が NGO と GOB の議論から起り、大衆に情報を伝え、意識を高めるためにメディアや報道機関を通じてよくわかるような取り組みをするようになった。

SAARCへの代表派遣

SAARC 会議への NGO と GOB の代表を派遣すると、いくつかの重要な決議で国の意見を提出する際に有効である。（パキスタン、コロンボ、ストックホルム）ある会議で国代表団が提出した提案は、SAARC 加盟国内及び加盟国間の行政的、法的、社会復帰の構造を改善し、性的虐待の被害者を助け、国内や国家間の子どもの人身売買と闘うというものであった。

ニューデリーの第 8 回 SAARC サミット（1995）でバングラデシュ代表団は「女性と子どもの人身売買の禁止に関する SAARC 地域条約」の締結への支持を作り出そうとした。

外務省及び婦人問題省はこの問題を最優先事項にしている。1997 年、バングラデシュはすべての SAARC 諸国に対して女性に対する暴力に関する地域ワークショップを主催した。そこでは、とりわけ以下のことを呼びかけた：

資金の融資または雇用のための GOB プログラム（VGD、WEDP）と NGO（Grameen、BRAC）は貧困をなくすためにきわめて貧しい女性をターゲットにしている。

ダッカでは政府といくつかの女性組織がわずか 6 つのシェルターを運営しているにすぎない。そのほかに 5 つの施設が首都以外にある。

南アジアの女性グループは人身売買を地域問題だと認識させるために SAARC 諸国政府に覚書を出した。これは 1996 年デリーの外相会談で提示された。これに続いて、1997 年 4 月カトマンズで「女性法廷」という裁判所を開いた。これには活動家、法律家、政府代表者が参加した。

人身売買に反対する南アジア同盟は地域的な提携で、1997 年 5 月の SAARC マレ・サミット会議での承認を求めてロビー活動をしてきた。

「沈黙を破る（Breaking the Silence）」は非商業的に性的搾取された子どもの社会復帰のために活動している 12 の組織が最近連携したものである。売春地域に向けてリプロダクトヘルスに関する教育と意識を高める戦略を用いた。

女性の人権と法的扶助のためのセンター（ASK）は、パキスタン、カルカッタ、サウジアラビアの女性と子どもの事例を帰還と社会復帰を助けるという観点で調査した。その努力で政府とパキスタンの人権グループの支援を得ることができた。

1993 年、ASK は国に帰りたいと思っている女性被害者の支援システムを作るために地域ワークショップを開催した。サポートネットワークは法的支援を行い、メディアで女性たちの物語を放映したりもした。このネットワークには法律家、活動家、ジャーナリストが参加した。こうした経験を通して ASK は地域戦略に対する勧告を作成することができた。

ASK は 1996 年、青少年に向けて、リプロダクティブヘルスと性教育について書かれた『成人年齢』という小冊子を出版した。

ASK は働いている子どもに 人文科学の一般的な教育を基礎にしたワークショップを開いた。時間割にはリプロダクティブヘルスについてのワークショップが入っている。

資料と統計

ネパールとバングラデシュは、女性を供給する二つの主要な国で、女性は南アジアや東南アジアや中東の国に連れて行かれる。80 年代に、BBC プログラムは人身売買されて性産業で働くようになったバングラデシュの女性を最初にインタビューし、人身売買への注目を促した。

報道機関や活動家は時折、数字を見積もっている。政府機関にはほとんど統計がない。人の移動は秘密に行われているので数字を決定するのは困難であるので、人身売買に関する一般的な資料は、注意して扱わなければならない。

公式の報告では、実際より低く見積もられるが、1992 年から 1994 年の間に警察署には 102 件記録されており、子どもが 223 人、女性が 205 人、男性が 154 人、業者から 取り戻された。1995 年 1 月から 7 月までの間に 13 の場所で女性と子どもが 246 人救出され、人身売買業者が 11 人逮捕された。

ユニセフや SAARC が出した最近の報告では、一年に平均 4500 人の女性と子どもがパキスタンに密かに連れて行かれるとのことである。

UBINIG は ASK が集めた新聞の報告をパンフレットにして第 4 回北京世界女性会議で配布することを応諾した。

BNWLA は、最近の出版物『人身売買』(1996) で数多くの実例について述べている。人身売買のために人を集める地域、輸送する地域そして国境の出口を載せた地図(添付)には国内のかなり広範な地域が示されている。以前の 1988 年の研究では、人の移動はジュソール、ラングプール、コミラの国境のまわりの 2、3 の地域に限られているとされていた。メディアの報告でも被害者は非常に多くの地域から救出されたとのことである。

バングラデシュの人身売買の状況

人身売買により女性は、リクルートされる過程や、運ばれる時、受け入れ国で見つける仕事の形で、さらには本国に送還される時ですら、苦痛を与えられ、屈辱にさらされている。

様々な方法で女性は調達される。結婚をもちかけられたり、魅力的な仕事に惑わされたり、あるいは、直接に売買されたり、誘拐され、連れて行かれるのである。業者にとって男でも女でも、被害者を周旋することは非常に魅力的な仕事なのである。

女性と子どもは夜、人目につかないルートで運ばれる。業者は国境警備官に夫や花婿のようなふりをする。警備官に現金で支払うときに金を抜き取らせたり、被害者が性的なサービスをすることもある。

違法な状況での労働のため、被害者は業者に従属しなければならず、実際には一生不安定で、奴隸のような状態にある。

インドのイスラム教徒の男がバングラデシュの女性と一夫多妻制の結婚をしたが、これはウッタルパラデシュの工場でただで働く人をたくさん獲得するためであったという事例も何件か見つかっている。

パキスタンでは命が危険にさらされるほどの暴力に売春婦が直面している。売春宿から出た女性は、"Zina"（姦通）の嫌疑を受ける可能性がある。この罪は Hudood 条例で保釈が認められない。女性達は業者に保釈され、業者に支配され続ける。

1989 年、2 人のバングラデシュの少女が刑務所に拘留するように警察に嘆願した。外に出るとポン引きのところ以外に戻るところはないからであった。

本国に送還する行政的な手続きは非常に長くかかり、被害者を有罪にする傾向がある。1992 年、ASK はカラチに人身売買された女性の事件を追跡した。この女性を家に連れて帰ることができるまでに 2 年かかった。そこで再婚していた夫と、社会復帰の問題に直面した。彼女は 18 歳でカラチに連れていかれ、25 歳で戻されたのだった。

組織の支援なしに戻る女性と子どもは刑務所で「安全に拘留」されるので、警官のセクシャルハラスメントを受けやすく、性的虐待を二重に受けた被害者になりやすい。

性産業で少女の需要が高まっているのはエイズを恐れているからである可能性がある。また少年は、湾岸諸国ではこの習慣が禁止されているにもかかわらず、ラクダレースの騎手として使われる。

人身売買された子ども

7 歳のムニールと 5 歳のアバは 1997 年 10 月 13 日ダッカの警察に救出された。ラクダ

レース用に中東に売られようとしていたのだ。ASKはこの事件を調査した。安全に拘留されていた時に、子どもの手に手錠がかけられていたのがわかった。

問題

人身売買の主要な二つの原因をなくすために長期にわたる州の組織的な介入が必要である。その原因とは、貧困によるジェンダー差別と子どもが弱い立場にいることである。

人身売買の原因としての貧困には、熱心に取り組まれなかった。弱い立場にいる人々のグループの育成には、女性を訓練して仕事に就けるようにしたり、自営で仕事をするようするためにプログラムがあるが、WFPを通じてさまざまな援助団体が資金を援助した。1994年から1995年に、約400,000人に最低生活を保証する収入を与えた。道路維持プログラムのもとでは52,000人の女性が田舎の道路の仕事に雇われただけである。バングラデシュ農村開発局は267,838人の女性に資金を融資したにすぎない。バングラデシュの女性の人口は48,000,000人であるが80%は貧しく、こうした援助団体の支援は貧困を取り扱うには十分でない。

法律におけるジェンダー差別は私的な宗教法の慣習を通してなされ、相続、結婚、離婚の際は差別的な慣習に従う。GOBの国連女性差別撤廃条約に対する三番目と四番目の報告(1997)ではこうした不公平が人身売買と差別の原因だと認められている。女性組織はバングラデシュの統一家族法の制定を強く求めてきた。

子どもは弱い立場にいるので、働かされたり、読み書きができなかったり、親に放任され、人身売買や性的虐待の危険にさらされる。

人身売買に関する法律はますます厳しくなった。しかし、実施に関しては証拠を照合するのが困難なので、不十分なままである。

適切な社会復帰のための戦略にとってシェルターの数は十分ではない。被害者には当面の安全の確保や精神医学的なカウンセリング、将来の行動計画が必要である。NGOはこうした施設を効果的に供給していない。

大衆に情報を有効に伝え、一人一人の子どもを保護するために、人身売買についての教育を戦略的に計画し、メディアや学校のカリキュラムに入れることが必要である。

人身売買の問題に関するいくつかの国際条約のうちで、1949年の人身売買と他人の売春の搾取の禁止に関する条約は最も一般に言及される。しかし、この条約の締約国はたった10ヶ国である。バングラデシュは締約していない。

女性に対する暴力に関する国連特別報告者は、この原因是「不明瞭でおおざっぱな用語の使い方、不十分な実施機構、廃止を求める視点が独特であること」にあるとした。条約には訴えるための手続きが一切定められていない。

本国へ送還される人や送還されたくない人の窮状について各国相互の理解が欠落している。人身売買された人の送還を妨害するものは送還する政府の官僚主義的な手続き、財政的支援がないこと、本国の親族に拒絶されそうな恐れがあることである。帰還に気が進まない者は外国に戻って暮らす手段として、不法で性的に搾取される手段を見つけることが多い。

国境警備所の機構と、警察当局が人身売買に関わっていることが問題である。

将来の戦略

人身売買に反対する国際的地域と国内の行動戦略は国内及び地域フォーラムで勧告されてきた。その中でも以下のことに重点が置かれている：

- ・ 1994年の条約の批准と改正。
- ・ 女性と子どもの人身売買をモニタリングするために地域特別報告者の任命。
- ・ 本国送還手続きの改善。
- ・ 被害者が無条件で差別のない裁判を求める機会の提供。差別的な法律の撤廃。
- ・ ジェンダーの公平に関する法律の改正。
- ・ 市場競争を促進する経済調整政策では、政策によって貧しくなるおそれがある人々のために安全策が確保されるべきである。
- ・ 性的虐待と強制労働を目的とした女性や子どもの人身売買は、違法業者の広いネットワークがある、非常に儲かる商売である。人身売買の防止と被害者の社会復帰のために、戦略を十分考慮して闘う必要がある。
- ・ 貧困者に対する融資機関は融資したお金の利用と人身売買の被害者に対する影響をモニターしなければならない。

参加者名簿

Australia:	Ms. Bernadette McMenamin , National Director, ECPAT Ms. Helen Stylianou , Representative, Dept. of Foreign Affairs and Trade, (Australian Embassy, Manila)
Bangladesh:	Ms. Khursheed Erfan Ahmed , Ain O Salish Kendra Ms. Teherunessa Abdullah , Chairperson, Shishu (Children) Academy
Cambodia:	Ms. Srey Chanphallara , President, The Outreach Mr. Yim Po , Director, Cambodian Centre for Protection of Children's Rights
India:	Ms. Lalitha S.A. , Regional Coordinator, Joint Women's Programme Mr. T.M. Vijay Bhaskar , Director, Dept. of Women & Child Development, Ministry of Human Resource Development
Indonesia:	Ms. Sjamsiah Achmad , Senior Officer, Indonesia Institute of Sciences Dr. (Ms.) Intarsih Tjokrosuwondo , Training Specialist, AUSAID HIV/AIDS Project, Office of the Minister Coordinator for People's Welfare
Japan:	Prof. Kohki Abe , Faculty of Law, Kanagawa University Ms. Makiko Arima-Sakai , Vice-President, Asian Women's Fund Ms. Sumiko Shimizu , Member, House of Councillors Ms. Hiroko Hashimoto , Associate Professor, Jumonji Univ.; Chairperson, Empowerment Project, Asian Women's Fund Atty. Yoko Hayashi , Chairperson, Advisory Committee, Asian Women's Fund Mr. Masanobu Usami , Secretary, Office of Senator Sumiko Shimizu
Nepal:	Ms. Urmila B. Shrestha , Acting Special Secretary and Manager, Trafficking Programme, Ministry of Women & Social Welfare Dr. (Ms.) Prabha Basnet , Former Secretary, HMG Nepal
Philippines:	Ms. Lourdes G. Balanon , Director, Bureau of Child & Youth Welfare, Department of Social Welfare and Development Ms. Aurora N. Recena , Chairperson, Commission on Human Rights Ms. Karen L. G. Dumpit , Director, Child Right's Center

Atty. Gallant Soriano, Bureau of Immigration
Ms. Aura A. Sabilano, Director, Bureau of Women & Young Workers, Dept. of Labor and Employment
Mr. Rafael Relucio, Dept. of Tourism
Ms. Volanda Ma. L. de Leon, Assistant Secretary, Dept. of Interior & Local Govt.
Atty. Leo Tito Ausan, Jr., Office of Legal Affairs, DFA
Ms. Dolores Alforte, Executive Director, ECPAT Philippines
Ms. Zeny delos A. Bautista, Chairperson, Defense for Children
Ms. Lourdes G. Villanueva, Vice-President, STOP Trafficking
Fr. Shay Callen, PREDA Foundation
Ms. Saturnina Hamil, President, National Council for Social Development

Sri Lanka: **Ms. Lalitha Dissanayake**, Consultant, Women's Development Centre

Thailand: **Dr. Saisuree Chutikul**, Senator and Advisor to the Office of Permanent Sec.
Prof. Vittit Muntarbhorn, Faculty of Law, Chulalongkorn University
Ms. Sudarat Sereewat, Secretary-general, FACE
Ms. Pen Suwannarat, Project Coordinator, Mekong Region Law Center
Mr. Trakul Winitnaiyapak, Executive Director, Office of the Attorney General

Vietnam: **Ms. Pham Hoai Giang**, Presidium Member, Chief, International Relations, Vietnam Women's Union
Mr. Nguyen Cong Hong, Criminal and Administrative Legal Department, Ministry of Justice

国際機関

Ms. Thelma S.E. Kay, Chief, Women in Development Section, UN ESCAP
Mr. Guy Thijs, Sub-regional Coordinator, ILO/ROAP
Ms. Perseveranda S. So, UNICEF Representative, Philippines
Ms. Amihan Abueva, Executive Committee, ECPAT International
Ms. Aurora J. de Dios, Executive Director, Coalition Against Trafficking in Women Asia Pacific

Observers:

Ms. Ma. Alcestis Abrera-Mangahas,
National Programme Coordinator, IPEC
Mr. Akio Nakayama, Operations Officer, IOM Philippines
Ms. Jutharat Natewongthong , Planning and Policy Analyst,
ONCWA, Office of the Secretary of the Prime Minister,
Thailand
Ms. Hiroko Tanaka, Associate Social Affairs Officer,
UN/ESCAP
Ms. Lilian Doris S. Alejo, Task Force on Child Protection,
Dept. of Justice, Philippines
Ms. Grace Cymbeline T. Alejandrino, Council for the Welfare
of Children, Philippines
Ms. Gemma V. Borja, Social Worker, Bureau of Child & Youth
Welfare, Dept. of Social Development & Welfare, Philippines
Ms. Emilie Fe M. de los Santos, Dept. of Justice, Philippines
Ms. Trisha Digiovanni, APO, UNICEF
Ms. Helen Grace M. Elizade, Program Manager, Christian
Children's Fund, Pasig, Philippines
Atty. Rosario G. Ines-Penzon, Commission on Human Rights,
Pasig, Philippines
Ms. Ely G. Lumdang, Rep. For Ms. Saturnina Hamil, President,
National Council for Social Development, Philippines
Ms. Jocelyn A. Ong, Prosecution Attorney, Dept. of Justice,
Philippines
Ms. Corazon M. Paraiso, Executive Director, National Council
for Social Development, Manila, Philippines
Mr. Rafael Relucio, Department of Tourism, Philippines
Ms. Arlene M. Reyes, Director III, Dept. of Social Welfare and
Development, Philippines
Ms. Josephine M. Reynante, Principal Assistant, Dept. of
Foreign Affairs, Phil.
Ms. Ma. Consolacion S. Salcedo, Planning Officer III, Council
for the Welfare of Children, Quezon , Philippines

実行委員会

Atty. Merceditas Gutierrez, Special Committee for Children,
Dept. of Justice, Gov. of the Philippines
Ms. Eleanor P. Singson, DLLS, Gov. of the Philippines
Ms. Rachel D. Nebrao, DLLS, Gov. of the Philippines
Ms. Mizuho Matsuda, AWF staff
Ms. Charlotte Nakayama, AWF staff

(財)女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日的問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所：107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322 FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>